

官報

號外 昭和十一年五月二十五日

○第六十九回 貴族院議事速記録第十四號

昭和十一年五月二十四日(日曜日)午前十時
十八分開議

議事日程
第一回 第十四號

昭和十一年五月二十四日

前十時開議

第一請願委員長報告

第一回 昭和十一年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

第三回 昭和十一年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

第四回 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

第五回 昭和十一年度歲入歳出總豫算追加案(第二號)

第六回 昭和十一年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)

第七回 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

第八回 昭和十一年度歲入歳出總豫算追加案(第三號)

第九回 昭和九年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十回 昭和九年度特別會計第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十一回 帝國議會

第十二回 航路統制法案(政府提出、衆議院送付)

第十三回 中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十四回 大正十三年法律第二十四號法

第十五回 百貨店法案(衆議院提出)

第十六回 網馬法中改正法律案(政府提出)

第十七回 航路統制法案(政府提出、衆議院送付)

第十八回 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九回 第二讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二讀會ノ續(委員長報告)

第三讀會ノ續(委員長報告)

第四讀會ノ續(委員長報告)

第五讀會ノ續(委員長報告)

第六讀會ノ續(委員長報告)

第七讀會ノ續(委員長報告)

第八讀會ノ續(委員長報告)

第九讀會ノ續(委員長報告)

第十讀會ノ續(委員長報告)

第十一讀會ノ續(委員長報告)

第十二讀會ノ續(委員長報告)

第十三讀會ノ續(委員長報告)

第十一回 昭和九年度特別會計豫備費支
出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)
會議(委員長報告)

第十二回 昭和九年度滿洲事件第一豫備
金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)
會議(委員長報告)

第十三回 自昭和十年四月至同年十一月昭和十一年度第
二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)
會議(委員長報告)

第十四回 自昭和十年四月至同年十二月昭和十一年度特
別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)
會議(委員長報告)

第十五回 自昭和十年四月至同年十二月昭和十一年度特
別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ
件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)
會議(委員長報告)

第十六回 網馬法中改正法律案(政府提
出、衆議院送付)
會議(委員長報告)

第十七回 航路統制法案(政府提出、衆議
院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八回 大正十三年法律第二十四號法
案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九回 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十回 思想犯保護觀察法案(政府提
出、衆議院送付)

第二十五回 蠶種共同施設組合制度樹立
案(政府提出、衆議院送付)

第二十二回 百貨店法案(衆議院提出)
第一讀會

第二十三回 蠶種共同施設組合制度樹立
案(政府提出、衆議院送付)

第二十四回 山村住民救濟ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第二十五回 水產物ノ利用ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第二十六回 漁村指導機關ノ整備ニ關ス
ル請願

第二十七回 漁村經濟更生ノ施設擴充ニ
關スル請願

第二十八回 漁船保險制度ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第二十九回 漁村金融ノ改善ニ關スル請
願

第三十回 沿岸漁業振興ニ關スル請
願

第三十五回 第二期森林治水事業實施ニ
關スル請願(文書表第三十二號、第三
十五號、第四十三號、第六十二號、第三
八十一號、第八十二號)

第三十二回 宍道湖岸鹹害水害對策實施
ノ請願

第三十三回 雪害對策ノ施設ニ關スル請
願(文書表第三十六號)

第三十四回 小名濱線鐵道敷設ニ關スル
請願

第三十五回 利根川治水對策事業ノ豫算
計上ニ關スル請願

第三十六回 和歌山縣橋本町、新宮市間
鐵道敷設ノ請願

第三十七回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第三十八回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第三十九回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第二十回 思想犯保護觀察法案(政府提
出、衆議院送付)

第二十一回 朝鮮事業公債法中改正法律
案(政府提出、衆議院送付)

第二十二回 百貨店法案(衆議院提出)
第一讀會

第二十三回 蠶種共同施設組合制度樹立
案(政府提出、衆議院送付)

第二十四回 山村住民救濟ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第二十五回 水產物ノ利用ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第二十六回 漁村指導機關ノ整備ニ關ス
ル請願

第二十七回 漁村經濟更生ノ施設擴充ニ
關斯ル請願

第二十八回 漁船保險制度ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第二十九回 水產物ノ利用ニ關スル請願
會議(委員長報告)

第三十五回 第二期森林治水事業實施ニ
關斯ル請願(文書表第五十四號)

第三十一回 雪害對策ノ施設ニ關スル請
願(文書表第五十七號)

第三十二回 北海道手宮、北祝津間ニ省
營自動車運輸開始ノ請願

第三十三回 北海道高島漁港築設ノ請願

第三十四回 海事行政ノ統一ニ關スル請
願

第三十五回 岡山縣倉敷市ニ區裁判所設
置ノ請願

第三十六回 島根縣三隅川改修ニ關スル
請願

第三十七回 新宮川治水工事速成ノ請願

第三十八回 廣島縣倉敷市ニ區裁判所設
置ノ請願

第三十九回 岐點ニ關スル請願

第四十五回 德島縣阿波市ニ區裁判所設
置ノ請願

第四十五回 岐點ニ關斯ル請願

第四十五回 新宮川治水工事速成ノ請願

第四十五回 德島縣阿波市ニ區裁判所設
置ノ請願

第四十五回 岐點ニ關斯ル請願

第三十七回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第三十八回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第三十九回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 第二期森林治水事業實施ニ關
スル請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第三十七回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第三十八回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第三十九回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管轄區域擴張
ノ請願

第四十五回 樺太元泊郡知取町ニ區裁判
所設置ノ請願

第四十五回 山陽本線那波、西大寺ノ兩
驛間鐵道敷設ノ請願

第四十五回 郡山區裁判所管

議院ニ通知セリ
重要輸出品取締法案

輸出組合法中改正法律案

米穀自治管理法案

米穀統制法中改正法律案

穀共同貯藏助成法案

昭和六年法律第四十號中改正法律案

自動車製造事業法案

關稅定率法中改正法律案

重要肥料業統制法案

製鐵業獎勵法中改正法律案

臺灣私設鐵道補助法中改正法律案

同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提

出案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付セリ

臺灣拓殖株式會社法案

同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

百貨店法案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府

提案案ハ同院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シ

之ヲ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

昭和十一年勅令第十八號

昭和十一年勅令第二十一號

航空法中改正法律案

○議長（公爵近衛文麿君）是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、請願委員長報告、委員長酒井伯爵

○伯爵酒井忠克君（請願委員會ノ第二回ノ御報告ヲ致シマス、第一回ノ報告後ニ受領致シマシタ請願書ノ件數ハ二十二件ゴザイマシテ、之ガ連署人數ガ二千八百三十五名デゴザイマス、第一回ノ報告ノ際ニ申上ゲマシタ文書表未掲載件數ガ三十二件、之ヲ

合シマスト、合計五十四件ト相成リマス次第デゴザイマス、文書表掲載件數ハ五十件、文書表ニ掲載ニ至ラザルモノガ四件、此ノ五十四件ト第一回報告ノ際ニ申上ゲマシタ文書表ニ掲載ノモノノ中、審査結了ニ至ラカツタモノ八十件ト合ハセマシテ、合計百三十四件、以上ノ諸件ニ付キマシテシト決定セルモノハ、三十五件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定セルモノガ四件、以上ノ中、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定セシモノ、即チ採擇セズト決定致シマシタモノハ、文書表第二回報告ニ掲載セラレマシタ第四十七號、第六十號、第七十一號、第七十八號ノ四件デゴザイマス、尙審査ノ未了ノモノハ九十五件デゴザイマス、次ニ請願文書表報告ハ五月二十一日ニ一回、請願委員會特別報告ハ五月二十二日ニ一回致シテゴザイマス、次ニ總報告ヲ申上ゲマス、請願委員會ノ開會數ガ三回、請願委員分科會ノ開會數ハ各分科二回ヅ合計八回、請願文書表報告ハ三回、請願委員會特別報告ハ二回、請願書受領件數ハ百四十一件、之ガ連署人數ガ二十三萬八千八百五十名、右ノ中文書表掲載ハ百三十七件、未掲載ノ分方四件ゴザイマス、右ノ審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシト決定致シマシクモノガ四十一件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定致シマシタモノガ五件、審査未了ノモノガ九十五件ゴザイマス、右採擇ト決定致シマシタ四十一件ノ中ノ第二回報告中ノ第三十九號、利根川治水對策ニ關スル請願ニ付キマシテハ、請願書ノ形式ニ於キマシテ、貴族院ニ於テ從來採擇致シマシタ慣例上多少難點ガゴザイマシテ、

合シマスト、合計五十四件ト相成リマス次第デゴザイマス、文書表掲載件數ハ五十件、文書表ニ掲載ニ至ラザルモノガ四件、此ノ五十四件ト第一回報告ノ際ニ申上ゲマシテ、尙此ノ利根川治水對策ニ付テハ緊急ヲ要シ、且重要特別必要ナモノト認メマシテ、至ラカツタモノ八十件ト合ハセマシテ、合計百三十四件、以上ノ諸件ニ付キマシテシト決定セルモノハ、三十五件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定セルモノガ四件、以上ノ中、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定致シマシタ、次イデニテ、慎重審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシト決定セルモノハ、三十五件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定セルモノガ四件、以上ノ中、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定致シマシタモノハ、文書表第二回報告ニ掲載セラレマシタ第四十七號、第六十號、第七十一號、第七十八號ノ四件デゴザイマス、尙審査ノ未了ノモノハ九十五件デゴザイマス、次ニ請願文書表報告ハ五月二十一日ニ一回、請願委員會特別報告ハ五月二十二日ニ一回致シテゴザイマス、次ニ總報告ヲ申上ゲマス、請願委員會ノ開會數ガ三回、請願委員分科會ノ開會數ハ各分科二回ヅ合計八回、請願文書表報告ハ三回、請願委員會特別報告ハ二回、請願書受領件數ハ百四十一件、之ガ連署人數ガ二十三萬八千八百五十名、右ノ中文書表掲載ハ百三十七件、未掲載ノ分方四件ゴザイマス、右ノ審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシト決定致シマシタ四十一件ノ中ノ第二回報告中ノ第三十九號、利根川治水對策ニ關スル請願ニ付キマシテハ、請願書ノ形式ニ於キマシテ、貴族院ニ於テ從來採擇致シマシタ慣例上多少難點ガゴザイマシテ、

合シマスト、合計五十四件ト相成リマス次第デゴザイマス、文書表掲載件數ハ五十件、文書表ニ掲載ニ至ラザルモノガ四件、此ノ五十四件ト第一回報告ノ際ニ申上ゲマシテ、尙此ノ利根川治水對策ニ付テハ緊急ヲ要シ、且重要特別必要ナモノト認メマシテ、至ラカツタモノ八十件ト合ハセマシテ、合計百三十四件、以上ノ諸件ニ付キマシテシト決定セルモノハ、三十五件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定セルモノガ四件、以上ノ中、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定致シマシタ、次イデニテ、慎重審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシト決定セルモノハ、三十五件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定セルモノガ四件、以上ノ中、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズト決定致シマシタモノハ、文書表第二回報告ニ掲載セラレマシタ第四十七號、第六十號、第七十一號、第七十八號ノ四件デゴザイマス、尙審査ノ未了ノモノハ九十五件デゴザイマス、次ニ請願文書表報告ハ五月二十一日ニ一回、請願委員會特別報告ハ五月二十二日ニ一回致シテゴザイマス、次ニ總報告ヲ申上ゲマス、請願委員會ノ開會數ガ三回、請願委員分科會ノ開會數ハ各分科二回ヅ合計八回、請願文書表報告ハ三回、請願委員會特別報告ハ二回、請願書受領件數ハ百四十一件、之ガ連署人數ガ二十三萬八千八百五十名、右ノ中文書表掲載ハ百三十七件、未掲載ノ分方四件ゴザイマス、右ノ審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシト決定致シマシタ四十一件ノ中ノ第二回報告中ノ第三十九號、利根川治水對策ニ關スル請願ニ付キマシテハ、請願書ノ形式ニ於キマシテ、貴族院ニ於テ從來採擇致シマシタ慣例上多少難點ガゴザイマシテ、

昭和十一年五月二十二日

貴族院議長公爵近衛文麿君 副委員長 男爵千秋季隆君

過及結果ヲ御報告申上ゲマス、豫算委員會ノ經

切ナル御説明ガゴザイマシテ、委員會ニ於

キマシテハ其ノ請願人等ノ精神ヲ汲ミテ懇

テ、尙此ノ利根川治水對策ニ付テハ緊急ヲ要シ、且重要特別必要ナモノト認メマシテ、委員會ニ於キマシテハ遂ニ採擇ト決シタ次

第デゴザイマス、右ヲ申添ヘテ申上ゲテ置

キマス、以上ハ昭和十一年五月二十三日午後四時締切迄ノ御報告デゴザイマス

○男爵千秋季隆君 是ヨリ豫算委員會ノ經

過及結果ヲ御報告申上ゲマス、豫算委員會

ハ去ル十七日午後ヨリ十八、九兩日ノ午前

午後ニ互リマシテ、前後三回總會ヲ開キ、

熱心ニ質疑應答ガ行ハレマシタ、次イデニ

可決致シマシタ、豫算額ノコトデゴザイマ

スガ、當局ノ發表ニ依リマスト、實行豫算

茲ニ追加豫算ヲ合計致シマスル其ノ額ハ、

歲入二十三億五百五十餘萬圓、歲出二十三

億一千百五十餘萬圓デアリマシテ、實行豫

算額ハ歲入十九億四千九十九餘萬圓、歲出十

九億四千五百萬圓、追加豫算額ハ歲入三億

六千四百五十餘萬圓、歲出三億六千六百四十萬圓、內追加第一號ノ分ハ歲入歲出共ニ

三億六千二百三十餘萬圓、追加第二號ノ分

ハ歲入百二十餘萬圓、歲出三百餘萬圓、追

加第三號ノ分ハ歲入歲出共ニ九萬圓デア

リマス、而シテ右實行豫算額ト前述ノ追加

豫算額トヲ合計致シマスルト、昭和十一年

度豫算ニ於キマシテ歲入歲出ノ差引五百九

十餘萬圓ノ歲出超過トナリマスルガ、右歲

出超過額ハ昭和十一年度豫算實行上生ズル

豫算額トヲ合計致シマスルト、昭和十一年

度豫算ニ於キマシテ歲入歲出ノ差引五百九

十日、二十一日兩日ニ互リマシテ各分科會ヲ開キマシテ、分科ノ審査ヲ終シテ二十二日更ニ總會ヲ開キマシテ、遂ニ原案七件共ニ

シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセヌ

カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○讀長（公爵近衛文麿君）日程第二ヨリ第

八迄、昭和十一年度歲入歲出總豫算追加案外六件

外六件、會議委員長報告、是等七案ヲ一括

シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセヌ

カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○讀長（公爵近衛文麿君）御異議ナシト認

メマス、副委員長千秋男爵

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

タメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ」

追加案（特第一號）

一昭和十一年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ

タメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ」

追加案（特第一號）

一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲

スラ要スル件

一昭和十一年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（第一號）

一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲

スラ要スル件

一昭和十一年度歲入歲出豫算追加案（第一號）

一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲

スラ要スル件

間ヨリノ要求ノ聲ノ大ナルモノト小ナルモノ、甚ダンキニ至リマシテハ人聲ノ無イモノアル、世上ノ聲ハ少サクトモ、或ハ其ノ聲ヲ御聞キニナラナグトモ、重要國策ニ付テハ其ノ豫算編成ニ關シ、閣議ニ於テ或ハ大藏大臣ニ對シテ特ニ御注意ヲナサルモノデアルカ、此ノ點ヲ承リタイト述べ、其ノ實例ノ數々ヲ擧ゲ、殊ニ外務省ニ付キマシテハ現時、國際關係益複雜、多事多難ノ際、大イニ外交ノ陣容ヲ整へ、其ノ活動ヲ期待スベキ時ニ當テ遺憾ノ點アリ、又司法關係ニ付キテモ、裁判ノ遲延スルコトニ付キテ、司法大臣ハ定員ノ不足ト設備ノ不十分ナルコトヲ以チマシテ、辯明セラレタノデアリマスルガ、其ノ點ハ如何ト述ベラレタ質問ニ對シマシテ、政府ハ豫算編成ノ大體ノ方針ト致シマシテハ、出來ルダケ國家ノ必要トスル事業ニ付キマシテハ、閣議討議ヲシテ、其ノ目的ヲ達スルヤウナ豫算ニ依ヅテ、各大臣ガソレゾレ自己ノ省ニ關スルコトノミナラズ、一般的ノ問題ニ付キマシモ、國務大臣トシテ十分意見ヲ吐露シ、シテモ、主ニ國防費ノ方面ガ膨脹致シタノデアツテ、普通ノ各省ノ必要ナル行政ノ費用ト云フモノハ餘リ増シテ居ラナナイ、見方ニ依リマシテハ仕事ノ割合ニ減ツテ居ルトモ言ヘルノデ、是以上ハ行政整理ヲスル餘地ハ殆ド無イノデハナイカト思フガ、既定費ノ中デ苟モ冗費ト認メラレ、若シクハ節約シ得ルモノハ間断ナク注意ヲ致シテ、節約シ冗費ヲ省クト云フコトニ努力スルト答ヘラレマシタ、尙其ノ委員カラ、増稅案ニ付キマシテ、其ノツハ大衆課稅ヲヤルカドウカハ、都會ト地方トノ不權衡、動產ト不動產トノ間ノ不均衡ト云フコト、又所得稅ハ少額所得者モ増稅、是ハ免カレナイト思フガ如何、免稅點ノ引下ト云フコトハ隨分思フナモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、國策上是非共必要ナ經費ハソレゾト發行シテ居ルノデアリマシテ、退ヅ引キナライモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、先づ增稅ノコトニ付キマシテ、一レ計上致シテ、國運ノ進展ヲ圖リ、國民生活ノ安定ヲ圖ルコトガ必要ダト思フト云フ委員ヨリ、此ノ次ニ增稅案ガ出テ來ヤウト答デアリマシタ、財政問題ニ付テデゴザイマスガ、國策上是非共必要ナ經費ハソレゾト發行シテ居ルノデアリマシテ、退ヅ引キナライモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ在野當時ノ御意見トシテハ、財政ノ見通シガ付カナケレバ決シテヤラナイト云フヤウ

ナコトヲ言ウテ居ラレルガ、今外務大臣ト色々質問應答ヲヤッテ見マスト云フト、是ハ見通シガ付クト云フコトハ容易デノ聲ヲ御聞キニナラナグトモ、重要國策ニ付テハ其ノ豫算編成ニ關シ、閣議ニ於テ或ハ大藏大臣ニ對シテ特ニ御注意ヲナサルモノデアルカ、此ノ點ヲ承リタイト述べ、其ノ實例ノ數々ヲ擧ゲ、殊ニ外務省ニ付キマシテハ現時、國際關係益複雜、多事多難ノ際、大イニ外交ノ陣容ヲ整へ、其ノ活動ヲ期待スベキ時ニ當テ遺憾ノ點アリ、又司法關係ニ付キテモ、裁判ノ遲延スルコトニ付キテ、司法大臣ハ定員ノ不足ト設備ノ不十分ナルコトヲ以チマシテ、辯明セラレタノデアリマスルガ、其ノ點ハ如何ト述ベラレタ質問ニ對シマシテ、政府ハ豫算編成ノ大體ノ方針ト致シマシテハ、出來ルダケ國家ノ必要トスル事業ニ付キマシテハ、閣議討議ヲシテ、其ノ目的ヲ達スルヤウナ豫算ニ依ヅテ、各大臣ガソレゾレ自己ノ省ニ關スルコトノミナラズ、一般的ノ問題ニ付キマシモ、國務大臣トシテ十分意見ヲ吐露シ、シテモ、主ニ國防費ノ方面ガ膨脹致シタノデアツテ、普通ノ各省ノ必要ナル行政ノ費用ト云フモノハ餘リ増シテ居ラナナイ、見方ニ依リマシテハ仕事ノ割合ニ減ツテ居ルトモ言ヘルノデ、是以上ハ行政整理ヲスル餘地ハ殆ド無イノデハナイカト思フガ、既定費ノ中デ苟モ冗費ト認メラレ、若シクハ節約シ得ルモノハ間断ナク注意ヲ致シテ、節約シ冗費ヲ省クト云フコトニ努力スルト答ヘラレマシタ、尙其ノ委員カラ、増稅案ニ付キマシテ、其ノツハ大衆課稅ヲヤルカドウカハ、都會ト地方トノ不權衡、動產ト不動產トノ間ノ不均衡ト云フコト、又所得稅ハ少額所得者モ増稅、是ハ免カレナイト思フガ如何、免稅點ノ引下ト云フコトハ隨分思フナモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、先づ增稅ノコトニ付キマシテ、一レ計上致シテ、國運ノ進展ヲ圖リ、國民生活ノ安定ヲ圖ルコトガ必要ダト思フト云フ委員ヨリ、此ノ次ニ增稅案ガ出テ來ヤウト答デアリマシタ、財政問題ニ付テデゴザイマスガ、國策上是非共必要ナ經費ハソレゾト發行シテ居ルノデアリマシテ、退ヅ引キナライモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ在野當時ノ御意見トシテハ、財政ノ見通シガ付カナケレバ決シテヤラナイト云フヤウ

ナコトヲ言ウテ居ラレルガ、今外務大臣ト色々質問應答ヲヤッテ見マスト云フト、是ハ見通シガ付クト云フコトハ容易デノ聲ヲ御聞キニナラナグトモ、重要國策ニ付テハ其ノ豫算編成ニ關シ、閣議ニ於テ或ハ大藏大臣ニ對シテ特ニ御注意ヲナサルモノデアルカ、此ノ點ヲ承リタイト述べ、其ノ實例ノ數々ヲ擧ゲ、殊ニ外務省ニ付キマシテハ現時、國際關係益複雜、多事多難ノ際、大イニ外交ノ陣容ヲ整へ、其ノ活動ヲ期待スベキ時ニ當テ遺憾ノ點アリ、又司法關係ニ付キテモ、裁判ノ遲延スルコトニ付キテ、司法大臣ハ定員ノ不足ト設備ノ不十分ナルコトヲ以チマシテ、辯明セラレタノデアリマスルガ、其ノ點ハ如何ト述ベラレタ質問ニ對シマシテ、政府ハ豫算編成ノ大體ノ方針ト致シマシテハ、出來ルダケ國家ノ必要トスル事業ニ付キマシテハ、閣議討議ヲシテ、其ノ目的ヲ達スルヤウナ豫算ニ依ヅテ、各大臣ガソレゾレ自己ノ省ニ關スルコトノミナラズ、一般的ノ問題ニ付キマシモ、國務大臣トシテ十分意見ヲ吐露シ、シテモ、主ニ國防費ノ方面ガ膨脹致シタノデアツテ、普通ノ各省ノ必要ナル行政ノ費用ト云フモノハ餘リ増シテ居ラナナイ、見方ニ依リマシテハ仕事ノ割合ニ減ツテ居ルトモ言ヘルノデ、是以上ハ行政整理ヲスル餘地ハ殆ド無イノデハナイカト思フガ、既定費ノ中デ苟モ冗費ト認メラレ、若シクハ節約シ得ルモノハ間断ナク注意ヲ致シテ、節約シ冗費ヲ省クト云フコトニ努力スルト答ヘラレマシタ、尙其ノ委員カラ、増稅案ニ付キマシテ、其ノツハ大衆課稅ヲヤルカドウカハ、都會ト地方トノ不權衡、動產ト不動產トノ間ノ不均衡ト云フコト、又所得稅ハ少額所得者モ増稅、是ハ免カレナイト思フガ如何、免稅點ノ引下ト云フコトハ隨分思フナモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、先づ增稅ノコトニ付キマシテ、一レ計上致シテ、國運ノ進展ヲ圖リ、國民生活ノ安定ヲ圖ルコトガ必要ダト思フト云フ委員ヨリ、此ノ次ニ増稅案ガ出テ來ヤウト答デアリマシタ、財政問題ニ付テデゴザイマスガ、國策上是非共必要ナ經費ハソレゾト發行シテ居ルノデアリマシテ、退ヅ引キナライモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ在野當時ノ御意見トシテハ、財政ノ見通シガ付カナケレバ決シテヤラナイト云フヤウ

ナコトヲ言ウテ居ラレルガ、今外務大臣ト色々質問應答ヲヤッテ見マスト云フト、是ハ見通シガ付クト云フコトハ容易デノ聲ヲ御聞キニナラナグトモ、重要國策ニ付テハ其ノ豫算編成ニ關シ、閣議ニ於テ或ハ大藏大臣ニ對シテ特ニ御注意ヲナサルモノデアルカ、此ノ點ヲ承リタイト述べ、其ノ實例ノ數々ヲ擧ゲ、殊ニ外務省ニ付キマシテハ現時、國際關係益複雜、多事多難ノ際、大イニ外交ノ陣容ヲ整へ、其ノ活動ヲ期待スベキ時ニ當テ遺憾ノ點アリ、又司法關係ニ付キテモ、裁判ノ遲延スルコトニ付キテ、司法大臣ハ定員ノ不足ト設備ノ不十分ナルコトヲ以チマシテ、辯明セラレタノデアリマスルガ、其ノ點ハ如何ト述ベラレタ質問ニ對シマシテ、政府ハ豫算編成ノ大體ノ方針ト致シマシテハ、出來ルダケ國家ノ必要トスル事業ニ付キマシテハ、閣議討議ヲシテ、其ノ目的ヲ達スルヤウナ豫算ニ依ヅテ、各大臣ガソレゾレ自己ノ省ニ關スルコトノミナラズ、一般的ノ問題ニ付キマシモ、國務大臣トシテ十分意見ヲ吐露シ、シテモ、主ニ國防費ノ方面ガ膨脹致シタノデアツテ、普通ノ各省ノ必要ナル行政ノ費用ト云フモノハ餘リ増シテ居ラナナイ、見方ニ依リマシテハ仕事ノ割合ニ減ツテ居ルトモ言ヘルノデ、是以上ハ行政整理ヲスル餘地ハ殆ド無イノデハナイカト思フガ、既定費ノ中デ苟モ冗費ト認メラレ、若シクハ節約シ得ルモノハ間断ナク注意ヲ致シテ、節約シ冗費ヲ省クト云フコトニ努力スルト答ヘラレマシタ、尙其ノ委員カラ、増稅案ニ付キマシテ、其ノツハ大衆課稅ヲヤルカドウカハ、都會ト地方トノ不權衡、動產ト不動產トノ間ノ不均衡ト云フコト、又所得稅ハ少額所得者モ増稅、是ハ免カレナイト思フガ如何、免稅點ノ引下ト云フコトハ隨分思フナモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、先づ增稅ノコトニ付キマシテ、一レ計上致シテ、國運ノ進展ヲ圖リ、國民生活ノ安定ヲ圖ルコトガ必要ダト思フト云フ委員ヨリ、此ノ次ニ増稅案ガ出テ來ヤウト答デアリマシタ、財政問題ニ付テデゴザイマスガ、國策上是非共必要ナ經費ハソレゾト發行シテ居ルノデアリマシテ、退ヅ引キナライモノデナインリハ往々査定、減額ヲ受クルコトモ實ハ已ムヲ得ナカッタト思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ大藏大臣ノ在野當時ノ御意見トシテハ、財政ノ見通シガ付カナケレバ決シテヤラナイト云フヤウ

ノアルモノハ漸進的ニ引下ダサシテ行キタ
之ヲ持ツコトガ必要デアラウカト考ヘル、
資金ノ貸出方法ノ指導ト云フコトニ付テハ、
將來十分考ヘテ行クベキ筋ガアラウト思フ、
公債消化ノ前途ニ於キマシテ、法的手段ヲ
執ラストハ斷言致シマセヌガ、只今ノ所デ
ハ大體行政上ノ手段デ賄ツテ行ケルダラウ
ト考ヘテ居ル、トノ答辯デアリマシタ、財
政計畫ニ付キマシテ一委員ヨリ、我ガ日本
帝國ハ今ヤ向上發展ノ途ニアルカラ、此ノ
向上發展ノ途ニアル日本國ノ前途ハ、國費
ガ膨脹スルト云フコトハ免レザルコトデア
ル、本年ハ二十三億五百萬圓ト云フ未會有
ノ額ニ上ボリ、内軍事費ハ其ノ五割以上ニ
上ボルノデ、世間ノ人々及有識者ハ、是デ
ハ無制限ニ軍事費ガ增加スルノデハナイカ
ト云フコトデ、非常ナ心配ヲ懷イテ、軍事
責任ニ當ツテ、遺憾ナク其ノ責任ヲ果シ得ベ
キ最小限度ノ軍事費ノ案ヲ立テテ、之
ヲ一時ニハ行キマスマイガ、或ハ三年デ
モ、五年デモ宜シイ、其ノ案ヲ提示スル
ト云フコトガ一番必要デアルト思フ、
又増稅ノ種類、增稅ノ程度ハ慎重ニ御研究
下サツテ、サウシテ次ノ議會ノ前ニ具體的ノ
案ヲ國民ニ御示シ下サルナラバ、ソレデ結
構デアラウト思フガ如何、トノ問ニ對シマ
シテ、陸軍當局ハ、誠ニ御尤モニ存ジマス
ガ、誠ニ遺憾ナガラ今日議會ニソレヲ提出
ト述ベラレマシク、海軍當局ハ速記ヲ中止
シテ御協賛ヲ願フダケノ運ビニ至リマセス
デゴザイマシタ、次ノ議會マデニハ是非御
希望ニ副フ如ク致シタイト努メテ居リマス
ト述ベラレマシク、海軍當局ハ速記ヲ中止
シテ之ニ答ヘラレマシタ、財務當局ハ、到底十年ト云フヤウナコトヲ見通スコトハ困

ノ見通シマシテ、少クモドノ位ノ金ガ要ル
テ財政上之ヲ賄ヒ得ル金額ハドノ程度マデ
立テラレルカト云フコトヲ計畫ヲ立て、世
間ニ一日モ早ク知ラシムルコトガ國民ノ安
心ヲ買フヤウデアリマスケレドモ、是ニハ
相當ニ慎重ナ研究ヲ要スルノデアリマス、
出來ルダケ慎重ニ研究ヲ遂ゲマシテ、成案
ヲ得マシテ議會ノ協賛ニ俟ツト云フコトガ
宜シイノデハナイカト考ヘル、トノ答辯デ
アリマシタ、地方行政及財政ニ付キマシ
テ、一委員ヨリ、大都市ニ國民ガ集中スル
此ノ時弊ヲ矯正シ、大都市膨脹ノ趨勢ヲ抑
制スルコトガ確カニ根本的ノ國策問題デア
ルカラ、其ノ一方法トシテ、各種ノ機會ニ於
テ、行政機構、又教育機關、產業機關、是
等ヲ成ルベク地方ニ分布シテヘドウカ、ト
ノ間ニ對シマシテ、政府ハ、十分ナル注意
ヲ地方ノ問題ニ注ギ、出來ルダケ地方ノ經濟
力ト其ノ機構ガ相俟テ行ケルヤウナ方法
ヲ立ツルコトニ十分ノ力ヲ注イデ行クト云
フ御答デアリマシタ、又他ノ一委員ヨリ、
如何ニ中央ノ組織ヲ立派ニナサレテモ、地
方長官ガ度々更迭スルト云フヤウナコトデ
ハ、地方行政ハ旨ク行カヌデハナイカ、又
地方機關ヲ充實サセマスルニハ、ドウシテ
モ部落町村ガ非常ニ大事デアルカラ、昔ノ
五人組ノヤウナ點ニ付テ、今日ノ時代ニ適
應スルヤウニナサル御考ハナイノデアラウ
カ、又色々惡イ事件ガ町村ニ起ル原因ハ、
矢張リ連絡ノ機關ガ缺ケタコトモ一ツデハ
アルマイカト思フカラ、郡役所復活ヲ必ズ
シモ主張スル者デハナイガ、中央トソレカ
ラ地方、詰リ府縣廳ト市町村役場トノ間ノ
中間機關ヲ御考フ願ヒタイト述ベラレマシ
タノニ對シマシテ、政府ハ、町村ノ部落ト
云フモノハ自治ヲ振興サセル根柢デアルヤ
ウニ考ヘル、又中間機關ノコトハ、成程斯
様ナ行政機構モ實際生活ノ實情ニ即應スル

制度ヲ設ケルノガ一番必要デアルト考ヘルカラ、是ハ追ツテ行政機構ノ問題トシテ研究ヘ致シタク、ト答ヘラレマシタ、又他ノ一委員ヨリ、府縣ノ併合、又或府縣ヲ廢止シテ道廳ノヤウナモノヲ御創設爲サル意思ガアルカドウカ、トノ質疑ヲ爲サレマシタノニ對シマシテ、政府ハ、是ハ確カニ重大ナ問題デアツテ、整理ヲ斷行スルコトハ結構ダガ、是ハナカノ經濟財政ガ旨ク参ラヌト思フ、殊ニ大キクナッタ府縣ト云フモノヲ解體スルト云フコトハ、一層重大問題デハナイカト思フ、無暗ニ府縣合併ト云フ聲ヲ出ス譯ニハ參ラヌトノ御答ガアリマシタ、地方財政ノコトデアリマスガ、一委員ヨリ、地方交付金ハ今度豫算ニ出テ居ルガ、其ノ次ニ法律案トナツテ出テ來ルカトノ質問ヲセラレタノニ對シマシテ、政府ハ、是ハ全ク此ノ際ノ臨機應急ノ處置デ、又必然的ノ立法事項デモナイヤウニシテモ、ソレヲ無暗ニ使ツ等カノ形ニ於テ法制化ヲスル必要ガアルカモ知レス、ト答ヘラレマシタ、又其ノ交付金ヲ地方ニヤルニシテモ、ソレヲ無暗ニ使ツ位殖エル、ソレニ對スル財源ハドウスルトルカ、又國庫ノ豫算ヲ御提出ニナル場合ニハ、此ノ豫算ガ成立スレバ、地方費ハドノ云フヤウナコト位ハ、一目瞭然分ヤウニシテ戴キタイト思フガ如何ト質疑サレマシタ、ソレニ對シマシテ政府ハ、此ノ使途ニ付テハ十分注意スル、又國ノ補助金ノ爲ニ地方ハドレダケノ負擔方増スノデアラウカト云フヤウナ調べハ、誠ニ遺憾デアルガ今日マデ正確ニ調べタモノハナイカラ、是ハ御希望ニ副フヤウニ準備致シテ置キタイ、トノ答辯ヲセラレマシタ、立憲政治ノ確立ト云フ問題ニ付キマシテ、一委員ヨリ、是ハ從來ノ内閣モ色々御骨折ガゴザイマシタデセウガ、ドウモ十分マダ效果ヲ生ジテ居ル迄ニ行カナイ、立憲政治ガ確立ス

又他ノ一委員ヨリ、廣田内閣ノ政綱聲明並ニ首相ノ演説ニ依ッテ見ルト、廣田内閣ノ國政一新ト申サル、ノハ、二・二六事件ノ關係者ノ矯激ナル思想、主張ニ刺戟セラレ、ビックリシテサウシテ此ノ國政一新ト云フ言葉ガ出テ居ルヤウナ疑ヲ有スル者ガアルノデアルガ如何トノ質疑ニ對シマシテハ、政府ハ此ノ日本ノ立憲政治ニ付テマデモ、疑惑ヲ持ツテ居ルヤウナ方面モアリ、又社會ノ情勢ヲ見テモ、相當深甚ナル考慮ヲ拂ハナケレバナラヌト云フ點ヲ感ジテ居リマシタノデ、此ノ際コソ從來改ムベキモノデ遷延今日ニ至ツテ居ルヤウナ點ガアレバ、思切ツテ改メナケレバナラヌト云フ風ニ感ジマシテ、其ノ意味ニ於キマシテ庶政一新ヲ圖リタイト云フコトヲ聲明シテ參タノデアル、二・二六事件ノヤウナ各種ノ變態ノ起ル本ヲ匡シマシテ、日本國家ヲ安全ナル社會情勢、安全ナル國際情勢ヲ起シテ行クヤウニ、十分此ノ際國民ハ戒心ヲシテ、再檢討スペキ點ガアレバ十分ニ再檢討ヲ加ヘテ行ク必要ガアルト云フ意味ヲ申述ベタノデアルト答ヘラレマシタ、教育ノコトニ付テデアリマスガ一委員ヨリ、現内閣組閣ノ當初ニ發セラレマシタ新政綱中ニモ、國體觀念ノ明徴、文教ノ刷新、國民精神作興、國憲國法ノ尊重、之ニ最モ力アリ注ガレテ居リマスルガ、之ヲ致シマスノニハ何ト申シマシテモ、國民教育若シクハ公民教育ニ力ヲ盡スト云フコトガ最モ大事ナコトデアル、然ルニ今日ノ教育界ノ情況ヲ直視致シマスト、相當寒言ハレテ居ルガ、サウ云フコトヲスル前ニ、眞劍ニ突ツンデ、十分ニ考ヘナケレバナラヌ問題ガ幾多アルト述ベラレマシテ、義務

計ト爲スコト、南町村ノ有力者若シクハ政黨ノ有力者ナドガ教育者、位置ヲ脅シ、校長及教員ノ手腕ヲ振ハシメザルコト、小學生徒ガ強窃盜團ヲ組織スルコト、寄宿舎ノ生徒ノ「リンチ」事件、偉人ヲ造ルト云フ教育ノ害アルコト、文部大臣ガ貴族院本會議デ學校ノ存廢、課目ノ改廢ヲスルトノ言明ヘ、國民ノ不安及疑惑ヲ招クコト、修身ノ課目ニ敬神崇祖ト云フコトヲ書キ増スベキコト、學務部長ハ内務所屬タルヘ、文部省ノ訓令等ヲ受ケル場合適當ナラザルコト等質疑セラレマシタニ對シマシテ、政府ハ、勿論教育ノ最モ肝要ナル點へ國民教者デアリマスコトニ付キマシテハ全然同感デアリマス、國民教育ノ向上ニ付キマシテハ何レ案ヲ具ヘテ次ノ議會ニデモ費用ヲ要求シタイト思テ居ル、教育界ノ腐敗ハ、ソレハ矢張リ教育界ニ人ヲ得ナイト云フコトモ一原因グラウト考ヘル、入學試験ノ準備教育ヲシテハナカラモ、各府縣廳ニ屢々注意ヲ致シマスシ、又各府縣ニ於キマシテモ、知事カラ各學校ノ校長及教員ニ向シテ、準備教育ヲシテハナラスト云フコトヲ言シテ居ルノデアリマスガ、是ハ試験制度ト云フモノガアル間ハ根柢カラ之ヲ無クスルト云フコトヘ出來スマシマイ、マダ良い方法ガ考ヘラレヌ、今日ノ所デハ試験制度ヲ全廢スルト云フヤウナコトハ、ヨット考ガ付カヌ、寄宿舎ノ「リンチ」事件、小學校ノ生徒ノ窃盜ナント云フコトハ、是ハ學校ノ方ノ罪デナクテ、寧ロ家庭ノ方ノ罪デヤナイカト考ヘテ居ル、教員ノ俸給ノ支拂延滞ト云フコトハ、主トシテ町村財政窮乏ガ因デアルコトハ勿論デアルガ、ソレモ近時幾ラカヅ、減ツテ來テ居ル、又學校ノ存廢新設ト云フヤウナコトハ、マダ確タル考ヲ持ツテ居ルモノデハナイ、課目ノ方ノ點ニ付テモ同様デアル、ソレカラ敬神崇祖ノコトヲ修身ノ科目ニ入レルコトハ、

國體育明徳ニフル意願ニガテ 中等學校ノ
書ハ標準ノ教科書ヲ採ヘルコトニナシテ
居リマスルカラ、其ノ時ニハ必ズ之ヲ入レ
タイト考ヘテ居ル、尙小學校ノ方ノ國定教
科書ニモ、左様ナコトヲ入レタイト考ヘテ
居ル、教育費ニ付テハ小學教育、普通教育
ノ實質ヲ損ヘナイ限りハ、出來ルダケ行政
施設ノ畫一ヲ打破シテ、適切ナル施設ヲ致
シテ行ケバ、自ラソヨニ市町村財政ノ緩和
モ出來ルノデハナイカト思フ、各町村ガ教
育費ノ特別會計ヲ設ケマスレバ、或ハ教員
俸給ノ不拂、延滞ト云フコトモ少クナルト
思フガ、今日ノ義務教育費ガ八千五百萬圓
トシテモ、是ハ教員給ノ金額ガ行ク譯デハ
ナイノデ、之ヲ假ニ全部特別會計ニ致シマ
シテモ、他ノ半分ナリ三割ナリ四割ナリヘ
矢張リ一般會計カラ持ツテ行カナケレバナ
ラヌカラ、其ノ方面ニ於テモ、矢張リ教員
給ノ不拂若シクハ延滞ト云フモノガ起ル可
能性ガアル、デドウシテモ必要費ニ應ズル
ダケノ財源ノ提供ヲ、或程度マデシテヤラ
ナケレバナラヌト云フヤウナ趣意カラ、少
額デハアルガ兎ニ角二千萬圓ト云フモノヲ
支出致シマシテ、町村財政ノ負擔金ノ平均
ヲ取ラセルト云フ施設ヲ、今回ノ豫算デ御
協賛ヲ仰グ次第アル、又學務部長ノ地位
ガ理解ヲ得テ居ラナイガ、學務部長ノ取扱
ニ付キマシテハ將來十分注意ヲ致ス、サウ
シテ決シテ從來ノヤウナ他ノ部長ト如何ニ
モ差等デモアルヤウナ考ハ、先づ取扱フ者カ
ラ止メテ、各部長同等トシテ適材ヲ適所ニ
配置シテ、長ク其ノ地位ニ留マラシメ、精
進サセルト云フ方法ヲ執リタイモノダト云
フ御答デアリマス、更ニ其ノ委員ハ、學科ノ
改廢或ハ學校ノ存廢ノコトニ付テ、當局ニ具
體案ナクシテ之ヲ言ハレルノハ、天下ヲ惑
ハセルコト甚ダ大ナルモノガアルト思フカ
ラ、將來少シ御考ヲ願ヒタイト述べラレマ
シタ、又ソレカラ商科大學、立教大學、帝

展ノ問題ハ實地力アリ、シタハ「之」對ニ
マシテ當局ハ、商科大學ノ件ハ先般先づ解決
ニ至ッタ、マダ多少教授ノ中ニ不満ナ人ガア
ルヤウデアルガ、大體ニ於テ片付イタモノト
御承知ヲ願ツテ差支ナイ、ソレカラ美術院ノ
問題ハナカヽ込ミ入ッテ居ルガ、一應會員
其ノ他美術家ノ意見ヲ求メタ上ニ、適正ト
考ヘル所ノ判斷ヲ下シタイト考ヘテ居ル、立
教大學ノコトハ、マダ立入ッテ調査ヲシテ居
ラスト答ヘラレマシタ、漢字廢止論ニ付キ
マシテ一委員ヨリ、現内閣ノ政綱、聲明書
ト云フモノハ相當ムツカシイ字ヲ使ッテ居
ル、相當難解ノ字ヲ使ッテ居ル、サウシテ其
ノ時ノ文部大臣ハ漢字ヲ廢スルト云フ御考
デアルト云フコトハドウシタコトカトノ間
ニ對シマシテ、文部大臣ハ、漢字廢止ノコト
ニ付テ御話ガアリマシタガ、是ハ私年來
持ツテ居ル私ノ理想デアリマスルガ、併シ
ナガラ是ハマダ十分ニ検討シ、十分ニ
確タル點ニ達シテ居ルモノデハアリマ
セヌカラ、文部大臣トシテハ之ヲ實行
ニ移ス考ハ全然アリマセヌカラ、左様御承
知置キヨ顧ヒタイト思ヒマスト答ヘ、又他
ノ一委員ヨリ、文部大臣ノ御答辯へ到ル處變
遷シテ參リマスノデ、何レヲ採ツテ宜イカ分
ラナイonde、之ヲ明瞭ニ致シテ置クコトガ御
五ノ爲デアルト前提シテ、大臣ハ漢字ヲ廢止
セネバナラスト云フ信念ノ下ニ、多年民間ニ
在ツテ之方運動ヲナサレツ、アツタト云フコ
トデアルガ、若シ之ガ事實デアルトスルナラ
バ、是ハ實ニ山々シキ重大ナル問題デアル、
此ノ問題タルヤ實ニ我が國ノ文字及國語ノ
大改革デアル、其ノ波及スル所、推シ進メ
テ行クト、天皇機關說以上ノ不敬事件ノ發
生ヲ見ルコトナシトモ限ラナイ大問題デア
ルト考ヘル、又此ノ問題ノ係ル所ヘ、啻ニ
教育上ノ一部若シクハ教育費負擔輕減ノ如
キ小問題ニアラズシテ、寧ロ我が國將來ノ國
語廢滅問題ニ屬スルノデアル、畏キ事ナガ

ラモ歴代ノ 天皇ノ御名モ悉ク古典ヨリ出
デ、誠ニ奥深キ尊嚴ナ意味ヲ含マレテ居
ル、例ヘバ年號ノ壽永或ハ養和、明治、大
正、昭和ト云フヤウナコトヲ假名デ書イテ
シマフト云フコトニナツタナレバ、何等ノ意
味モナク、其ノ何等ノ意味モナイト云フコ
トガ、言フニ言ハレヌ不敬ノ事柄ニ相成ル
ノデアルト述べ、又漢字ノ重要性、漢字ト
假名書トノ比較ヲ詳細ニ述べラレ、此ノ際
奮々テ御反省ニナリ、漢字廢止論ト云フ御考
トガ、言フニ言ハレヌ不敬ノ事柄ニ相成ル
ノデアルト述べ、又漢字ノ重要性、漢字ト
シマフト云フコトニナツタナレバ、何等ノ意
味モナク、其ノ何等ノ意味モナイト云フコ
トガ、言フニ言ハレヌ不敬ノ事柄ニ相成ル
ノデアルト述べ、又漢字ノ重要性、漢字ト
相ハ、漢學ガ日本固有ノ文化ニ醇化セラレ
マシテ、我ガ文化ノ進展ニ多大ナル貢獻ヲ
致シタコトハ言フマデモアリマセヌ、寧ロ
デアリマスルト述べラレタニ對シマシテ、文
方ガ宜ノノデハナイカト云フ考ガ私ニアリ
マス、之ニ付テハ述ベルコトモアルノデア
リマスケレドモ、此處デ其ノ優劣トカ或ハ
利害ト云フヤウナコトヲ議論スルコトハ避
ケル、尙十分檢討シテ、果シテ自分ノ考ガ
誤リアリト云フコトダツタナラバ、取消スコ
トニ致シマスト答ヘラレマシタ、司法部ノ
コトニ付キマシテ一委員ヨリ、裁判所ノ設
備、司法官ノ待遇ガ甚ダ不十分デアルト思
フガ如何、又大審院長ト云フモノハ司法官
ノ最高位ニ在ルモノデアルガ、大審院長ガ
司法大臣ヨリモ餘程下風ニ立ツモノデアル
ト云フヤウナコトヲ考ヘルヤウナ處ガアル
ノハ甚ダ遺憾デアルカラ御考慮ヒタイガ
如何、ト述ベラレタルニ對シマシテ頗ル重
要ナ篤ト考慮ヲ加ヘタイトト答ヘラレマシタ、又
司法省直屬ノ司法警察官ノ設置ノ問題ニ付
キマシテ一委員ヨリ、是ハ極メテ犯罪檢舉
ノ上、又ハ警察官ト致シマシテ頗ル重
要ナ
ル事柄デアツチ、又此ノ司法警察官ヲ置クト
云フコトニスルト、全國ノ警察官ノ士氣ニ
非常ニ關係スルト思フガ如何トノ問ニ對シ
マシテ、政府ハ、司法警察機關ト行政警察

機關ト云フモノヲ分離シテ設ケマスト云フコトハ、一面ニ於キマシテヘ非常ニ好都合デアリマスケレドモ、一面ニ於キマシテヘ其ノ弊モ相當ニアルト云フコトヘ考ヘナケレバナラヌカラ、色々利害得失ヲ研究シテ慎重ニ之ヲ考慮スルト答ヘラレマシタ、外交一元化ノ問題ニ付キマシテ一委員ヨリ、満洲事變以後ノ外交ト云フモノヘドウモ一元化サレズ、餘リ不統一デアル、ドウモ現地ニ於テ起ル所ノ問題ヘ必ズシモ終始一貫、同ジ政策カラ出クモノトハ考ヘラレナイヤウナ點ガアルガ、今後日本ガ對外政策ヲ實行スル場合ニ、區々ノ行動ノナイヤウニ願ヒタイ、又其ノ爲ニハ、本國政府ガシッカリシタ方針ヲ御決メニナツテ、之ヲ出先ニ完全ニ傳ヘ、苟モ之ニ背ク者ガアッタ直チニ處分スルダケノ御決心ヲ以テ、政策ヲ御決メニナラナケレバナラヌ、ト述ベラレタノニ對シマシテ、政府ハ、從來相當遺憾ノ廉ガアッタヤウニ思フノデアリマスガ、將來ニ於テハ萬遺憾ナキヲ期シテ參リタイト存ジテ居ルノデアリマスト答ヘラレマシタ、國際文化事業ノ豫算ノコトニ付キマシテ一委員ヨリ、外交ニ重點ヲ置キ、又文化事業ニ依テ各國間ニ於テ、オ互ニ其ノ文化ヲ理解シ合ツテ行クト云フコトニ重點ヲ置カナケレバナラヌト云フコトヲ明カニ當局ハ言ハレテ居ルガ、其ノ豫算ヲ見ルト甚ダ僅少デアルト思フガ如何、ト述べラレタノニ對シマシテ、當局ハ、全然同感デアルガ、今日ノ財政上、事情萬已ムヲ得ズ、現在ノ程度デ我慢セザルヲ得ナイ次第デアル、尙許ス限リ多額ニシタイト思フガ、其ノ費用ノ使用ノ方法ニ付テハ、再檢討致シテ十分使ッタ金ガ有效ナル結果ヲ現スヤウニ致シタイト考ヘル旨答ヘラレマシタ、肅軍ノコトニ付テ一委員ヨリ、此ノ度ノ事件ガ光輝アル皇軍ノ過去ニ對シテ實ニ拭フベカラザル汚點ヲ残シ、過去ノ陸軍ノ先輩ガ築キ上げマシタ所ノ日本

精神、此ノ日本ノ美シキ士ノ道、之ヲ悉ク
没却シテシマツタコトヘ遺憾ニ堪ヘナイ、陸
相ハ先考ノ後ヲ繼イデ陸軍大臣トナラレタ
ガ、其ノ責任ハ一肩重大ナルモノガアルト
信ズル、此ノ點ニ思ヒヲ致サレテ、頗クベ
肅軍ノ實ヲ舉ゲラレタイ、茲ニ特ニ遺憾ニ
思フノハ、此ノ事件ガ或ハ豫知スルコトガ
出來ナカッタ云フコトデアル、是ハ軍
隊上ノ上下ノ親シミガ無クナッテ、日本
ノ軍隊ガ形式ニ流レタ爲ダト思フ、モット
人格本位ニヤツテ貰ヒタイト、最モ熱烈
ナル御質問ガアツタノニ對シマシテ、陸相
ハ感激ノ御様子デ、誠ニ御熱情ノ籠ツタ御忠
告ヲ戴イテ、誠ニ有難ウゴザイマス、一言
厚ク御禮申上げマスト述べラレマシタ、軍
人後援會ノコトニ付キマシテ一委員ヨリ、
各種ノ軍人後援ニ關係スル所ノ團體ハ非常
ニ多イガ、是ノ統一ガ非常ニ急務デハナイ
カ、殊ニ愛國婦人會ト篤志看護婦、又國防
婦人會ト云フヤウナモノガ色々アルノハ、
統一スベキデハナイカ、ト述べラレタノニ
對シマシテ、當局ハ、軍事後援扶助團體ヲ
統制或ハ合同シテ、其ノ作用ヲ強化シ、效
果的ナラシメルト云フコトハ同感ダガ、各
團體成立ノ沿革モ性質等ガ違フカラ、無理
ニ之ヲ合同サセルト云フコトモ却テ活動ヲ
阻害スルモノトモ考ヘルカラ、漸次其ノ合
同が可能ニナルヤウニシテ行カネバナラヌ
ト答ヘラレマシタ、右翼運動ノ取締ニ付キ
マシテ一委員ヨリ、此ノ度ノ事件ノ經過方
ラ見テモ、從來兎角右翼運動ノ取締ニ付キ
マシテ、當局ハ無關心デハナカッタカト云
質疑ヲ爲サレマシタノニ對シマシテ、政府
ハ、愛國ノ美名ニ隠レテ共產運動ヲ行フ者
ヤ、右翼團體ニ對シテハ、取締ノ機關ヲ左
實シテ、今後十分ニ注意シテ行キタイ、ト
ノ答辯ガアリマシタ、綱紀ニ關シマシテ一
委員ヨリ、官吏ガ役所ニ居ツテ關係シタ所ノ
事業會社ニ入ル場合ガ多々アルガ、是ハ其

ノ會社ノ從業員ニ對シテ實ニ残酷ナコトデ
アリ、又非常ニ累ヲ社會ノ上ニ及ボスコト
デアラウト私へ思フカラ、少クトモ役人ヲ
罷メテカラ三年間位へ浪人ヲサセテ後ニヤ
ルト云フヤウナコトニシテハドウカ、ト問
ハレマシタノニ對シマシテ、政府ハ、是ハ人
材本位ヲ以テスルト云フコトガ根本ノ原則
デナケレバナラヌ、一身上ノ關係其ノ他方
ヲ強ヒテ官廳ガ背景トナシテ、之ヲ會社ニ採
用サスルト云フヤウナコトハ甚ダ面白クナ
イコトデアルト思フ、ト答ヘラレマシタ、
民間航空ノ問題ニ付キマシテ、一委員ヨリ、
貧弱ナル現在ノ民間航空事業ヲ發達サセル
爲ニ、勝馬投票矣、即チ馬券ト同ジヤウナ
方法ニ依ツテ、一氣ニ二億圓ト云フヤウナ資
源ヲ得ルコトヲ計ツテハドウカ、ト述べクノ
ニ對シマシテ、政府ハ、民間航空事業ノ發
達ヲ圖ラナケレバナラスト云フコトニ付キ
マシテハ、無論私モ同感デアルガ、富籤公債
ノ發行ト云フコトハ餘程考ヘナケレバナラ
ヌ、ソレニハ飛行機ニ對スル安全感ヲ増ス
ヤウニ努メナケレバナラヌ、ト答ヘラレマ
シタ、拓務省廢止ノ問題ニ付キマシテ一委
員ヨリ、拓務省廢止ト云フ聲ヲ聞クガ、政府
ハ拓務省廢止ト云フヤウナコトヲ從來仰セ
ラレタコトデアルカ、サウ云フ御考ヲ持テ
オイデニナツタコトガアルカ、ト云フ間ヲ爲
サレマシタノニ對シマシテ、政府ハ、中央
地方ヲ通ジテ、行政機構ノ各般ニ付テ再檢
討ヲ加ヘテ、國運ノ進展、社會ノ要求ニ應
ジテ相當研究ヲ加ヘタ結果、改ムベキモノ
ガアレバ改メテ參リタイト云フ考ヘ持ツテ
居ルガ、特ニ拓務省ダケヲ廢止スルト云フ
ヤウナコトヲ考ヘタコトハナイ、ト述ベラ
レマシタ、滿洲移民問題ニ付テ一委員ヨリ、
滿鐵デハ確カ七千五百萬圓カノ會社ヲ作ッ

居ルガ、ドウシテモ日本ノ移民ヲ出来ルダケ多數、而モ後ヘ戻ツテ來ルヤウナ心配ノナイヤウシタニ對シマシテ當局ヘ、國策遂行、又國防上必要ナコトダカラ、出來ルダケ多數、改善シ、又警察官ノ教育機關ヲ充實セラレタイト云フコト、鐵鋼國策ヲ樹立スルコトハ現時ノ急務デヘナイカト云フコト、防空ニ付テモット考ヘナケレバナラヌデヘナイカト云フコト、國立工藝指導所ノ設立、武道ヲ小學校ノ正科トルコト、兵ノ家族ノ給與ヲ良クスルコト、營養問題、家庭紛爭調停法、動產抵當法ノ制定、東北ノ應急的救濟施設ニ付キ、又豫算關係法律案ノ不成立ト豫算トノ關係、經費ノ濫用ノコト等ニ付キ、熱心ナル質疑應答ガアリマシタ、次ニ分科ノコトヲ大體御報告申上ゲマス、各分科トモ二十日、二十一日、此ノ二回開カレマシタ、第一分科へ歲入及大藏省ノ分デアリマスガ、分科會ニ於ケル質疑ノ主ナルモノハ、稅制改革、行政整理、國際貸借ノ將來、對溝投資、庶民及農村金融、國債ノ消化、產業ノ統制、米穀法ト財政ノ關係、低金利政策、公債借換等其ノ他六十數件ニ達スルトノコトデアリマシタ、第二分科へ外務省及司法省ノ分デアリマスガ、司法省所管ニ付テヘ右翼思想ノ取締、裁判手續ノ澁滞ノ矯正方法、辯護士ニ關スルコト、司法官ノ採用方針等ニ付テ、又外務省所管ニ付テヘ、外交官ノ語學力ノ向上、外務省ノ經費ノ不足、對支文化事業等ニ付キ質疑應答アリ、第三分科へ內務省、文部省ノ分デアリマスガ、內務省ニ付テハ衛生施設、町村補給金、神社行政ノ刷新、雪害水害對策、選舉肅正等ニ付キ、文部省ニ付テヘ人

格教育、神社思想ノ普及、學制改革等ニ付
キ質疑ガアリマシタ、尙第三分科ニ於キ
マシテハ、内務省所管ノ部ニ於キマシテ
治水根本ノ施設全カラザルガ爲水害頻發
シ失費負擔共ニ尠カラズ、政府ハ速ニ荒
廢溪流ノ砂防其ノ他根本施設ヲ講ジ、治
水ノ完全ヲ期スベシ

○議長（公爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル）
（男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル）
ザイマスカラ之ヲ許シマス、阪谷男爵
致シマス、御承知ノ通りニ、昭和六年三月
十八日貴族院ハ學術ノ獎勵助長ニ關シテ、
全會一致建議ヲ致シタノデゴザイマス、其
ノ建議ヲ念ノ爲ニ申上ゲマス、「國勢進展ノ根
本方策トシテ政府ハ學術研究ノ獎勵助長ニ
關シ速ニ適當ナル對策ヲ講ゼラレントヲ
望ム」、此ノ建議ハ全會一致通過致シマシテ、
貴族院ハ學術振興ヲ以テ國家根本策考ヘ
テ居ルト云フ意思ヲ表示シタノデゴザイマス
ス、次イデ昭和八年政府ハ、年々七十萬圓、
三箇年ノ繼續ノ豫算ガ提出ニナリマシタガ
今年度ハ最早其ノ満期ニナツテ居ルノデス、
然ルニ其ノ豫算ガ不成立ニナリマシタノデ、
政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スルト云フ名義
ノ下ニ、一箇年七十萬圓支出スルコトニナッ
タノデアリマス、甚ダ本員ハ不足ニ感ズル
ノデアリマス、就テハ文部大臣ヨリ既往
學術振興ニ關スル成績如何ト云フコトヲ御
報告ヲ願ヒマシテ、尙本員ハ其ノ文部大臣
ノ御意見如何ニ依シテ、更ニ意見ヲ述ベタイ
ト存ジマス

〔國務大臣平生鉢三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（平生鉢三郎君）　只今阪谷男爵
ヨリノ御尋ニ對シマシテ、昭和八年ヨリ三
箇年間ノ期限ヲ以テ補助ヲ致シテ居リマス
ル日本學術振興會ノ研究ニ對スルコトニ付
テ、其ノ實績ノ概要ヲ御報告申上ゲタイト
思フノデアリマス、第一ニ本會ノ直接ノ研
究ト致シマシテハ、特別委員會ヲ開イテ、小
委員會ヲ二十回、併セテ二十五ノ委員會デ
此ノ官廳、學校、研究所、會社、工場等ノ代表
者、専門家、實業家ヨリ成ル委員會ヲ開イテ、
綜合研究ヲ行ニテ居ルノデアリマス、其ノ研
究項目ハ何レモ國家重要ノ問題デアリマス、
今此ノ二十五ノ委員會ガ研究シテ居リマス

ル研究事項中四五ノモノヲ学びマスレバ、次ノ通リデアリマス、第一、滿洲國關係ト致シマシテハ、滿洲農業移民問題及北支ニ於ケル資源ノ研究デアリマス、其ノヘ純學術問題ト致シマシテハ、世界學界ガ先キラ争ウテ居ル宇宙線本質ノ發見デアリマス、第三ヘ產業ニ關シマシテハ、地球物理學的方法ニ依ル金屬、石炭、石油等ノ探鑽法ノ研究デアリマス、又紙及人絹ノ「バルブ」ニ對スル新原料ノ探究デアリマス、第四ヘ國民生活關係ト致シマシテハ、國民榮養基準ニ關スル研究、米穀根本政策、養蠶問題ノ研究、國民病「トロボーム」ノ研究、並ニ東北地方民ノ衣食住改善ノ研究デアリマス、第五ヘ國防上ノ問題トシマシテハ、祕密無線通信方式ノ研究、大型ノ大砲機關等ニ用ヒル特殊鋼材ノ缺點除去ノ研究等デアリマス、是レ以外ニモ工業上ノ大問題へ相當アルノデアリマス、第二ト致シマシテ、援助補助ヲ爲シツ、アル研究ヲ申上ゲマスレバ、年ニ二回個人ヨリ自分ノ行カテ居リマスル又ハ行ハムトスル研究ニ對スル費用ノ援助補助ヲ申請シマスルト、之ヲ十二ノ常置委員會デ慎重審議シマシテ、適切ナルモノヲ採擇スルコトニナッテ居リマス、昭和八年、九年、十年ノ三箇年ノ申請件數ハ千九百三十三件デ、其ノ中採擇シ、援助補助ヲシタモノハ一千七十三件デアリマス、從テ今マデ研究費ノ不足ニ懼シニシタ學校、研究所ナンカモ、之ガ爲ニ有效ナル研究ガ出來ルヤウニナリマシテ、非常ニ助シテ居ルノデアリマス、又援助補助ヲシマシタ研究事項ハ、人文及自然科學竝ニ之ガ應用ノ各部門ニ亘ツテ居リマス、其ノ他ニモ國家重要問題ガ澤山アルノデアリマス、未ダ日ガ浅イカラ完成シタモノハ僅カニ八十件デアリマスルガ、今後次カラ次ヘト完成スルコトニナッテ居リマ

人文ノ方デヘ神道ノ研究、神社ノ研究、人
口問題、農村經濟、貿易ノ統制、中小工業
理ニ於キマシテ、又自然科學方面ノ純學
元素ノ轉換ノ研究ガ、此ノ援助補助ニ依ッテ
各所デ行ハレルコトニナリマシタ、又產業
及實用方面デヘ、成功スレバ紡績ノ生產費
ヲ非常ニ減ズル考案モアリマス、石炭ノ液
化、不十分ナ物ヨリナイ船底塗料ニ對スル
新シイ研究、國產紅茶ノ改善、撰鑛法ノ改
善、其ノ他澤山ナ方面ノ研究ガアルノデア
リマス、更ニ國防上ノ問題トシマシテハ、
防毒「マスク」用活性炭素、微量毒瓦斯ノ識
別法、防柄銅、航空機及潛水艦乗組員ニ對ス
ル生理、病理ノ研究ヲ初メト致シマシテ、
軍需資源ノ開發等ニモ相當多數ノ有效ナル
研究ガアルノデアリマス、以上述ベマシタ
所ガ日本學術振興會ガ今日行シテ居リマス
ル事業ノ概要デアリマス、創設日尙淺イニ
モ拘ラズ、相當ノ成績ヲ擧ゲツ、居ラレマ
スカラ、今後トモ財政ノ許ス限リハ補助金
ヲ増シマシテ、益々事業ノ振興ヲ圖リタイ
ト云フコトガ政府ノ考デアリマス

防ノ問題ニ付キマシテモ、學術力進
ナケレバ、陸海軍ガ如何ニ戰ハムト欲
シテモ、到底他ノ國ノ學術ノ進歩シタ
國ノ兵器ニ競爭ハ出來ナイ、ドウシテモ
此ノ學術立國ト云フコトニ重キヲ置カ
ナケレバナラヌノデアラウト思フ、是
ハ誠ニ國民ノ聲トシテ、本員ハ偶然貴族院
ノ全會一致ノ建議ノ趣旨ニ暗合シタモノト
甚ダ喜ンデ居ル次第デアリマス、然ルニ内
ニ顧ミマスルト云フト、日本ノ學術ハ甚ダ
マダ振ツテ居ラナイ、例ヘバ貴族院ノコト一
ツニシマシテモ、飛行機ノ研究ト云フコト
ニハ文部省モ力ヲ入レテ居ラレ、陸海軍モ
力ヲ入レテ居ルガ甚ダマダ振ハナイ、只今
研究所デ研究シテ居ルノハ本員ハ詳シク存
ジマセヌカラ間違ツテ居ルカモ知レマセヌ
ガ、速力デ以テ、先ヅ二百五十哩カラ三百
哩位ヲ目的トシテ研究シテ居ルヤウニ聞イ
テ居リマス、然ルニ此ノ米國アタリデハモ
ウ七百哩ヲ目的ニ研究シテ居ルノデ、半分
遅レテ居ル譯ニナル、日本ノ研究所デ飛行
機ガ出來上ツテモ、モウ米國ノ方ハ其ノ倍以
上速力ノ出ルモノガ研究サレテ居ルト云フ
コトデ以テ見ルト甚ダ心細イ、就キマシテ
ハ政府ニ於チ益、學術振興ノ趣旨ヲ徹底サセ
ルヤウニ本員ハ希望致シテ置キマス、只今
本員ガ申シマシタヤウニ、三箇年ノ繼續費
デアツクモノガ今年消エシマツクノデアル、
ソレデ政府へ繩カニ前年度豫算施行ト云フ
名義デ以テ一箇年出シテ居ルノデスガ、來
年ハドウナルノカ甚ダ心細イ、サウ云フコ
トデハ辺モ學術ノ振興ガ十分出來ルモノヂ
ヤナイ、今學者ハ此ノ學術振興會ノ援助、
其ノ他民間ノ補助等ニ依ツテ漸ク力ヲ入レ
掛ツテ居ルノデアル、其ノ掛ツテ居ル時ニ補
助ガ無クナツテシマフト云フコトハ、甚ダ間
違ツクコトデアリマスカラ、今迄七十萬圓デ
アツクモノハ更ニ之ヲ百萬圓ニスルトカ、百
五十萬圓ニスルト云フヤウニ、相當ニ増加

ナサ、元御請求ア、テ然ルヘキニト思
殊ニ此ノ學術振興ノコトニハ畏イコトデゴ
ザイマスルガ、陛下ガ非常ニ御心配遊バ
シテ、百五十萬圓ノ御内帑金ヲ賜テ居リマ
ス、又民間ノ有志者カラモソレヅ寄附ガ
集リツ、アリマスガ、ドウカ政府ニ於テモ
ウ一層力ア入レルト云フコトニ御注意ノ程
ヲ切ニ希望致シテ置キマス、尙一言申シマ
スルガ、是ハ總理大臣、大藏大臣ニ對シテ
述ベタインデアリマスルガ、本員ハ此ノ演
壇ニ立ッテ、此ノ財政計畫ノ徹底シナイコト
ヲ屢々論ジタガ、ドウモ何ト言ツテモナカ
ナカ齋藤内閣モ、其ノ次ノ岡田内閣モ、一
向本員ノ言フコトヲ容レテ吳レナインデ、
本員ハ最後ニ呆レテシマッタカラ、モウ今後
ハ言ハヌト言ツテ打切ッタノデアリマスルガ、
今度ハ廣田君ガ新内閣ヲ組織セラレテ、有
力ナ馬場君ガ藏相トシテ起タレタノデアリ
マスルカラ、一言申シテ置キタインデアリ
マスルガ、此ノ赤字公債ト云フヤウナ無責
任ナコトハ御止メナサツテ、財政ノ計畫ヲ早
ク御立テニラムコトヲ希望致シマス、固
レ故ニ此ノ満洲事變ノ起ツタ時ニ、此ノ満洲
事變ト云フコトハ實ニ重大ナコトデアルカ
ハ出來ルモノヂヤナイケレドモ、大凡財政
ニハ見通シガナクチヤラナニ、本員ハソ
ラ作ルト云フ肚ヲ持タケレバイケナイト
云フコトヲ此ノ演壇デ述ベタ、三億ノ財源
ヲ作ルト云ツタッテ、此ノ稅法ト云フモノヲ
今日貴族院へ提出シテ、明日カラ三億ガ入
カラ其ノ三億ノ收入ガ得ラレルノデスカラ、
其ノ間ト云フモノハ無論赤字公債ト云フモ
ノ計畫ヲ立テ、法律ヲ作ツテ徐々トヤツテ
行ツテ、ソレガヤット四五年乃至七八年經ツテ
ナケレバナラナイ、既往ノコトヲ述ベルノ

ノ後デモ、國家ハ非常ナ財政難ニ出會シタルノ
デアリマスルケレドモ、ソレヘソレトシテ、
將來何年經ベ此ノ收支ガ償シテ、財政經濟
ニ不安ヲ來スヤウナコトハナイト云フ計畫
ヲ、戰爭中ニ直グニ定メテ進行シタノデア
ル、此ノ度ノ満洲事變ト云フモノハ日清戰
爭、日露戰爭以上ノ重大ナル問題ヲ惹キ起シ
テ居ツテ、財政ノ計畫トシテハ何モ無イ、藤井
大藏大臣ノ時ニ四千萬圓バカリノ增稅ヲシ
タノハ、是ハマア大變ナ上出來ト私ハ思フ
ノデアリマスガ、サウ云フ不用意ナコトデ
ハ行ケルモノデハナイ、法律ニ作ルバカリ
ガ財政ヂヤナインノデアッテ、豫テ大藏省トテ
ハ來年ハ斯ウスル、再來年ハ斯ウスル、凡
ソ陸海軍ノ要求ナリ、各省ノ要求ト云フモ
ノト見比ベテ、將來此ノ位有ツタラバ收支ガ
償フト云フコトヲ立テテ行クノガ即チ財政
ノ計畫デアル、今ノヤウニマダ日本銀行ガ賣
公債ヲ買ツテ吳レルカラ、マダ宜イマダ宜イ
ト云フヤウナコトデハ誠ニ心細イヤリ方ナ
ノデアル、イツ日本銀行ガ、モウ公債ガ賣
レマセヌト言フカ分ラヌ、サウ云フヤウナ
甚ダ薄弱ナル基礎ノ上ニ國家ノ財政ヲ置ク
ト云フコトハ、大藏大臣トシモ又總理大
臣トシテモ決シテ其ノ職務ヲ盡シ、責任ヲ
盡シタトハ言ヘナイ、一家ヲ維持スルニモ、
一會社ヲ維持スルニモ、必ズシモ毎年々々
儲カルトカ、金ガ餘ルト云フモノデハナイ
ノデアリマス、其ノ不足ノ時ニ豫メ之ヲド
ウシタラ負債整理ガ出來ルカト云フコトヲ
考へテ、數年ノ計畫ヲ立テテ行クカラ總テ
シタカ、昭和六年ニ事變ガ起ツテカラ今日迄
ニ藤井藏相ガ殆ドソレガ爲ニ命ヲ縮メルト
各地ノ農村ノ負債整理ノ如キモ其ノ一例デ
アラウト思フノデアリマス、大藏省ハ何ヲ
稅ヲセラレタニ過ギナイ、ソレモ其ノ當時、

洲利益シ、日本モ利益スルト云フヤウナ方法ヲ御執リニナレバ、日本ハ貿易上ノ心配ガナイコトニナルノデヤナイカ、一ツツ道理ヲ以テ事ヲ片付ケテオイデニナツテ行ケバ、道理ニ勝ツモノハナイ、道理ガ一番強イモノデアル、無理ヲシヨウトナサレバソレハ決シテ通ラナイ、道理ヲ以テ支那問題ナリ、「ロシア」問題ナリヲ總テ片付ケテ、成ルベク國力ノ増進スルコトヲ期セラレル、詰リ國力ガ増進シナケレバ富國強兵ト申シマシテモ、陸海軍ヲオ強クスルコトハ出來ナイ、一方ニ色々財閥ヲ攻撃スルト云フヤウナコトガアリマスガ、今日ノ「ヨーロッパ」ナリ、「アメリカ」ノ強兵、强大ナ陸海軍ト云フモノハ、今迄ノ資本主義出來タ、日本ハ遲レテ立ツタ國デアルカラ、矢張リ資本主義ヲ當分持続シテ行カナケレバ強兵ト云フモノハ出來ルモノデヤナイ「ヨーロッパ」「アメリカ」ハモウ資本主義デ強兵ヲヤッテシマック、日本ハ是カラヤラウト云フ、矢張リ強兵ニスルニハ國ヲ富マス、富國ノ策ヲ講ジナケレバイケナイ、ソレハドウシテモ資本主義ヲ執ツテ行シテ宜シイ、資本主義ト云フモノハ資本家ガ我ガコトガアツテハイケナイ、矢張リ日本ハ日本トシテ、道理アル資本主義ヲ執ツテ行シテ宜シイ、資本主義ト云フ意味ノ資本主義ナラバ非常ニ不都合デアツテ、ソレハ何ノ探ル所ハナイガ、國ヲ富マス、富マシテ行クト云フ資本主義ニアレバ、是ハ誠ニ結構ナコトデアルト本員ハ考ヘル、國ガ富ミサヘスレバ貧民ハ無クナツシマフ、現在臺灣ナドヘ、領臺當時ニハ非常ニ貧民ガ多ク、乞食ガ多カツタト云フコトデアルガ、今日臺灣ニ行タ人ノ話ニハ、臺灣モ非常ニ良クナツタハ乞食一人モ居ナイト云フヤウナコトハ、矢張リ資本主義ノ結果トシテ臺灣ハ富ンデ、臺灣ノ貧民ハ誠ニ安心シテ居ルト云フコトデアル、

デアルカラ資本主義ト云フテモ、名ト實トヲ能ク研究シテ、道理アル資本主義ヲ以テ、道理アル富國ヲヤツテ行クト云フ矢張リ覺悟ガナケレバナラス、ソレ等ノコトガ今度ノ豫算ニ見エテ居ナイ、甚ダ計畫ノナイ無謀ナ豫算デアル、併シ是ハ解散後ノ豫算、豫算不成立ノ豫算デアルカラ、是ハ追究ハ出来ヌデアリマセウガ、此ノ暮ノ議會ニハ總理大臣ナリ、大藏大臣ガシッカリシタ前途ノ見込アル、國民ノ満足スル豫算ヲ御作リニナラヌト、私ハ承知ガ出来ナイ、是ハ強ク總理大臣ヤ大藏大臣ニ希望致シテ置キマス、是ハ國家ノ爲ニ必ズサウアラネバナラヌコトデアルノデアルカラ、唯行キ懸リ行キ懸リデ、公債ガ日本銀行デ買シテ吳レルカラト云フヤウナ、甚ダ薄弱ナル財政ハ御斷リシタイ、道理アル、基礎アル、計畫アル、確實ナル財政ト云フモノヲオ立テニナッテ、國家ヲ安全ノ基礎ノ上ニ置カレルト云フコトニ、努力セラレムコトヲ切ニ希望致シマス

○

議長（公爵近衛文麿君） 坂本男爵
（男爵坂本俊篤君演壇ニ登ル）

ニ非ザレバ、速カニ其ノ目的ヲ達成シ難シト存ズルノデアリマス、政府へ此ノ見地ニ基キ新ニ其ノ運営ヲ掌ルニ相應ハシキ行政機構ノ施設ニ俟ツノ意圖ヲ有セラル、ヤ否ヤト云フノデアリマス、凡ソ一定ノ目的ヲ達セムトスルニハ、ソレ相應ノ施設ノ方策ガ之ニ伴ハナケレバナリマセヌ、然ルニ現下液體燃料ノ所掌ハ、商工省ノ鑛山局ノ片隅ニ、一ツノ燃料課トシテ存在スルニ過ギスノデアリマス、燃料國策樹立ノ叫バレル今日ニ於キマシテ、餘リニモ貧弱タルコトヲ免レヌノデアリマス、又豫算ノ上カラ見マシテモ商工省ノ全部ヲ舉ゲマシテ、僅カニ二千萬圓ニモ足ラヌ、ソレカラ幾ラ經費ヲ割キマシタ所ガ、國策ヲ使命トスル所ノ運營ノ前ニハ眞ニ九牛の一毛デアリマス、高ノ知レタモノノデアリマス、サレバ斯クノ如キ行政機構ノ下ニ於テ、何レノ日ニカ其ノ目的ヲ達成シ得ベキカ、是ガ今日マデ誰人モ燃料問題ノ重要性ヲ知リナガラ、其ノ事功ヲ舉グルコト能ハザリシ其ノ原因デアルト思フノデアリマス、政府へ庶政一新、諸ノ行政機構ノ上ニモ改廢ヲ考慮サレツ、アリト承ル際、燃料國策樹立ノ上ニ於テモ一段ノ考慮ヲ進メラレムコトヲ希望致スノデアリマス、是レ此ノ質問ヲ提起致シマシタ所以デアリマス、首相ニ對スル其ノ三、液體燃料國策樹立ニ關シテハ之ヲ最モ權威アル官民合同ヨリ成ル所ノ調査會ニ付議シ、其ノ重要性ニ鑑ミマシテ、之ヲ期スルノ要アリト認ム、政府ノ所見果シテ如何ト云フノデアリマス、本員ハ去ル第六十七議會ニ於キマシテ、燃料國策樹立ノ必要ヲ認め、其ノ重要性ニ鑑ミマシテ、之ヲ時ノ最モ權威アリト目セラル、所ノ内閣審議會ニ付議スルノ要ナキカト云フコトヲ、岡田首相ニ質シマシタ所ガ、首先竝ニ町田商相モ同意ノ旨ヲ表示ヲセラレタノデアリマス、然ルニ今日ハ内閣審議會ノ消滅スル時ニ於キマシテ、新ニ此ノ種ノ

調査會ヲ設クルカ、然ラザレバ現存國防資源ノ統制運用ニ當リツ、アル所ノ、資源審議會ニ付議シ、其ノ根本策ヲ決定セラル、ニ藏相ニ對シマシテ其ノ一、液體燃料國策樹立、換言スレバ液體燃料自給自足ノ目的ヲ達成スルニハ、將來ニ瓦リ尠カラザル國帑抱セラレテ居リマスルヤ否ヤト云フノデアリマス、藏相ハ其ノ財政ニ立ツ所ノ液體燃料充備ノ爲メ、財政當局ハ之ニ對スル如何ナル用意ヲ此ノ國防ノ第一線ニ立ツ所ノ液體燃料充備將來一般財政ノ見通シト、之ニ應スル所ノ財政計畫ニ言及サレテ居リマスガ、液體燃料自給自足ニ關シマシテモ、其ノ國策ヲ定メマス、藏相ハ其ノ財政ニ關スル御演說中ニ、マス、之ガ遂行ニ要スル所ノ經費ノ如キハ、ノ財源ヲ舉ゲテ、特別會計ノ下ニ之ヲ液體燃料會計ノ中ヨリ之ヲ支辨シマスルカ、然ラザレバ殊ニ輸入礦油ノ關稅增率等ニ依ル所種々ノ方策ガ考ヘラル、ト思フノデアリマス、兎ニ角液體燃料ナキ軍備ハ、翼ヲ失ヘル鳥ノ如ク、豫算ノ伴ハザル所ノ燃料國策來ノ財政計畫上深甚ナル所ノ御考察ヲ廻ラサシムルコトヲ希望シテ已マザルモノデアリマス、是レ此ノ質問ヲ提起致シタル所以デアリマス、藏相ニ對スル其ノ一、液體燃料ルヤ否ヤト云フノデアリマス、從來豫算ノ分配上ノ跡ヲ討ネマスルニ、等シク國防上ノ要素、殊ニ其ノ第一線上ニ立ツ所ノ液體

燃料ノ自給促進ニ必要ナル所ノ豫算ニ對シ、一方軍部方面ノ豫算ニ對シテハ、歲出總額ノ動モスレバ其ノ五割ニ垂ントスルモノサヘ之ヲ容認スルニ寄ナラザルニモ拘ラズ、燃料ノ主管當局ヨリ提出ニ係ル所ノ僅々十數萬圓ニモ足ラナイ、而モ極メテ緊要ナリ所ノ項目ヲサヘ之ヲ削除シテ顧ミラレザコトノ適當ナルコトヲ認ムルモノデアリマス、以上三點ニ付キマシテハ首相ヨリノ御答辯ヲ煩シタイト存ズルノデアリマス、次ニ藏相ニ對シマシテ其ノ一、液體燃料國策樹立、換言スレバ液體燃料自給自足ノ目的ヲ達成スルニハ、將來ニ瓦リ専カラザル國帑抱セラレテ居リマスルヤ否ヤト云フノデアリマス、藏相ハ其ノ財政ニ立ツ所ノ液體燃料充備ノ爲メ、財政當局ハ之ニ對スル如何ナル用意ヲ此ノ國防ノ第一線ニ立ツ所ノ液體燃料充備將來一般財政ノ見通シト、之ニ應スル所ノ財政計畫ニ言及サレテ居リマスガ、液體燃料自給自足ニ關シマシテモ、其ノ國策ヲ定メマス、藏相ハ其ノ財政ニ關スル御演說中ニ、マス、之ガ遂行ニ要スル所ノ經費ノ如キハ、ノ財源ヲ舉ゲテ、特別會計ノ下ニ之ヲ液體燃料會計ノ中ヨリ之ヲ支辨シマスルカ、然ラザレバ殊ニ輸入礦油ノ關稅增率等ニ依ル所種々ノ方策ガ考ヘラル、ト思フノデアリマス、兎ニ角液體燃料ナキ軍備ハ、翼ヲ失ヘル鳥ノ如ク、豫算ノ伴ハザル所ノ燃料國策來ノ財政計畫上深甚ナル所ノ御考察ヲ廻ラサシムルコトヲ希望シテ已マザルモノデアリマス、是レ此ノ質問ヲ提起致シタル所以デアリマス、藏相ニ對スル其ノ一、液體燃料業上ニ、一日モ緩ウスル能ハザルモノナルニ依リ之ヲ遂行スルコトガ實際的ナリト信ズ、當局ノ所見果シテ如何ト云フノデアリマス、液體燃料ノ自給自足ガ國防上ニ、產業上ニ、一日モ緩ウスル能ハザルモノナルニ依リ之ヲ遂行スルコトガ實際的ナリト信ズ、當局ノ所見果シテ如何ト云フノデアリマス、石油關稅ノ收入ヲ舉ゲテ之ヲ液體資源局ノ收入ニ歸セシメ、其ノ投資額ノ半バクテ助スル「ドイツ」政府ノ如キハ即チソレデアリマス、半官半民ヨリ成ル所ノ「アジップ」ナル一大石油會社ヲ設立セシメ、之ニ每年七百萬「リラ」ヲ支出シテ、獎勵シツワール「イタリー」政府ノ如キガソレデアリマス、石油關稅ノ收入ヲ舉ゲテ之ヲ液體資源セル「ブランス」ノ如キモノガ即チ是デアリマス、斯クノ如ク致シマシテ、石油ニ天惠ノ薄い歐洲ノ列強ハ、殆ド例外ナク國家ノ運營ニ委セシス、以テ石油政策ノ遂行ニ資セル「ブランス」ノ如キモノガ即チ是デアリマス、斯クノ如ク致シマシテ、石油ニ天惠ノ薄い歐洲ノ列強ハ、殆ド例外ナク國家ニ拘ラズ、今ニ於テ尙遲々トシテ進展ヲ見ザル十年一日ノ如キ所以ノモノハ、是レ蓋シ政策ニ於テ其ノ全貌ヲ見渡シタル所ノ一定ノ方策ナク、唯其ノ日暮シト云フガ如キニ拘ラズ、姑息偷安ノ外ニ出ヅル能ハザル、恰モ船ノ艤ナク、羅針盤ナク、而シテ最モ其ノ遂行ニ必要ナル所ノ機關ニ推進力ナキコトデアリマス、斯クノ如クシテ何レノ日カ目的ノ港ニ到達スルコトが出來ルデアリマセウカ、真ニ國家ノ爲ニ深憂ニ堪ヘザルモノデアリマス、是レ質問ヲ提起致シタル所以デアリマス、

千萬ノコトト言ヘネバナリマセス、其ノ海外資源開發費へ如何デアリマセウカ、又リマセウカ、是レ皆燃料自給自足ニ最モ必要ナル所ノ事項ガ依然トシテ等閑ニ付セラレテアルコトヘ甚ダ遺憾ノ極ミデアリマス、是モ畢竟致シスルニ、政府ニ於テ燃料ニ對スル一定ノ政策ナク、唯僅カニ主務省ガ極メテ苦シイ豫算ノ範圍ノ中ニ於テ遺繰リ算段ヲシヨウツレバコソ、心ナラズモ斯様ナ姑息偷安ニ甘ンゼザルヲ得ヌコトヲ悲シムモノデアリマス、ソレニ付テモ燃料國策ガ一日モ速カニ成ラムコトヲ本員ヘ熱望シテ已マヌ者デアリマス、以上、總理大臣ヲ初メ、藏相、商相ヨリ御答辯ヲ煩ヘシタイト存ズルノデアリマス

ニ於テ之ヲ御指名アラムコトヲ望ミマス、
 右動議ヲ提出致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシ

ニ御異議ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
 メマス、兩院協議委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ

〔角倉書記官朗讀〕
臺灣拓殖株式會社法案兩院協議委員

○議長（公爵近衛文麿君）　本日直チニ兩院
協議委員ノ正副議長ヲ選舉セラレムコトヲ
望ミマス、休憩致シマス、午後一時三十分
ヨリ開會改シマス

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ニ付同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意セサルコトニ決議シタル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受ケ又同時ニ同院ヨリ協議委員ノ數ヲ十名ト爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

○議長（公爵近衛文麿君）只今書記官ヲシテ報告致サセマシタ通り、衆議院ヨリ臺灣拓殖株式會社法案ニ付キ、兩院協議會ヲ開キ、且其ノ委員ノ數ヲ十名ニスルノ要求ニ接シマンシタカラ、此ノ際議事日程ヲ變更シテ、兩院協議委員ノ選舉ヲ行フコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

リマスか、液體燃料ニ對スル方策ノ自給
自足ノ方針デ進ムコトニ定シテ居ルノデア
リマス、固ヨリ是ニハ相當ノ年月ヲ要スル
コトハ申上ゲル迄モナインデアリマスル
ガ、此ノ方針ノ下ニ政府ハ其ノ政策ヲ進メ
ツ、アルコトヲ御承知ヲ願ヒタイノデアリ

マス、第二六行政機關ノ問題ニアリマス、之ニ付キマシテヘ今後十分ニ考ヘテ行キタイノデアリマシテ、今日ノ儘デ宜シイカドウカト云フコトニ付テハ、將來篤ト考究ヲ遂ゲルコトニ致シタイト考ヘテ居リマス、燃料國策ニ調査會ヲ別ニ設ケルノ考ガアルカドウカ、今日デハ商工省ノ中ニ燃料對策各省協議會ト云フモノガ設ケテアリマシテ、之ニ依ツテ諸般ノ方策ヲ講ジテ居ルノデアリマスルガ、或ハ將來必要ニ依リマシテハ特別ニ、坂本男爵ノ御話ニナッタヤウナ調査會ヲ設ケルコトモ、或ハ考ヘラレヌデハナイノデアリマス、今日デハ今申上ゲタヤウナ調査會ニ於テ對策ヲ講ジテ居ル譯デアリマス、次ニ大藏大臣ニ對スル御尋トシマシテ、第一次ハ今後ノ財政計畫ニ於テ、此ノ燃料對策ニ對スル國費ノ增加ニ付テ相當ノ用意ガアルカ、或ハ輸入礦油ノ財源ヲ以テ、特別會計等ヲ設置スルヤウナ考ハ有ルカ無イカ、斯ウ云フ意味ノ御尋デアルノデアリマス、大藏省ト致シマシテモ液體燃料ニ對シマル對策ハ、國ノ一つノ大キナ方策トシテ十分ニ今後重キヲ置イテ行ク積リデアルノデアリマス、併シナガラソレニ致シマシテモ、今日直チニ特別會計ヲ設ケテ之ヲ致スカト云フコトニ付テハ、未ダ決定シタ方針ヘナイノデアリマスル、無論此ノ液體燃料問題ニ付テ、今後相當ノ國費ヲ要スルコトモ覺悟致シテ居ルノデアリマス、大藏省ト致シマシテモ財政ノ許ス限リハ、之ニ對シテ相當ノ國費ヲ投ジテ行ク考ハ持ツテ居ルノデアリマス、今日ノ如ク、坂本男爵ハ第一ノ御尋トシテ、豫算上ノ金額ノ分配ガ不合理デアル、國防費トノ均衡ヲ得テ居ラスト云フヤウナ御非難ノ下ニ御尋ガアリマシタガ、前申上げタ如ク液體燃料ノ方策ナルモノハ、當ニ國防上ノミナラズ、產業上重大ナル問題デアルノデアリマス、之ニ對シテ相當ノ今後財政計畫ノ上ニ於テモ、出來ルダケノ

力ハ用ヒテ行キタイト考ヘテ居ル譯デアリマス、現ニ坂本男爵ハ十一年度ノ豫算ニ於テハ、寧ロ前年度ヨリ減ジテ居ルヤウナ御意見モアツタヤウデアリマスルガ、實ハサウデハナイヤウニ思フノデアリマス、十一年度ニ於テハ實行豫算ニ於テ、或ハ追加豫算ニ於テ、之ヲ總計致シマシタナラバ、前年度ノ約倍額ニハナツテ居ルノデアリマス、所謂一般會計特別會計ヲ通ジマシテ、此ノ方面ニ投ジテ居ル金ハ、約倍額ニ近イモノデアルノデアリマス、更ニ今後ハ此ノ問題ノ爲ニハ、大藏省トシテハ財政ノ許ス限り、金ヲ出シテ行ク考ヘ持ツテ居ルノデアリマス、ソレヲ私トシテ御答ヘ申上ガマス

卷之三

内地資源ノ試掘獎勵ト云フモノニ隨分努メ
テ居リマスガ、御話モアツ通りニ其ノ額ハ
十分デアリマセヌ、併シ本年ハ前年ニ比シ
元相當増額ヲシテ居ルノデアリマス、北樺
太石油資源ノ開發ニ付キマシテハ、其ノ試
掘助成ノ計畫ヲ立テマシテ、五年ニ亘リマ
シテ四百五十萬圓ヲ助成スルコトニ致シマ
シテ、本年ノ豫算ニハ百二十餘萬圓計上サ
レテ居ルノデアリマス、更ニ會社ノ資金調
達ニ便ナルガ爲ニ、三百萬圓ノ社債ニ付キ
マシテ元利償還ノ補償ヲ爲スコトニナッテ
居リマス、之ニ依リマシテ北樺太石油開發
ノ計畫的ノ仕事ガ十分出來得ルコトト考ヘ
ルノデアリマス、更ニ其ノ外ノ海外資源ノ
調査、且開發ノ爲ニ今適當ナル組織ヲ爲シ、
出来ツ、アルノデアリマス、是モ此ノ組織
ガ出來マシタナラバ、海外資源ノ開發ニ相
當資スル所ガアルト考ヘテ居リマス、更ニ
附加ヘテ申上ゲテ置キタインデアリマスガ、
此ノ代用燃料工業ノ確立ガ、燃料國策ノ上
デ大切デアリマスガ、ソレニ付キマシテハ
海軍ニ於キマシテ石炭液化ノ研究ヲ進メマ
シテ、近ク満鐵ニ於キマシテ之ガ企業化ヲ
圖ルコトニナツテ居リマス、商工省ト致シマ
シテハ尙低溫乾餾工業ノ助成、木炭瓦斯ノ
發生爐ノ使用ノ獎勵ヲ圖リマスト共ニ、石
炭液化ノ試験ヲ此ノ燃料研究所デ促進サセ
テ居リマスガ、本年ハ更ニ「ガソリン」合成
ノ試験ヲ開始スルコトニナツテ居リマス、今
後此ノ代用燃料工業ヲ確立スルト云フコト
ガ、一番大切ナコトト考ヘマスノデ、其ノ
方ニ十分力ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデア
リマス

ス、若シ此ノ時局ニ鑑ミラレタナラバ、國防上ニ其ノ重要ヲ置カレテ、其ノ全額ノ五割ニ垂ントスルモノ迄モ認容サレル御考デアリマスルナラバ、矢張リ其ノ國防上ノ尖端ニ居ル所ノ燃料ニ對シテモ、同様ノ御覺悟ヲ以テ進マレタイト云フノガ私ノ念願デアリマス、畢竟スルニ其ノ認識ノ上ニ於テ、聊カ不足デアラレルヤウニ考ヘルノデアリマス、十分此ノ點ノ御認識ヲ深スラレムコトヲ希望致シマス、又大藏大臣ヨリハ私ヘ前年度ニ比シテ劣ツテ居ルト申シタガモ數字ノ上デハ四百五十六萬圓、前年度ニ於キマシテハ百九十一萬圓位ノ程度デアリマス、ガ併シナガラ此ノ増シタ額ト云フノハ何デアルカト申スト、石油業法ニ依ル所ノ各會社施設ノソレニ補償ト申シテハ語弊ガアルカ存ジマセヌガ、ソレヲ助ケル爲ノ二百六十餘萬圓ノ額ガ計上サレテ、ソレデサウ云フ數字ニナツテ居ルカラシテ、是ハ石油業法ニ關係スル所ノ費用デアルノデアリマスカラ、元來ナラバ其ノ補償ガナクトモ今日迄進ンデ來タノデアリマスガ、色々ノ關係カラ今回ハソレヲ出シタト云フコトニナッテ居ル、石油業法ニ依ッテ何等此ノ資源ノ開發ト云フモノガ、一滴モ國內ニ殖エル譯デハアリマセヌ、唯石油業法ハソレダケノ貯蓄シタ石油ニ對シテソレノ補償ヲスルダケデアリマス、若シ資源ガ十分ニナレバ一滴ノ貯蓄モ要ラヌ譯デアリマスカラ、却テサウ云フヤウニナラムコトヲ理想トシテハ希望スル譯デアリマス、石油業法ノ爲ニ國費ヲ茲ニ投ジタカラ、ソレガ爲ニ燃料問題ノ國策ノ解決トハナラヌノデアリマス、サウ云フ工合ニ私ハ考へテ居リマスカラ、其ノ點ヲ考へマスルト總チノ燃料國策樹立ノ爲ニ、資源開發ニ要スル所ノ經費ハ、矢張リ百九十萬圓程度デ、却テ其ノ數字ノ上カラ

見レバ不足シテ居ル位ニ見エル、先ヅ同額
辯デアリマスガ、是亦一言私カラ申上ゲテ
置キタイト思ヒマス、北樺太ノ石油會社ニ
對シテハ今後五箇年ニ亘^ジテ助成ヲスル、是
ガ私ノ申シク繼續費ノ形ニナシテ居ル、斯ウ
云フ御答辯デアリマシタ、私ハ何モ北樺太
ノ一ツノ會社ヲ助成スルト云フヤウナ如キ
モノヲ以テ、此ノ國策樹立ノ對象ト考ヘテ
居ラヌデス、是ハモットヽ大キク此ノ國策
ト云フモノノ全貌ヲ考ヘテ、其ノ全貌ノ上
ニ於テ有リト有ラユル助成ヲシテ開發ヲシ
テ、サウシテ自給自足ノ域ニ達セシメルコ
トヲ企圖スルコトガ所謂國策ノ樹立デアル
ト考ヘテ居リマス、北樺太會社ニ對スル助
成デアルトカ、或ハ資金ノ補助デアルト云
フヤウナ一時的ノモノ、又其ノ限局サレタ
ヤウナ小サイコトニ付テ、此ノ國策樹立ノ
コトヲ御伺ヒシタ譯デハアリマセヌ、又滿
鐵ノ石炭油化ノ爲ニ云々ト御辯明ガアリマ
シタガ、滿鐵ノ石炭油化業ハ是ヘ恐ラク明
後年、明後年ノ半バ頃ニ於テ其ノ工場ガ竣
成サレルノデアリマス、サウスルト其ノ工
場ノ油化サレタ石油ハドレ位カト申セバ、
約二萬噸ヲ目的トシテ居ルノデアリマス、
其ノ二萬噸ノ石油ガ何時頃出來ルカト申セ
バ、丁度ソレカラ後ニ一年經^ツテカラ初メテ
出來ルダケノ設備ガアルノデアリマス、約
今カラ三年ノ後ニナラナケレバ、此ノ二萬
噸ノ石油量ト云フモノハ得ラヌノデアリ
マス、今日海軍ノ石油ノ費消ハ非常ナモノ
デアリマシテ、一萬噸ハカリノ石油デヘ、今
レドモ、左様ナ事柄ヲ以テ此ノ燃料國策ノ
樹立ト考ヘラレヌノデアリマス、況ヤ其ノ
他ノ事例ヲ舉ゲテ云々ト商工大臣ヨリ御辯
明ニナリマシタガ、是等ハホンノ燃料國策

樹立ノ前ニハ塵ノ端シニモ足ラナイモノト思フノデアリマス、ドウカ此ノ石油燃料國等力今後ニ於テ、即チ來ルベキ第七十議會ニ於テハ、モウ少シ經綸ノアル所ノ御計畫ヲハス、御聽スル機會ヲ得タイト存ズルノデアリマス、マダ申上ゲタイコトハ多々アリマスガ、會期切迫ノ折柄、此ノ程度ニ止メテ私ノ質問ヲ終リマス

〔水野甚次郎君「議事ノ進行ニ付テ議長ニ希望ガアリマス」ト述フ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 只今申上ゲマス、此ノ際議事ノ整理上、念ノ爲メ申上ゲテ置キマス、只今ハマダ討論ニ入ッテ居リマセヌ、從ツテ意見ノ御陳述等ハ討論ニ入りマンテカラ御願ヒ致シマス、質疑ノ際ニハ質疑ノ前提トシテ御意見ヲ御述ニナルコトハ差支ゴザイマセヌガ、成ルベク御意見ノ陳述ハ御遠慮ヲ願ヒマス

○水野甚次郎君 坂本男爵ノ燃料問題ハ昨日モ私ガ申上げマシタルガ如ク、帝國現下ノ急務デアル……

○議長(公爵近衛文麿君) 水野君ハ御質問デアリマスカ

○水野甚次郎君 非常ニ傾聽スベキ問題デアリマスルケレドモ、只今ノ如ク議席ヨリ御述ベニナルノデハチットモ傾聽スルコトガ出来マセヌ、御登壇シテ戴クヤウニ、議長カラ御注意ヲ願ヒマス

○議長(公爵近衛文麿君) 議長ニ於テモ將來注意致シマス

○議長(公爵近衛文麿君) 柳原伯爵

○伯爵柳原義光君 (伯爵柳原義光君演壇ニ登ル)

問デゴザイマス、今日午前ニ千秋豫算副委員長カラ委員會ノ經過ヲ誠ニ詳カニ承リマシテ、深ク敬承致シタ譯デアリマス、其ノ御報告ノ中ニ、實ハ私ハ豫算委員各位ノ申

カラ文部大臣ニ對シテ宗教方面ニ關スル重
要ナル質問ガ必ズヤオアリニナックコトト實
ハ期待シテ居ツタノデアリマス、然ル所何等
此ノ問題ニ觸レタル御質疑等ガナカツタヤ
ウナ趣デアリミシタノデ、誠ニ其ノ點ニ付
テ、私ガ質疑ヲ致サウト思フ點ガ何等觸レ
テ居リマセヌカラ、私ガ改メテ此ノ件ニ對
シテ文部大臣ニ承リタイト考ヘル次第デア
リマス、現内閣ハ庶政刷新ト云フコトヲ深
ク聲明セラレマシテ、從來ノ政治デ苟モ改
ムルモノガアツタナラバ、之ヲ改メルコトニ
吝ナラザルモノデアルト云フ御聲明デアッ
タノデアリマス、サウシテ剛健質實ナル政
策ヲ實施スルト云フ、極メテ明快ナル聲明
ヲ發セラレタコトハ、深ク本員共ノ多謝シ
テ居ル所デアリマス、國民生活ノ問題、教
育ノ問題、思想ノ問題ニ對シテモ、多大ナ
關心ヲ現内閣ガ持ツテ居ラレルコトモ、是亦
私ハ多謝致ス所デアリマス、然ルニ此ノ思
想問題、生活問題ノ根幹トモ申スペク、又
世道人心ニ最モ關係ノ深イ宗教ノ問題ニ付
テ、何等御所見等ヲ承ル機會ガナカツタノハ
誠ニ私ハ殘念ニ思テ居ル次第デアリマス、
今ヤ國民思想ノ不安定、實生活ノ困難ニ乘
ジテ淫祠邪教ガ其ノ勢ヲ逞シウ致シマシテ、
其ノ最モ甚シモノニ至リテハ大本教ノ如キ
モノハ既ニ禁止サレタノデアツテ、是ハ當然
ノコトト存ジマスルガ、斯クノ如ク此ノ國
民思想ノ不安定、生活ノ困難ニ乘ジテ、其ノ
間隙ニ淫祠邪教ガ蔓ルノデアリマスル、是
ハ健全ナル教育制度ト相俟ツテ……相倚リ
相俟チ、最モ是ハ必要ナモノト思フノデア
リマスル、嘗テ此ノ宗教法案或ハ又宗教團
體法案ナル名ノ下ニ政府ガ提案ヲ致サレマ
シテ、本議場ニ三回マデ現レテ居ツタ所ノ事
實ヘ、皆様モ御記憶ニ尙新ナル所デアルト

考へテ居ルノデアリマスル、其ノ沿革ヲ簡
單ニ申上ゲマスルト、第一ハ古ク山縣内閣
ノ時ニ宗教法案ナルモノガ議場ニ現レタノ
デアリマスル、第二ハ若槻内閣ノ時、第三
ハ田中内閣ノ時デアツタノデアリマスル、第
一ノ時、即チ山縣内閣ノ時ハ古ニコトデ、ゴ
ザイマスルノデ、私ハ其ノ當時議席ハ持ツテ
居リマセヌ、併シナガラ此ノ宗教法案ナル
モノハ否決ニ相成ツタト承ツテ居リマスル、
第二ノ時ハ若槻内閣デアリマシテ、文部大
臣ハ故岡田良平君デアツタノデアリマスル、
此ノ時ハ確カ審議未了ニ終ツタト存ジテ居
リマス、第三ノ時ハ田中内閣ノ時デアリマ
シテ、是ハ勝田君ガ文部大臣デアラレマシ
テ、是モ不幸ニシテ審議未了ニ終ツタコト
デアリマスル、而シテ又此ノ前内閣ノ岡田
内閣ノ時ニ、故松田文相ガ丁度昨年ノ末デ
アリマシタガ、宗教制度調査會ヲ開カレマ
シテ、不肖ナガラ私モ右調査委員會ノ委員
デアリマスル關係上、其ノ委員會ニ出席致
シタノデアリマスル、段々政府ノ提案
ニ……、文部省ノ提案ニ依リマシテ審議ヲ
登シマシテ、審議ダケハ済ンダノデアリマス
ルケレドモ、何等討論モ致シマゼ、從ツテ
文部大臣ニ向ツテ答申スルコトモ出來ナカッ
タノデ、即チ唯質疑ヲ終ツタダケデ終ツタ
ノデアリマスル、サリナガラ今カラ考ヘテ
見マスルト、前内閣ノ松田文相ハ宗教團體
法ヲ若シ出來タナラバ出シテ見ヨウト云フ
考ガアラレタモノカト憶測スルノデアリマ
スル、此ノ現内閣ハ庶政刷新ト云フ立派ナ
ル標榜ノ下ニ、政策ヲ聲明シテ居ラレルノ
デアリマスルカラシテ、必ズヤ此ノ思想問
題ニ最モ深キ關心ヲ有スル、此ノ宗教團體
法若シクハ宗教法ノ如キモノニ對シテハ相
當ノ御考ガアラセラレルコト私ハ思フノ
デアリマスル、元來此ノ法規ノ上カラ見マ
シテモ、宗教ヲ取締ル……取締ルト言フト
語弊ガアリマスルガ、宗教ニ關スル法律ト

云フモノハ誠ニ紛然、雜然タルモノニアリ
マシテ、明治初年度ニ發セラレマシタル所
ノ太政官ノ太政官令デアルトカ、或ハ太政
官達トカ云フヤウナモノガマダ／＼法律ト
シテ活キテ居ルノデアリマシテ、頗ル此ノ
内容ハ紛然、雜然ヲ極メテ居リマス、此ノ
法規ノ上カラ見テモ、之ヲ整理スル必要ハ
切實ニ必要ガアルト私ハ考ヘテ居ルノデア
リマスル、此ノ取扱ニ對シマシマモ誠ニ複
雑ヲ極メテ居ルノデアリマスルカラシテ、
是ハ法規ノ上カラ見テモ簡單ニスル必要ガ
必ズアルモノト信ジテ居ルノデアリマスル、
右申ス如ク、古ク山縣内閣、若槻内閣、田
中内閣、此ノ三内閣ニ依ツテ宗教法案若シク
ハ宗教團體法ト云フ名ノ下ニ提案セラレ
シテ、本院ニ提出ニ相成シタモノニアリマス
ルカラシテ、此ノ現時ノ如キ思想問題ニ對
シテ最モ深キ關心ヲ持ツテ居ラレル廣田首
相ハ、此ノ嘗テ三代ノ内閣が出サレタ沿革
ガアル事デアルカラシテ、此ノ宗教法ト云
フコトニ向ッテ、相當ナ御關心ガアラレルコ
トト思フノデアリマスガ、總理大臣ハ、總
理大臣トシテ、ドウ云フ御考デアリマスル
カ、簡單ニ其ノ御所見モ承リタイト考ヘル
ノデアリマス、尙又文部大臣ニ向ッテハ、前
申シマシタ如ク、三代ノ内閣ノ時ハ、既ニ
此ノ議場マデ宗教ニ關スル案ガ送ラレテ、
サウシテ又前内閣ニ于テハ、兎ニ角前内閣
ノ故松田文相ガ、宗教制度委員會ヲ招集セ
ラレ、其ノ質問ダケハ終々クラキデアリマ
スカラ、少クモ出來タナラバ此ノ案ヲ出シ
テ見ヨウト云フ準備ノ行爲ハアラレタモノ
ト私ハ思フノデアリマス、仍テ現文部大臣
タル平生君ハ、ドウ云フ御考ヲ持ツテオイデ
ニナリマスカ、頗ル練達堪能ノ士デアラレ
ル御方デゴザイマスガ故ニ、此ノ宗教ノ制
度ニ向ツテモ根本的ノ御方針及御考ガオア
リニナルコト、私ハ信ズルノデアリマス、
殊ニ諄ク申スヤウデゴザイマスガ、健全ナ

ル宗教思想ノ發達ハ、教育ト相持リ相俟ツテ、最モ必要ナルモノデアルト私ハ信ズ者デアリマス、此ノ庶政刷新ト云フ聲明ノ下ニ立タレタ内閣ノ下ニ於テハ、必ズヤ此ノ文部大臣ハ、此ノ問題ニ對シテ、相當ナ御考ガアラレルモノト私ハ考ヘルノデアリマス、ドウ云フ御考ヲ御持チニナツテ居マスルカ、一應此ノ場合ニ於テ承リタイト考ヘマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リト致シマス

（國務大臣平生鉢三郎君演壇ニ登ル）

○國務大臣（平生鉢三郎君） 御答ヲ致シマス、國民生活ノ不安定ト共ニ、國民思想ガ混沌トシテ居リマスル今日ニ於キマシテ、健全ナル宗教ノ存在ト云フコトハ、教育ト共ニ最モ必要デアルト云フコトハ、只今柳原伯爵ノ御述ニナツク通リ至極御同感デアリマス、又宗教法ノ沿革ニ付キマシテモ、柳原伯ノ御説ノ通り、最初ニ宗教法案ガ帝國議會ニ提案サレマシタノヘ、明治三十二年第十四議會ニ初メテ提案サレタノデアリマシテ、其ノ後幾多ノ變遷ヲ經テ居リマシテ、未ダ今日ニ至ツテ制定ガ終ラヌノデアリマス、段々研究調査ノ結果漸ク宗教團體法要綱ト云フモノノ作成ヲ終リマシテ、昨年十二月ノ十日ニ宗教制度調査會ニ之ヲ諮詢致シマシテ、同會ニ於テヘ、特別委員會ヲ數回開カレテ、逐條ニ付テノ質疑ヲ終リマシタガ、其ノ後議會ノ解散、内閣ノ更迭等ニ依リマシテ、暫ク中止ヲシテ居リマシタガ、漸ク委員ノ补充モ終リマシタカラ、段々ニ審議モ進メラレルコト、考ヘルノデアリマス、審議答申ガ終リマシタナラバ、成ルベク早イ機會ニ於テ、帝國議會ニ提案ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

○伯爵柳原義光君 只今文部大臣ノ御答辯ハ、極メテ敬承致シマシテ、深ク本懐ト致シマス、成ルベク適當ノ機會ニ、成ルベク早ク御提案アラムコトヲ希望致シマス、併

セテ總理大臣モ此ノ宗教法案ノコトニ付テ
ハ深キ御關心ヲ持テオイデニナルコトト思
ヒマスガ世道人心ニ及ボス問題ニ付テヘ、一
深キ關心ヲ有シマスル者デアルガ故ニ、一
應總理大臣ノ……必ズヤ是ハ必要ナモノデ
アルト仰セラレルコトトハ信ジマスルガ、
若シ一應總理大臣ノ御所見ヲ伺フコトガ得
マシタナラバ幸甚デアルト存ジマス

〔國務大臣廣田弘毅君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今柳原伯爵ヨリ宗教ノ必要ニ付テ御述ニナリマシタガ、私モ我國國民精神ノ涵養ノ上ニ於キマシテ、一般教育ノ外、宗教的情操ノ必要デアルコトヲ感ジテ居ルノアリマス、又一方宗教ノ自由ノ一面ニハ、隨分如何ハシイ宗教ガ日本國內ノミナラズ海外カラモ參ルヤウナ形勢モアリマスノデ、此ノ宗教ニ付テハ相當考慮ヲ政府トシテ加ヘナケレバナラヌト思ツテ居ルノデアリマス

○議長(公爵近衛文麿君)

長岡半太郎君

○長岡半太郎君 先刻阪谷男爵ト文部大臣トノ、學術振興會ニ付キマシテノ御質問御答辯ヲ承リマシタガ、更ニ大藏大臣、文部大臣ニ御尋不シタ伊事ガゴザイマスル、私振興會ノ學術部長トシテ三年餘此ノ事ニ當ッテ居リマスルガ、色々希望ヲ述べナケレバナラヌ事項ガ生ジテ來タ次第ゴザイマシテ、只今文部大臣カラ御説明ニナリマシタヤウニ、特別委員會二十五、委員會十二ト云モノカラ組織サレテ居リマスルガ、其ノ特委員會ノ性質ハ、國家的重要性ヲ帶びテ居ル學術方面ノ研究ニ從事シテ居リマシテ、各省、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致シテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致

省、各會社トモオヤリニナッテ居ルノデスケレドモ、其中ニ居ラル、人ノミノ研究ニ限ツテ居リマスル、廣ク見マスルト云フト、此ノ事ハ斯ウ云フ會社ノ人ヲ使ヘナケレバナラヌ、此ノ事ニ當ツテヘ、コヽノ省ノ某技師ヲ使ヘナケレバナラヌト云フヤウナコトニナッテ居リマシテ、ソレガ唯一ツニ限ラレルト、ドウシテモ旨ク行キマセヌ、日本全國ヲ見渡シタ所デ、最モ優秀ナルト云フ人ニ選んで委員トシテヤツテ居ル次第ゴザイマス、例ヘテ申セバ鐵ノ鑄物ノ研究ナドト云フモノガ、是ハ國家的重要ナル事柄デ、工業上此ノ材料ノ宜シクナイト云フコトハ一般ニ認メルコトゴザイマスル、殊ニ軍事上カラ申スト、大砲其他ノ軍器ノ製造等カラシテ、鑄物ノ惡イト云フコトハ實ニ喫カハシイコトゴザイマシテ、是等ノ缺點ヲドウカシテ除キ去ラナケレバナラヌト云フ方針デ、特別委員會ノ一つへ出來テ居ルノデゴザイマシテ、其他ノモノ之ニ類シタモノデゴザイマス、又祕密通信ノ如キヘ、電信電話……主ニ無線方面ゴザイマスルガ、一朝事有ル日ニ敵ニ知ラレテハ困ル、答辯ヲ承リマシタガ、更ニ大藏大臣、文部大臣ニ御尋不シタ伊事ガゴザイマスル、私振興會ノ學術部長トシテ三年餘此ノ事ニ當ッテ居リマスルガ、色々希望ヲ述べナケレバナラヌ事項ガ生ジテ來タ次第ゴザイマシテ、只今文部大臣カラ御説明ニナリマシタヤウニ、特別委員會二十五、委員會十二ト云モノカラ組織サレテ居リマスルガ、其ノ特委員會ノ性質ハ、國家的重要性ヲ帶びテ居ル學術方面ノ研究ニ從事シテ居リマシテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致シテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致

アツタノデゴザイマスルガ、一昨々年頃カラシテ原子轉換スベシト云フコトニ研究ガ進ミマシテ、初ヘホンノ顯微鏡的ノ仕事デゴザテ居リマスル、廣ク見マスルト云フト、此ノ事ハ斯ウ云フ會社ノ人ヲ使ヘナケレバナラヌ、此ノ事ニ當ツテヘ、コヽノ省ノ某技師ヲ使ヘナケレバナラヌト云フヤウナコトニナッテ居リマシテ、ソレガ唯一ツニ限ラレルト、ドウシテモ旨ク行キマセヌ、日本全國ヲ見渡シタ所デ、最モ優秀ナルト云フ人ニ選んで委員トシテヤツテ居ル次第ゴザイマス、例ヘテ申セバ鐵ノ鑄物ノ研究ナドト云フモノガ、是ハ國家的重要ナル事柄デ、工業上此ノ材料ノ宜シクナイト云フコトハ一般ニ認メルコトゴザイマスル、殊ニ軍事上カラ申スト、大砲其他ノ軍器ノ製造等カラシテ、鑄物ノ惡イト云フコトハ實ニ喫カハシイコトゴザイマシテ、是等ノ缺點ヲドウカシテ除キ去ラナケレバナラヌト云フ方針デ、特別委員會ノ一つへ出來テ居ルノデゴザイマシテ、其他ノモノ之ニ類シタモノデゴザイマス、又祕密通信ノ如キヘ、電信電話……主ニ無線方面ゴザイマスルガ、一朝事有ル日ニ敵ニ知ラレテハ困ル、答辯ヲ承リマシタガ、更ニ大藏大臣、文部大臣ニ御尋不シタ伊事ガゴザイマスル、私振興會ノ學術部長トシテ三年餘此ノ事ニ當ッテ居リマスルガ、色々希望ヲ述べナケレバナラヌ事項ガ生ジテ來タ次第ゴザイマシテ、只今文部大臣カラ御説明ニナリマシタヤウニ、特別委員會二十五、委員會十二ト云モノカラ組織サレテ居リマスルガ、其ノ特委員會ノ性質ハ、國家的重要性ヲ帶びテ居ル學術方面ノ研究ニ從事シテ居リマシテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致シテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致

アツタノデゴザイマスルガ、一昨々年頃カラシテ原子轉換スベシト云フコトニ研究ガ進ミマシテ、初ヘホンノ顯微鏡的ノ仕事デゴザテ居リマスル、廣ク見マスルト云フト、此ノ事ハ斯ウ云フ會社ノ人ヲ使ヘナケレバナラヌ、此ノ事ニ當ツテヘ、コヽノ省ノ某技師ヲ使ヘナケレバナラヌト云フヤウナコトニナッテ居リマシテ、ソレガ唯一ツニ限ラレルト、ドウシテモ旨ク行キマセヌ、日本全國ヲ見渡シタ所デ、最モ優秀ナルト云フ人ニ選んで委員トシテヤツテ居ル次第ゴザイマス、例ヘテ申セバ鐵ノ鑄物ノ研究ナドト云フモノガ、是ハ國家的重要ナル事柄デ、工業上此ノ材料ノ宜シクナイト云フコトハ一般ニ認メルコトゴザイマスル、殊ニ軍事上カラ申スト、大砲其他ノ軍器ノ製造等カラシテ、鑄物ノ惡イト云フコトハ實ニ喫カハシイコトゴザイマシテ、是等ノ缺點ヲドウカシテ除キ去ラナケレバナラヌト云フ方針デ、特別委員會ノ一つへ出來テ居ルノデゴザイマシテ、其他ノモノ之ニ類シタモノデゴザイマス、又祕密通信ノ如キヘ、電信電話……主ニ無線方面ゴザイマスルガ、一朝事有ル日ニ敵ニ知ラレテハ困ル、答辯ヲ承リマシタガ、更ニ大藏大臣、文部大臣ニ御尋不シタ伊事ガゴザイマスル、私振興會ノ學術部長トシテ三年餘此ノ事ニ當ッテ居リマスルガ、色々希望ヲ述べナケレバナラヌ事項ガ生ジテ來タ次第ゴザイマシテ、只今文部大臣カラ御説明ニナリマシタヤウニ、特別委員會二十五、委員會十二ト云モノカラ組織サレテ居リマスルガ、其ノ特委員會ノ性質ハ、國家的重要性ヲ帶びテ居ル學術方面ノ研究ニ從事シテ居リマシテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致シテ、各會社等ノ専門技師ヲ選抜致

位ノコトデアリマシテモ、出版費ノ缺乏シ
テ居ル一ツノ例トシテ申上ゲマストドウシ
テモ、私ハ帝國學士院カラ選出サレテ居リマ
スカラシテ、學士院ノ爲ニモ一ツ序ニ御諸
リヲ願ハナケレバナラヌト云フノハ、學士
院カラシテ毎月各般ノ研究ノ概要ヲ出版シ
テ居リマス、ソレデ其ノ内容ハ有ラユル方
面ニ研究者カラシテ學士院ニ提出サレ、學
士院ニ一應批判ヲシタ上デ、出版スル次第
デゴザイマスガ、先月マデハ僅カニ其ノ各
研究ニ對シテ三頁ノ割合デ出版スルコトガ
出來クノデアリマス、三頁ト云ヒマスト、
表題ニ少シ抜萃ノ拔萃ト云フヤウナモノヲ
加ヘタ位ナモノデ、ソレデドウモ是デハ十
分ニ行カヌト云フノデ、遺練リ算段ヲシテ
漸ク今月カラ四頁ニ増スコトガ出來タヤウ
ナ次第デゴザイマス、ドノ國ニ行キマシテ
モ、此ノ「アカデミー」カラ出ル出版物ト云
フモノハ、獨創的ナ研究ノ粹ヲ拔イタモノ
ガ出ルノデゴザイマス、ソレニ對シテ「イ
ギリス」ノ如キベ、頁數ヲ惜シマナク出版
シテ居リマス、「ランス」ニハ幾ラカ制限
ガゴザイマスケレドモ、其ノ材料ノ豊富ナ
ル我ガ帝國學士院デ、一月ニ出版スルモノ
ガ、凡ソ八回位出テ居リマス、毎週出マス
ガ、「コン特朗ジュー」ノ半分位シカ、我
ガ帝國學士院カラ出スコトガ出來ナイノデ
アル、實際材料ハアルノデス、アルケレド
モ兎ニ角文部省カラ支給サレル經費ヲ見マ
スト、漸ク四頁ニ漕ギ付ケルコトガ出來タ
ト云フヤウナ狀態ニアリマス、是ハ或ハ大
臣ハ能ク御存ジナイカモ知レマセヌケレド
モ、實ニ見逃スベカラザル國家ノ恥辱ト私
ハ思テ居リマス、之ヲ如何ニナサル積リデ
アリマスカ、之ヲ一ツ質問致シタイト思フ
ノデアリマス

國學士院デアリマスカ、費用ガ足ラヌデ非常ニ困ツテ居ル、是ハ私モ御同情ヘ申上ダマス、併シ御承知ノ如ク學術振興ノ必要ナルコトハ、無論能ク認メテ居ルノデアリマス、有ラユル經費ガ悉ク皆不足ダト云フ譯デアルノデアリマス、大藏省トシマシテハ全體ヲ見渡シマシテ、其ノ最モ必要ナルモノカラ、適當ニ按配ラシテ行ク外途ハナイノデアリマス、學術振興ノ必要ヲ認メナイ譯デモナケレバ、今御話ノヤウナコトモ出来ルダケヘ致シタイト考ヘマス、併シ先刻モ液體燃料ニ對スル國策ニ對スル莫大ナル御要求モアル譯デ、其ノ他有ラユル國費ガ今日各方面ノ要求ガ、非常ニ多額ナンデアリマスカラ、大藏省トシマシテハ、適當ニ財政ノ許ス限リニ於テ、緩急按配宜シキヲ得テ、査定ヲ致ス外途ガナインデアリマスハ、御意見ノ程ハ能ク諒承致シマスカラシテ、無論私ハ御同情ヲ以テ査定ヲ致ス積リデアリマスケレドモ、此ノ場合ニ、來年度ニドウ致スト云フコトヲ此處デ確言スルダケハ、暫ク遠慮シタイト思ヒマス

○長岡半太郎君　國家費用ノ多端ノ時ニ、單ニ學術振興バカリニ御支出ヲ願フコトハ、無論遠慮致シマスガ、此ノ學問方面デ、ドウシテモヤラネバナラヌト云ノコトガ起リマシタ時分ニハ、何カソコニ一ツ御考へ置キヲ願ヒタイト思ヒマス

（國務大臣平生釣三郎君演壇ニ登ル）

○國務大臣（平生釣三郎君）　學術振興會ノ爲ニ補助金ヲ増額シテ、此ノ學術振興ノ爲ニ御盡力下サル方々ノ御満足ヲ得タイト云フコトハ山々デアルノデアリマスガ、財政ノコトハ只今大藏大臣ヨリ申上げマシタ通りノ事情デザイマス、先程私ガ述べマシタ通りニ、學術振興會ニ於テハ、最モ重要ナル御研究ニ從事セラレテ居ル學者ヲ總動員シテ、基礎的ニ、又綜合的ニ、又試驗的ニモ御研究ニナツテ居ルコトハ、私ハ疾ニ承

知シテ居ル次第アリマスカラ、出来ルダケノコトヲ致シタトイ考ヘテ居ル次
ケ財政ノ都合ヲ蔽相ト相談致シマシテ、出来ルダケノコトヲ致シタトイ考ヘテ居ル次
他ノ方面ト多少權衡ヲ御考ニナリマシテ、
ドウカ一ツ御處分ヲ願ヒタイト思ヒマス
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ討論ニ入
リマス、通告ニ依リ長岡隆一郎君ニ發言ヲ
許シマス

○長岡隆一郎君演壇ニ登ル

對シ賛成ヲ致シ、且其ノ成立ヲ希望スル者
デゴザイマス、以下其ノ理由茲ニ之ニ關聯
致シマスル本員ノ希望ヲ極メテ簡單ニ申上
ゲタイト思ヒマス、本員聊カ健康ヲ害シテ
居リマスルガ故ニ、到底長時間ノ討論ニ堪
ヘザルノミナラズ、定メテ御聽キ苦シイコ
トト思ヒマスケレドモ、約數分間ノ時間ヲ
御割愛ヲ願ヒタイノゴザイマス、思フニ
現内閣ハ成立以來日極メテ淺ク、調査研究ノ
結果其ノ政策ヲ決定セラレル御暇ナカリシ
コトヘ、本員能ク之ヲ諒承致シテ居ルノデ
ゴザイマス、追加豫算ノ金額ガ極メテ多ク、
提出サレタル法律案其ノ數又少カラズト雖
モ、其ノ多クハ前内閣ノ當時定リタル政策
ヲ踏襲セラレタルモノニ過ギズシテ、謂ヘ
バ引繼事項ノ實行ニ外ナリマセヌ、是ハ無
理モナイコトデアリマシテ、本員敢テ之ニ
對シテ兎ヤ角ノ批評ヲ致ス意思ハ毛頭持ツ
テ居リマセヌ、唯來ルベキ通常議會ニ臨マ
レルニハ、到底此ノ儘デハイケマセヌ、茲
ニ重要ナル事項ニ付テ、本員ノ希望ヲ開陳
致シテ、其ノ實現ヲ待タムトスルモノデゴ
ザイマス、第一ハ對外國策ノ樹立ゴザイ
マス、廣田内閣總理大臣ハ外交問題ニ關シ
テハ、深キ知識ト長キ経験ヲ持ッテ居ラレ
御方デアリマスルガ故ニ、國民ノ中ニハ此

ノ點ニ關シテハ廣田内閣ニ信賴ヲ置イテ居ル者ガアルノデアリマス、又外交政策ノ統一ニ關シ、廣田内閣總理大臣ガ致々トシテ努力セラレツ、アルコトハ、私モ窃ニ感謝シテ居ルノデゴザイマス、併シナガラ國民ノ一部ノ間ニ於キマシテハ、此ノ問題ニ關シ深ク憂慮ヲ致シテ居ル者ガ少クナイノデゴザイマス、即チ政府ノ部内ニ於テ幾分異リクル意見ノ對立スルモノアルニ非ズヤト杞憂ヲ懷キツ、アル者ガアルノデアリマス、本員ハ固ヨリ之ヲ信ズル者デヘゴザイマセヌ、又斯クノ如キコトナキコトヲ衷心ヨリ希望スル者デゴザイマス、是等ノ件ニ付テ具體的ニ申上ゲマスルコトハ、國際關係ニ微妙ナル影響ヲ與フルコトヲ虞レマスルガ故ニ、一切具體的問題ニハ觸レマセヌケレドモ、將來ハ廣田内閣總理大臣統率ノ下ニ、閣僚ハ打ツテ一丸ト相成リ、統一セル且一貫シタル外交方針ヲ樹立セラレ、對外政策ニ付テ國民ヲシテ其ノ嚮フ所ヲ惑ハセシメザルヤウ、又國策ノ實行ノ衝ニ當ル在外機關ヲ苦シメザルヤウ、一層ノ御盡力ヲ願ヒタインデゴザイマス、第一ハ先程阪谷男爵カラ御話モゴザイマシタガ、國家ノ財政政策ニ關スルコトデゴザイマス、之ニ關シ不安ノ念ナ持ツテ居リマス者ハ、決シテ國民ノ一部ダケニ止リマセス、國民ハ本年度ノ豫算ガドウナツテ居ルカト云フコトニ付キマシテモ、勿論多大ノ關心ヲ持ツテ居リマスルケレドモ、ソレ以上ニ心配ヲ致シテ居ルコトハ、將來ノ國家ノ財政ガドウナルカト云フコトデゴザイマス、恐らくハ此ノ一兩年ノ間ハ、豫算ノ編成モ曲リナリ一ハ出來マセウ、又赤字公債ノ消化モ出來マセウ、ニ其ノ日暮シノ豫算ヲ編成シ、無爲無策ニシテ一時ヲ彌縫スルニ於テハ、或ハ惡性ノ

「インフレーション」ノ兆候ガ起リハシナイ
グラウカト云フコトヲ虞レテ居ル者モアル
ノデゴザイマス、勿論此ノ問題ノ處理ハ、
極メテ困難デアルコトハ本員ハ能ク承知致
シテ居リマス、批評ノ立場ニ立チマシテ、
御註文ヲ申上ゲルコトハ極メテ容易デゴザ
イマスガ、責任ノ位置ニ立テ實際問題ヲ處
理シテ居ラル、當局者ガ、日夜御苦心ヲサ
レテ居ルコトハ、是ハ察スルニ餘リガアル
ノデアリマス、本員ハ敢テ難キヲ政府ニ強
フルト云フガ如キ考ヲ以テ申上ゲルノデハ
毛頭ゴザイマセヌ、前ニ申上ゲマシタ通り
國民ハ本年度來年度ノ豫算ガ如何ナルコ
トニナッテ居ルカ、又如何ニナルデアラウ
カ、此ノ問題ニモ多大ノ關心ヲ持ツテ居リマ
スルケレドモ、ソレ以上ニ後年度ノ國家ノ
財政ガドウナルカト云フコトニ付テ、其
ノ以上ニ非常ナル不安ト心配トヲ持ツテ居
リマス、勿論將來ノコトハ人間ノ力デハ分
ラヌコトガ澤山ゴザイマス、國際情勢ノ變
化、國內事情ノ推移ニ依リマシテハ、豫期
セザル費用ヲ要スルコトモゴザイマスルガ、
大體ニ於テ獨リ本年來年ノミナラズ、今後
各省ノ要スル經費ノ概略ニ付テ、大體ノ見
通シヲ付ケタトイト多クノ國民ハ希望シテ居
ルノデゴザイマス、此ノ將來ノ各省ノ要求
スル經費ニ付テ概略ノ見込カ付キマシテ、
是ガ略明カニナッテカラ、初メテ將來ノ財政
政策ノ見當方付クコトニナルト思ヒマス、
馬場大藏大臣ハ財政計畫ニ付テハ極メテ御
堪能ナル御方デアル、國民ハ現内閣ノ力ニ
依ツテ財政ノ將來ニ付テ、幾分ナリトモ安心
ヲ得タイト衷心ヨリ希望致シテ居ル、來ル
ベキ通常議會ニ於キマンシテハ、完全ナル概
計表ヲ拜見出來ルコト樂シニ居リマス、
馬場大藏大臣ハ國民ノ此ノ大イナル期待ト
信賴トヲ裏切ラレザルコトヲ希望スル次第
デゴザイマス、第三ハ庶民階級ノ生活安定
ニ關スル諸政策ノ遂行デゴザイマス、思フ

ニ社會ノ一部ニハ現在ノ經濟組織ニ思切ッ
タル改革ヲ施シ之ニ依テ庶民生活ノ不安
定ヲ解除セムトスル思想ガアリマスルト同
時ニ、又一部ニハ社會ノ現状ヲ此ノ儘ニ維
持致シ、時ノ經過ト共ニ人心ノ安定ヲ待タ
ムトスル思想モゴザイマス、此ノ思想ノ對
立スル所、其處ニ各般ノ社會ノ不安ガ生レ
テ來タモノデナイカト考ヘラレル、固
ヨリ社會ハ複雜多岐ニシテ、コ、ニハ
歷史モアリ、秩序モアリマスルガ故ニ、
極メテ純眞ナレドモ又極メテ單純ナル人々
ノ考ヘラレル如ク、一朝ニシテ地上ノ樂
園ヲ作ラムトスルガ如キコトハ、極メテ
困難ナリトハ信ジマスケレドモ、又單ニ
一時ヲ彌縫シ、當面ヲ糊塗スルコトニ依シテ
人心ノ安定ヲ靜カニ待タムトスルガ如キコ
トハ、今日ノ情勢、到底之ヲ許サザル事情
ニ差迫テ居ルト信ジマス、殊ニ過去ノ政治
ヲ振返ツテ見マスルト、餘リニ現狀ノ維持ト
云フコトニ付テ大イナル力ガ働キ過ギテ居ツ
タノデハナイカト考ヘラル、節モアルノデ
ゴザイマス、是レ即チ政治ノ極メテムヅカ
シイ所デゴザイマシテ、現實ヲ離レテ理想
ノミヲ夢ミルコトハ危險デアルト同時ニ、
理想ナクシテ、現實ノミニ拘泥スルコトハ
極メテ調子ニ低イ政治デアルト信ジマス、
要ハ理想ト現實ノ間ヲ巧ミニ調和シ、巧ミ
ニ調整スルコトガ當面ノ政治ノ要諦ト信ジ
マスルケレドモ、此ノ事モ亦言フハ易クシ
テ行フコトハ極メテ困難ナル問題デアル、此
ノ壇上ニ於テ政府ヲ批判シ、之ヲ鞭撻スルコ
トハ極メテ容易デアリマスルガ、責任ノ局
ニ當リ、實際ノ政治ニ當ツテ居ラル、大臣諸
公ノ御苦シミハ、是ハ一通リヤ二通リデハ
ナイコト考ヘマス、幸ヒニシテ現内閣ノ
諸公ハ何レモ一粒撰リノ立派ナ政治家ノ方
方デアリマシテ、今日ノ大臣ノ椅子ニ戀々
タルヤウナ未練ヲ持ツ方ハ一人モ居ラレヌ
コトト信ジマス、何卒左顧右盼、其ノ日暮

シノ政治ヲ行ハレルコトナク、玉ト碎クル
國民ヲシテ幾分ナリトモ將來ニ希望ヲ繋ガ
立スル所、其處ニ各般ノ社會ノ不安ガ生レ
テ來タモノデナイカト考ヘラレル、固
ヨリ社會ハ複雜多岐ニシテ、コ、ニハ
歷史モアリ、秩序モアリマスルガ故ニ、
極メテ純眞ナレドモ又極メテ單純ナル人々
ノ考ヘラレル如ク、一朝ニシテ地上ノ樂
園ヲ作ラムトスルガ如キコトハ、極メテ
困難ナリトハ信ジマスケレドモ、又單ニ
一時ヲ彌縫シ、當面ヲ糊塗スルコトニ依シテ
人心ノ安定ヲ靜カニ待タムトスルガ如キコ
トハ、今日ノ情勢、到底之ヲ許サザル事情
ニ差迫テ居ルト信ジマス、殊ニ過去ノ政治
ヲ振返ツテ見マスルト、餘リニ現狀ノ維持ト
云フコトニ付テ大イナル力ガ働キ過ギテ居ツ
タノデハナイカト考ヘラル、節モアルノデ
ゴザイマス、是レ即チ政治ノ極メテムヅカ
シイ所デゴザイマシテ、現實ヲ離レテ理想
ノミヲ夢ミルコトハ危險デアルト同時ニ、
理想ナクシテ、現實ノミニ拘泥スルコトハ
極メテ調子ニ低イ政治デアルト信ジマス、
要ハ理想ト現實ノ間ヲ巧ミニ調和シ、巧ミ
ニ調整スルコトガ當面ノ政治ノ要諦ト信ジ
マスルケレドモ、此ノ事モ亦言フハ易クシ
テ行フコトハ極メテ困難ナル問題デアル、此
ノ壇上ニ於テ政府ヲ批判シ、之ヲ鞭撻スルコ
トハ極メテ容易デアリマスルガ、責任ノ局
ニ當リ、實際ノ政治ニ當ツテ居ラル、大臣諸
公ノ御苦シミハ、是ハ一通リヤ二通リデハ
ナイコト考ヘマス、幸ヒニシテ現内閣ノ
諸公ハ何レモ一粒撰リノ立派ナ政治家ノ方
方デアリマシテ、今日ノ大臣ノ椅子ニ戀々
タルヤウナ未練ヲ持ツ方ハ一人モ居ラレヌ
コトト信ジマス、何卒左顧右盼、其ノ日暮

</

(侯爵池田宣政君演壇ニ登ル)

昭和十一年五月二十二日

委員長 子爵曾我 祐邦

○侯爵池田宣政君 暈和九年度第一豫備金支出しノ件外六件ニ關シマスル事後承諾ヲ求

ムル件ニ付キマシテ、委員會ノ經過茲ニ結果ヲ極く簡單ニ御報告申上ゲマス

(副議長伯爵松平賴壽君議長席ニ著ク)

是等ノ諸件ノ内容ハ過日本會議ニ於キマシテ説明ガゴザイマシタガ、政府ヨリ事後承諾ヲ求メテ居リマスルモノハ、昭和九年度

一般會計第一豫備金支出六百萬圓、昭和九年度特別會計第一豫備金支出五百六萬八百二十圓、昭和九年度特別會計豫備費支出一千四十九萬八千圓、昭和九年度滿洲事件第一豫備金支出一千萬圓、昭和九年四月ヨリ同年十二月ニ至ル一般會計第二豫備金支出一千九百二萬八百五十六圓、同期間ニ於ケル特別會計第二豫備金支出三百三十四萬四千三百五十三圓、同期間ニ於ケル特別會計剩餘金支出百八十二萬八千四百九十二圓、合計五千五百七十五萬二千五百二十四圓デゴザイマスガ、尙委員會ニ於キマシテハ詳細ナル説明ヲ聽取シ、慎重審議致シマシタ結果、右諸件ニ付承諾ヲ與フベキモノト全會一致決定シタノデゴザイマス、尙各般ニ瓦ル詳細ナル内容ニ付キマシテハ之ヲ省略スルコトト致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モゴザイマスケレバ採決致シマス、七件ニ對シ委員長ノ報告通り承諾ヲ與フルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

競馬法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、曾我委員長

競馬法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
競馬法中改正法律案
貴族院議事速記録第十四號 賽馬法中改正法律案 第一讀會ノ續

ザイマス、而シテ本案ヲ審議サル、ニ當リ

マシテハ、陸軍當局ヨリ軍馬資源ノ維持涵養ノ必要上、競馬機能ノ充實強化ヲ圖リ、

所ノ競馬法中改正法律案、特別委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上ガマス、本委員會ハ

去ル二十日二十二日ノ午後ヲ全部費シタノ

デゴザイマス、本改正案ノ提案ノ理由ノ主ナルモノヲ申上ガマス、本改正案ハ現在ノ競馬ノ情勢ニ處シテ、競馬ノ使命革正ニ遺憾ナキヲ期スト共ニ、昭和十一年度ヨリ實施セラレタル所ノ馬政第二次計畫ノ關係ヨリ致シマシテ、馬政上競馬ノ機能ヲ發揮セシメル必要ガ益、重クナツテ參リマシタノ

デ、政府ハ現行競馬制度ニ改善ヲ加フルノ必要ヲ認メ、昨年馬政調査會ニ對シマシテ

競馬ノ統制改善ニ關スル方策ヲ諮問シタノデゴザイマス、此ノ改正案ハ此ノ答申ニ基

イテ立案セラレタモノデアルト云フコトデゴザイマス、而シテ本改正案ノ骨子トナリ

ノハ第一、競馬施行機關ニ關スル事項デアリマシテ、現在十一ノ競馬俱樂部ガゴザイマスガ、ソレガ各、獨立シテ施行シテ居ル

ノデゴザイマスカラ、之ヲ日本競馬會ト申シマスモノニ、一箇ノ法人ニ統一シテ施行

セムトスルノアリマス、第二ハ政府納付金ニ關スル所ノ事項デゴザイマス、從來ノ政府ニ對スル納付金率ハ、勝馬投票券ノ賣得金額ノ百分ノ六以内デアリマシタモノハ、今回ハ百分ノ八以内ニ改メムトスルモノデゴザイマス、及政府納付金ノ馬事經費充當割合ハ四分ノ三ヲ下ルコトヲ得ズト改メタ

ノデゴザイマス、第三點ハ取締ニ關スル事項デゴザイマス、調馬師、調教師、騎手ノ取締及開催執務委員ノ職務執行ヲ妨害スル者ニ對スル制裁及日本競馬會ノ役員等ノ違法行為ノ制裁ヲ嚴重ニヤルト云フコトデゴ

トニ困難ナコトガアリヤシナイカト云フ御問デゴザイマシタ、別ニサウ云フヤウナコトハナイヤウニ思フト云フ御答辯デゴザイ

シタ、第六、今回ノ納付金ノ增加ニ依ツテ、競馬ノ經營ニ經濟的ノ支障ヲ與ヘヤセスカ、

是モ只今、前ノ御答ト同ジヤウニ、サウ

云フ心配ヘナイ、而シテ立案ニ對シテハ各俱樂部ノ經營情況ヲ十分ニ調査シタ上デシタコトダカラ、サウ云フ支障ハナイト思フ、

七、將來日本競馬會ニ多額ノ餘裕金ヲ生ジタル場合ハ納付金率ノ引上げ爲スノ考ナリヤ、答、收入增加ノ場合ニハ適當ナル納付

金率ノ改正ヲ行フハ勿論、日本競馬會ノ餘裕金ガ一定ノ金額以上ニ達シタ場合ニハ、之ヲ政府ニ納付セシメムトスルト云フコトヲ考ヘテ居ル、其ノ規定ヲ設ケタノデアル、

八、現在ノ勝馬投票券面ガ一枚二十圓デア

ルガ、是ハ高キニ過ギアシナカ、而シテ

其ノ結果ト致シテ呑ミ屋ノ跋扈等、違反者

ナドガソレガ爲ニ殖エテ來ルノデアル、寧

ロスウ云フ弊害ヲ防グ爲ニ、其ノ二十圓券

面ヲ少額ノモノニシタラドウカト云フ御問

デゴザイマシタ、答、各俱樂部ガ獨立デア

リマシタ場合ニハ、少額ノ勝馬投票券ノ發

賣ハ、俱樂部ノ收入上困難デアリマシタ

ガ、日本競馬會ト云フモノニ統一セラレタ

シタ、九、競馬法制定ト云フモノハ明治四

十三年ノ時ニ貴族院ニ於テ十分論議セラレ

タモノデアリマス、其ノ節ニ於キマシテ競

馬ト云フモノノ風紀、風教上ニ及ボス弊害

ニ付テ先輩ノ諸君ヨリ十分議論ガ闘ヘセラ

タモノデアリマス、サウシテ一時廢止セラ

レテ、更ニ大正ニナツテ許サレタヤウナ歴史

ヲ持ツテ居ルノデアリマス、而シテ其ノ節ノ

馬券ガ許サレマシタ時ニ當リマシテヘ、陸

軍當局ノ説明ニ依リマスルト、風紀、風教

ニ影響スルモノデハアルガ、陸軍へ馬政上ノ改良ニ此ノ重點ヲ置イテ居ルノデアルカラ、已ムヲ得ナイモノデアルト云フヤウナ御答辯デアツク、而シテ更ニ論議方闘ハサレマシタ結果、甚ダシク風紀風教ノ上ニ影響ヲ與フルモノデアルナラバ、將來ハ之ヲ止メルト云フ言明ヲ政府ハシテ居ルノデアリマス、ソレデ一委員ノ質問ハ斯カル重大ナル所ノ國防ノ基礎デアル所ノ馬政ノ重點ヲ、將來或ハ止メラレルカモ知レナイト云フ不安定ノ基礎ノ上ニ之ヲ形ツクテ行クト云フコトハ、國防其ノモノノ原則ノ上カラ言ウテモ不安心デアルシ、又面白クナイコトデヘナイカト云フ質問デゴザイマシタ、政府ノ答ハ競馬ノ收入ガ萬一ノ場合ニアツテ望マレナイ時ニハ、或ハ他ノ一般經費ニ依ツテ其ノ馬產ノ安定ヲ圖ル積リデアル、而シテ現在ニ於テヘスカル弊害アリト迄ハ、止メラレル程ノ程度ナリト迄ハ思ヘレナイ、當然競馬其ノモノハ存在シ得ルモノデアルト自分ハ思フト云フヤウナ御答辯デゴザイマシタ、第一、日本競馬會ノ承繼スベキ所ノ特別ノ權利義務ニ付テ、横濱ノ日本「レース」俱樂部ニ特別ノ特例ヲ設ケタ其ノ理由ヘ何處ニ在ルカ、答、日本「レース」俱樂部ハ他ノ俱樂部ト異ッテ居リマシテ、馬券禁止ノ時代ニ於テモ競馬場ノ設備等ニ付テ政府ノ補助ヲ受ケルコトナク、而モ競馬ヲ實施スル當時ニ於テハ或程度ノ資産ヲ有シテ居ツタ、サウ云フ過去ニ於ケル所ノ關係ガアリマスカラシテ、此ノ點ヲ考慮シ、其ノ權利義務ノ一部ヲ保留シ得ルコトヲ適當ノ處置ト看做シタテノデアル、斯ウ云フ御返答デゴザイマシタ、第十一、今回ノ改正ニ於テ政府ノ納付金ヲノ六以内ナリシモノヲ以テ、今回ハ馬事經費ニ充當スル爲ニ、百分ノ八以内ト改メラ

レタノデアリマス、而シテ又一方カラハ社會事業ニ充當スル割合ヲ從來ノ通リトスル意味ニ於テ四分ノ一ニ改メラレタノデアリマス、而シテ此ノ社會事業ニ充當スル所ノ金額ハ、昭和六年ノ改正ニ際シマシテ、政府部内ニ於テ百萬圓トノ話合ニナツテ居ル、今後モ其ノ金額へ減ルヤウナコトハナイト云フコトデゴザイマシタ、是カラ以下只今ノ問題ヲ問ヒラ舍ミマシテ二三點質問サレマシタ委員カラ、特ニ本議會ニ於キマシテ明瞭ニ御紹介シテ吳レト云フ御依頼デゴザイマシタ、ソレデ是ハ一括シテ全部申上ガル積リデゴザイマス、十二、政府ノ説明ニ依レバ社會事業ニ充當スル所ノ金額ハ百萬圓ニナツテ居ルガ、然ラバ此ノ國際社會事業ノ充當ノ割合ヲ四分ノ一ニ減ズルト云フヤウナコトヲシテ、其ノ實質ニ變化ナキトシテモ、法文上ニ三分ノ一ト云フ所ヲ四分ノ一ト云フヤウナ風ニ、目ニ付クヤウナ書方ヲシテ、恰モ社會事業其ノモノヲ輕ク視ルヤウナ感ジヲ一般ニ與ヘルト云フヤウナコトハ、現在ノ社會ノ情勢、又此ノ社會事業ニ獻身的ニ奉仕シテ居ラレル所ノ多クノ方面委員ト、其ノ他特殊ノ人々ノ頭ニ如何ニ是ガ映ズルデアラウカ、誠ニ内容ニ變化ナキモノナラバ、コンナ書キ方ヲセヌデモ何トカ書キヤウガアリヘシナイカ、此ノ一般社會ニ與フル所ノ、書キ方ノ拙ナルガ爲ニ惡イ感情ヲ與ヘルコトハ甚ダ面白クナイ、是ハ何トカ考ヘラヌカト云フコトデアリマシタ、答、今日ノ改正ト云フモノハ馬ノ第二次計畫ヲ遂行スルニ當ツテハ、全部ノ今ノ納付金ヲ使ツテモ其ノ足ラザラムコトヲ恐レテ居ルヤウナ情況ニアルノデアル、ソレアルケレドモ社會事業ト云フヤウナ尊キモノガ既ニ習慣的ニ支出セラレルコトニ

ナツテ居ルノデアルカラ、此ノ金額ハ減シタクヘナイ、併シナガラ今御説ノ如クニ之ヲ殖ヤシテ行クト云フヤウナ譯ニイカナイ、只今ノ所デハ此ノ割合ヲ以テ、精々前ニ申上ガマシタ所ノ割合ヲ以テ、社會事業ニ充當スルコトノ範圍ヲ變更スルコトガ適當ト信ジタカラ、之ヲ已ムナクスクリノ如クシタノデアル、第十三、馬事經費ヘ之ヲ他ノ財源ニ求メテ、競馬ノ納付金ノ如キ多少社會ノ風紀、風教上カラ面白カラザル影響ヲ與ヘテ居ルコトニ鑑ミテ、セメテノ罪亡ボシニ、ソレカラ上ル所ノ納付金ト云フモノハ、全部社會事業ニ充當スルノガ適當デナカト云フ、非常ニ強キ所ノ御議論デゴザイマシタ、政府ハ之ニ對シマシテ競馬法制定ノ趣旨ヨリ考へ且又競馬ニ依ル收入ヘ、前ニ御説明申上ゲマシタコト闘聯致シマシテ、馬ノ改良、増殖ノ經費ニ充ツルコトガ最モ適當デアルト云フコトヲ信ジタ爲ニ、又今後益、馬ニ關スル經費ノ增加ノ大ナルモノヲ見越シテ居ルガ爲ニ、其ノ必要ニ餘儀ナクセラレテ馬事財源ヲ確保スルガ爲ニ、斯ウ云フ風ニシタノデアルト云フ御返答デゴザイマシタ、十四、又一委員ヘ内務省ノ政府委員ノ出席ヲ求メラマンシテ、競馬ニ依ル所ノ收入ヲ社會事業費ニ充當シ、救護施設ノ徹底ヲ期スルコトヲ考ヘテハドウカト云フ御質問デゴザイマシタ、内務省ノ政府委員ト致シマシテ其ノ答辯トシテハ、競馬ノ收入ハ馬政改良、増殖ニ充ツル必要カラ割出サレクモノデアッテ、先ニモ述べマシタヤウナ理由ノ爲ニ、救護施設ニ對シマシテハ、今後他ノ方面カラ必見タル財源ヲ得ルコトニ努力スル、又考ヘテ見タイ、而シテ其ノ徹底ヲ期シタイト思フトノコトデゴザイマシタ、更ニ本年度ハ

ソレガ爲ニ、其ノ意味ニ於テ本年度へ追加豫算トシテ五十萬圓ヲ其ノ費用ノ中ニ増加計上サレテアルト云フ御答辯デゴザイマシタ、其ノ他或ハ繫駕速歩ノ競争ガ弊害ガアルトカ、我ハ軍馬購販ニ對シテノ購買漏レニナツテ居ル所ノ合格馬ノ始末ハドウスルカト云フヤウナ問題ガ多々ゴザイマシタ、併シ是等ニ付キマシテハ政府ハ考ヘテ置カウトカ、十分又研究シテ置カウト云フヤウナ一般的ノ御返答デゴザイマシタ、或委員ヨリ御意見ト致シマシテ、競馬ニ於テハ能力検定モ爲シ、成績ノ優良ナル所ノ優秀ナル所ノ馬ハ、政府ニ於テ種馬トシテ之ヲ買上げ、又國ニ於テハ生産シタ所ノ馬ハ競馬ニ於テ其ノ能力ヲ検定スル、競馬ノ機能ト馬政ノ運用ト云フモノヨリ以上ニ密接ナラシムルノ要アリト思フガ、是ハドウスルカト云フ御質問デゴザイマシタ、答、從來此ノ點ニ付テ考慮シテ居ル、一層ノ研究ヲ重ネテ努力スル積リデアルト云フコトデアリマシタ、又御意見ト致シマシテ、此ノ法案ハ讀ンデ見ルト競馬法案ニアラズシテ馬券法案ト云ウテ宜シイ、殆ド各條馬券ノコトノ書イテナイ所ハナイ、如何ニモ馬券法案ニシテ競馬法案デナイノデナイカ、斯ウ云フ法案ト討論ニ入リマシク際ニ、一委員ヨリ第八條第三項中ノ「三分ノ二」ヲ「四分ノ三」ニ、此ノ十文字ヲ削除スルノ修正動議ガ出マシタ、併シナガラ是ハ賛成者ガゴザイマセヌガ爲ニ、其ノ修正動議ハ成立致シマセヌ、採決ニ入リマシテ此ノ法案ハ、満場一致ヲ、以テ通過致シマシタ、右極ク簡単デゴザイマスルケレドモ、經過ヲ御報告申上ゲマシタ次第デゴザイマス

○國務大臣(島田俊雄君) 此ノ場合、去ル
十九日日本會議場ニ於ケル土方博士ノ御質問ニ對シマシテ、私ヨリ御答ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス、政府ハ競馬ノ施行ニ關シマシテ勝馬投票券ヲ發賣致シマスルコトハ、御詔勅ノ御趣旨ニ反スルモノトヘ信ジテ居リマセヌ、併シナガラ之ガ實施ニ當リマシテ、慎重ナル注意ヲ致シマシテ、弊害ノナイヤウ最善ノ努力ヲ致ス考デアリマス、右ハ各大臣モ同様ノ考デアリマスト云フコトヲ附加ヘテ申上ゲテ置キマス

(「土方寧君發言ノ許可ヲ求ム」)

○副議長(伯爵松平頼壽君) 土方君ハ御質問デゴザイマスカ

○土方寧君 只今ノ御答ニ付テ伺ヒタイ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイマス

○土方寧君 只今農林大臣カラ先日私カラ各國務大臣ニ御尋ねシマシタコトヲ、政府ヲ代表シテ皆各大臣ガ同意ダ、偶然一致ヲナサツタノカ、御協議ノ上サウナッタノカ何レカ知リマセヌガ御答ヘ……、私ハ教育勅語、戊申詔書、大正天皇ノ國民精神作興ニ關スル詔書ノ中ノ趣旨ニ反スルト固ク信ジマスルガ、併シナガラ今ノ各國務大臣ノ代表的ノ御答デハ反シナイト仰シヤル、私ト反対ノ解釋デアリマス、私カラ見マスレバ是ハ各大臣ガ甚ダ失禮ナ申分デアリマスガ、是等ノ詔書ナドヲ正解ナサルコトガ出來ナイ結果デアルト斷言シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質議ガリマス現行ノ競馬法ニ勝馬投票券ト云フモノヲ許シテ居ルト云フ點ニ絶對ニ反対デアリマス、其ノ譯へ質問ノ時モチヨット申シス

シタガ、非常ニ人心ヲ悪化セシムル弊害がアルト信ズルカラデアリマス、抑、馬匹改良ノ政策ニ付キマシテヘ、初メカラ非常ニ權衡ヲ失シタ態度ヲ執ラレテ、今日ニ至ッテ居ルト思ヒマス、日清戦争ノ時分ノ我ガ國ノ馬匹ト云フモノハ非常ニ貧弱デアリマシテ、ソレハ陸軍ノ軍人ハ何程苦イ経験ヲセラレタカ、素人デモ想像ニ餘リガアリマス、其ノ結果デモアリマセウ、是邦ニモ馬匹ノ改良ヲシナケレバナラスト云フコトデ、ハッキリ年度ヲ覺エマセヌガ、三十年カ三十年ト思ヒマスガ、馬政局ト云フモノヲ設ケテ、馬匹ノ改良ノ行政事務ヲ行フ其ノ案ヲ樞密院ニ諮詢ニナツテ、其ノ案ニヘ馬政局ノ總裁ハ親任官トスト云フコトガアリマス、當時ハマダ我ガ國ニ最高ノ學府ハ大學ガ一ツシカナイ時デアリマス、今ノ東京帝國大學ガ帝國大學ト言ツタ時デ、マダ京都大學ノ出來ル前デアリマス、其ノ唯一最高學府ノ總長ガ勅任官、馬政局ノ總裁ハ親任官ト云フノデス、如何ニモ權衡ヲ失シテ居ル事デアリマシテ、此ノ點ハ樞密院デドウ云フ譯カト質問セラレテ、一言モナク直チニ勅任官ニ修正セラレタケレドモ、當時總裁ニ擬セラレタ方ハ曾禰荒助君デアリマシテ、大臣ノデアリマス、待遇ダケデアリマシテモノ日本ニ經歴ノアル方、其ノ爲ニ官制ハ改メラレマシクガ、馬政局總裁ニ勅任セラレテ特ニ親任官ノ待遇ヲ賜フト云フコトニナックセラレタ方ハ曾禰荒助君デアリマシテ、大臣ノデアリマス、待遇ダケデアリマシテモノ日本ニ一ツシカナイ大學總長ヨリハ厚い待遇ヲ受ケテ居ルコトガ既ニ權衡ヲ失シテ居ル、其ノ精神ガ今日マデ至ツテ居ル、人間ヨリハ馬ヲ重ンズルト云フ意味ニナル、世ノ中ニ人ヲ馬鹿ニスルト云ヒマスケレドモ、是レ程馬鹿ニシタモノハ恐らく外ニ例ガアリマスマイ、質問ノ時モチョット簡單ニ申シマシタガ、日露戰爭後、實業界ノ繁昌ト共ニ、馬券付競馬モ非常ニ繁昌シマシタ、大變ニ人心ニ悪影響ヲ及ブスト云フノデ、明治天皇カラ戊申詔書ヲ拜スルヤウニナリマシテ、

其ノ結果ト察シマスガ、馬券發賣ハ禁止セラレタノデアリマス、所ガ其ノ後ノ當局者ハドウ云フ考デアリマシタカ、戊申詔書ナント云フモノハ其ノ時限リノモノト考ヘタノカ、或ハ明治天皇ノ戊申詔書ハ、崩御ニナレバモウ其勅旨ハ遵奉シナイデ宜イト考ヘタ、マサカサウテアリマスマイガ、十年餘モ經ツタ大正十二年ノ春デアリマス、矢張リ馬券ノ發賣ヲ許サナケレバ競馬ガ盛ニ行ヘレス、サウナケレバ馬匹ノ改良ヘ出來ヌト云フノデ、馬券ト云フモノガ評判ガ悪クナツカラ、尤モラシク勝馬投票券ト云フ名前デ又同ジ事ヲ復活スルヤウナ提議ガアリマシタ時、私ハ如何ニモ人心ヲ惡化スルモノデアルト思ヒマシテ、黙スルコトガ出来ナイデ反対致シマシタケレドモ、反対シ甲斐ガナクシテ通過シテ今日ニ至ツテ居ル、其ノ後地方的競馬モ段々殖エマンシテ、近年ハナカノ競馬熱ガ盛ニナツテ居ル時代、ソレガ人心ヲ惡化スルコトハ恰モ惡疫ガ身體ヲ冒スト同ジヤウニ、精神ヲ何程惡化シテ居ルカ分ラスト私ハ思ヒマス、近頃ノ政府ハ此ノ内閣ニ限ラズ、國民精神ノ作興トカ、民心ノ善導トカ云フコトヲ能ク政綱ノ中ニ高唱セラレテ居リマスガ、併シナガラ國民精神ノ作興ト申シマシテモ、設計ニ依ッテ家ヲ建テルヤウナ按配式ニハ、健全ナル精神ヲ人力デ以テ作ルコトハ出來ルモノデハネイ、民心ノ善導ト云ツテモオ前ハ北ヘ行ツテハイケナイ、オ前ハ左ヘ曲り過ギル、オ前ハ右ヘ行キ過ギル、正道ハ旭日ノ上ルコチラノ方ニアルト言シテ、道ニ迷ツテ居ル人ニ正シイ道ヲ指シオスヤウニハ参リマセヌ、如何ニモ必要ナコトデアリマスガ、此國民精神ノ作興トカ、國民精神ノ善導トカ云フコトヲ實現スル具體的政策ト云フモノハ、マスマイ、其ノ教育ハ學齡兒童ガ中學校、

ニ、サウシテ一人前ノ思慮方定ツク時分ニ現レテ來ルノデアリマスカラ、容易ノコトデハアリマセヌガ、一方ニ折角質實剛健ナル國民ト云フモノヲ涵養スル積リデ施シタ教育ナドモ、賭ケ事ナドニ耽ケルト云フコトヲ許スニ於キマシテハ、教育ノ效果ト云フモノヲ沒却スルト云フ迄言ヘナクテモ、滅却スルコトハ確カデアリマス、折角長イ間立派ナ人間ニ造り上ゲヤウト思ッテ施行シタ教育ノ結果ト云フモノガ、大部分打破ラレテシマフ、總テ何事デモ勝負事ト云フモノハ賭ケニ悪用セラレル危險ガアリマス、屋内ノ碁將棋デモ、花歌留多デモ、「トランプ」デモ、撞球デモ、「ピンポン」デモ、或ハ賭ノ好キナ支那カラ輸入シタ近頃妙ナモノガアル、私ハドウ云フモノカ知リマセヌ、ソレカラ屋外ニアリマシテハ今ノ競馬ノ外ニ「野球」モアリマス、ソレカラ「ゴルフ」モアリマス、何デモ勝負事ヲスル以上ハ、其ノ結果ニ於テハ賭ケルト云フコトハ出來ルコトデアリマスカラ、サウ云フ弊害ガアル、「アメリカ」ノ如キハアンナニ盛ナノハ、全ク専門ノ野球ノ選手ト云フモノヲ養成シテ、賭ケノ材料ニシテ居ルカラデアリマス、マダ幸ヒ我ガ國ニハサウ云フ弊害ガソソニナニ傳染シタヤウニ思ヒマセヌケレドモ、今後警戒シナイトサウ云フコトモ起テ來ルト思ヒマス、相撲ナドモ結構ニ賭ケラレマス、多少相撲デモ、野球デモ、賭ケガ既ニアルヤウニ聞イテ居リマス、先程忘レマシタガ麻雀、元々支那人ガ賭ノ道具ニ作ッタ、併シナガラ賭ケ事ノ種類ハ數多クアリマスガ、何レモ賭ケ其ノモノハ法禁デアリマス、故ニ内密デ多少行ハレマシテモ、其ノ弊害ガ甚ダンシク擴マツテ居リマセヌ、然ルニ競馬ニ限ツテ所謂勝馬投票券ト云フモノヲ發賣スルノデアリマスカラ、公々然ト賭事ヲスルコトヲ許スコトニナリマス、是ガ私ノ考デハ非常ニ有害デアル、殊ニ競馬

ハ多クハ都會カラ往來スルニ餘り不便ノナ
イ距離ニ於テ、而モ農村ニ接近シタ場合ニ
多クアリマス、其ノ附近ノ農民ト云フモノ
ガ矢張リ競馬熱ニ浮カサレマスト云フト、
逆モ彼等方眞面目ナ農業ニ從事スルト云フ
コトヘ出來ナクナリマス、我ガ國ノ現狀ハ
丁度「ナボレオン」戦爭後、イギリスガ産業
革命ノ後、大規模ノ現代ノ產業組織ニナツテ、
數年ノ間ノ有様ニ能ク似テ居リマス、「イギ
リス」ハ農村ガ全滅シテシマヒマシタ、ソ
レデモ「イギリス」ハソレデ宜カッタ、當時「フ
ランス」、「ドイツ」ハマダ勃興セズ、「アメリ
カ」ハマダ農業本位ノ債務國デアッテ、世界
中ノ市場ヲ、自由貿易主義ヲ高唱シテ獨占
シテ居ツタノデアリマス、植民地モアリ、先
づ宜カツタノデアリマスガ、今日デハ大戰前
カラ農村復活ノコトヲ計畫シテモ最早不能
デアリマス、我ガ國ハ今日農村ガ疲弊困憊
ノ極ニアルカラシテ、此ノ儘ニ放任スル譯
ニイカスト云ツテ、政府ハドノ政府デモ、近
年ハ諸種ノ農村開發更生ニ付テノ政策ヲ行
ハムトシテ居リマスガ、如何ニ物質的ニ之
ヲ援助セムトシテモ、農民其ノ者ノ精神ガ
墮落シテ、賭ケ事ニ耽ルヤウナモノノ發賣スル
マシタナラバ、到底農村ト云フモノハ立チ
行カヌコトニナルコトハ明カニ見エマス、
斯様ナ點カラ考ヘマシテ、ドウシテモ是ハ
勝馬ノ投票券ト云フヤウナモノノ發賣スル
コトハ、今後是非禁ジテ戴キタイ、其ノ趣
意デ此ノ案ニ反対シマスガ、併シナガラ此
ノ案ニ反対シマシテ幸ヒニ此ノ案ノ通過ヲ
阻止スルコトガ出來マシテモ、矢張リ勝馬
投票券附ノ競馬法其ノモノハ殘ルノデアリ
マスカラ何ニモナリマセヌ、ソレダカラモ
ウ餘リ長イコト言ヒマセヌ、言ヒマセヌガ、
政府ニ警告シテ置キマス、ドウカ此ノ次ノ
通常議會迄ニ此ノ問題ニ付キマシテ十分ニ
御熟慮ニナツテ、馬匹改良ノ爲メナラバ、何
トカ外ニ、牧場ノ持主トカ競馬馬ノ持主ト

カニ對シテ、今モヤルヤウデアリマスケレ
ドモ、モット多クノ賞與デモ與ヘテ、其ノ方
法デ爲シ得ル程度ノ獎勵ヲシテ、人心ヲ惡
化スルヤウナ勝馬投票券發賣ダケヘドウカ
是非廢止シテ戴キタイ、此ノ短期特別議會
ノ末期ニ當リマシテ、衆議院ニ行惱ソングヤ
ウナ澤山ナ案ガアリマシテ、閣僚皆サンハ
餘程御忙シカツタラウト推察シマス、戊申詔
書トカ 大正天皇ノ精神作興ニ關スル詔書
トカ云フモノヲ、當時發布當時ニハ御讀ミニ
ナツタカ知レマセヌガ、私ガ突然伺ツ時分
ニハ脳裡ニナカツタト思フ、之ヲ能ク御覽ニ
ナツタノカ、或ハ部下ノ者ガ作ツテ吳レタノ
デ答辯ヲシテ下サツタノカドウカ知リマセ
スケレドモ、マダ大臣ガ十分ニ御熟讀シテ
居ラレナイト思フノデアリマス、ドウカ次
ノ通常議會迄ニ、國務大臣ハ普通一般ノ國
民ヨリ一層其ノ聖旨ヲ奉體スル意味デ、十
分ニ熟讀シテ、サウシタ上デ御考ノ上デ、
ドウモ成程馬ノ改良モ必要ダケレドモ、人
心ニ害ヲ及ボシテナラナイト云フコトニキツ
ト結論ガアルダラウト思フ、今日大臣ノ御
演説デハ反シナイト仰シヤル、私カラ言ヘ
バアノ詔書ト云フモノヲ正式ニ解スル能力
ノナイコトヲ自白セラレタト私ハ世間ニ向ッ
テ斷言シマス、是デ終リデス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀
會ヲ開キマス、御異議ガゴザイマセスケレ
バ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員
長ノ報告通リテ御異議ハゴザイマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ヘゴザイマセカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀
會ヲ開キマス、本案全部、一讀會ノ決議通
リテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十七、
航路統制法案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會ノ續、委員長一條公爵

昭和十一年五月二十三日

委員長 公爵一條 實孝

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔公爵一條實孝君演壇ニ登ル〕

○公爵一條實孝君 航路統制法案特別委員
會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本法
案ハ其ノ條項ト致シマシテハ僅カニ十三箇
條ヨリ成リマスル極メテ簡単ナモノデアリ

マスルガ、其ノ性質カラ見マスレバ極メテ重要ナル法案デアリマス、衆議院ニ於キマシテモ非常ニ論議ヲ盡サレ、附帶決議モアリ、又一部修正セラレテ本院ニ回付セラレタモノニアリマス、委員會ニ於キマシテハ去ル二十一日午後、正副委員長ノ互選後、引續キ會議ヲ致シ、昨日マデ慎重審議ヲ盡シマシタノデアリマス、其ノ間當局ノ説明、委員ノ質疑ニ對スル應答ヲ重ネ、或ハ祕密會ヲ開キ、或ハ懇談會ヲ致シ、十分ニ政府ノ忌憚ナキ説明モアリ、委員ノ質問モ致シタノデアリマスルガ、事或ハ外交ノ機微ニ瓦リ、或ハ軍事ノ機密ニモ觸レル點ガアリマスルノデ、其ノ内容ノ全部ヲ御報告申上ゲマス、質問ノ主ナル點ヲ申上ゲマスレバ、本案ノ如キ重要ナル法案ヲ何故ニ緊急、此ノ度ノ特別議會ニ出サレタノデアルカ、一般ノ海運政策ト云フモノヲ立デテ、其ノノツトシテ本案ノ如キモノヲ出シタラ宜イノデヤナイカ、又今日ノ國際情勢ヨリセシムル如キ結果ニナリハセヌカ、又統制スレバ、海運ノ如キハ國家ガ積極的ニ助成、發達スペキモノデアルニ拘ラズ、斯様ナ制限ヲスルコトニ依ツテ、却テ海運ヲ萎靡ノ各條項ニ付キマシテ、殊ニ本案中ニアリマスル統制委員會ノ組織ヤ其ノ他ニ付テ、一々丁寧ナル質疑ガアリマシタガ、政府ハ又懇切ニ本案ノ趣意ハ主トシテ無用ナル競争ノ弊ヲ防ギ、二重投資ノ如キコトガ無イヤウニスル趣意デアルト云フコトヲ反覆說明セラレマシテ、又我が海運業者ガ一致團結シテ、對外的活動ヲ要望スル旨ヲ述べ、ラレタノデアリマス、又航路ノ補助金ニ對スル委員ノ質問ニ對シマシテ、再検討ヲ補助金ニ對シテスルト云フコトハ、必ズシモ

補助金額ヲ減ズルト云フヤウナ意味デモナク、必要ノ場合ニハ増額ヲモ考慮スルノデアルト申サレテ居リマス、其ノ他積極的海運助長策、船質改善助成費、海事金融等ニ關シマシテ質問ガアリマシタガ、政府ハ十分ニ考慮致スペキ旨答ヘラレタノデアリマス、尙第七條ニアリマスル本法ヲ準用スル場合ニ付キマシテノ委員ノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ此ノ第七條ヲ設ケタノハ、法人ノ脱法行爲ヲ取締ルノ必要上、其ノ必要ガアリマスルト云フコトヲ説明シテ居リマス、先程申上ゲマシタ統制委員會ト云フノハ、遞信大臣ヲ會長ト致シマシタ十五名ノ官民カラ成ル委員會デアリマシテ、此ノ統制委員會ノ人選ニ付キマシテモ、十分ニ考慮ヲ拂ハル、トノコトデアリマス、質疑應答ヲ終リマシテ討論ニ入り、一委員ヨリ政府方説明セラル、所ハ諒トスルモ、海運業ハ積極的ニ保護助長ヲ必要トスル時ニ、取締ノミノ本案ガ此ノ議會ニ提出セラレタルコトハ遺憾デアル、本案ト併行シテ海運政策ヲ定メ、海事行政ノ統一、適正ナラザル補助ニ付テモ再検討ヲ加へテ、同時ニ本案ガ出タナラバ結構デアッタノニ、本案ノミヲ出サレテ、消極的ナ取締デ、其ノ爲ニ海運ガ萎靡スルヤウナコトニナルヤウニナッテハ遺憾デアルト考ヘルガ、段々政府ノ言明モアリ、當局ヲ信賴シテ本案通過ニ同意ヲスルモノデアル、併シナガラ施行期日、勅令等、尙十分ニ注意アリタイ、又本法ハ傳家ノ寶刀トシテ、徒ラニ用ヒルコトナカラムコトヲ望ム、就テハ次ニ申述ベル所ノ希望決議ヲ委員ノ總意トシテ附シタイ希望決議

一、政府ハ本法施行ニ當リ其運用ニ慎重ナル考慮ヲ拂ヒ且貿易ノ伸張、海運ノ發展ヲ阻害セザル様留意スベシ
一、政府ハ航路補助ノ實績ヲ檢討シ之レガ改善ヲ計リ且不定期遠洋航路ノ獎勵

助成策ヲ樹立シ速ニ其實現ヲ期スベシ
一、政府ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ海事行政ヲ統一シ、併セテ海事金融ノ圓滑ヲ計ル

ペシ

一、第七條ニヨリ本法ヲ準用スルニ當リテハ特ニ其運用ニ注意シ苟クモ國際關係ニ付キマシテノ委員ノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ此ノ第七條ヲ設ケタノハ、法人ノ脱法行爲ヲ取締ルノ必要上、其ノ必要ガアリマスルト云フコトヲ説明シテ居リマス、先程申上ゲマシタ統制委員會ト云フノハ、遞信大臣ヲ會長ト致シマシタ十五名ノ官民カラ成ル委員會デアリマシテ、此ノ統制委員會ノ人選ニ付キマシテモ、十分ニ考慮ヲ拂ハル、トノコトデアリマス、質疑應答ヲ終リマシテ討論ニ入り、一委員ヨリ告ヲ終リマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通

リマス、是ニテ討論ヲ終結致シ、政府ヨリ

ハ希望決議ニ對シ、其ノ決議ニ副フヤウ努メラル、言明ヲ得タノデアリマス、斯クテ

衆議院修正ノ該法案ヲ原案ト致シマシテ可否ヲ諸リマシタ所、全會一致可決致スコト

ニ相成リマシタ、尙希望決議ハ委員會一致ノモノト相成ツタノデアリマス、之ヲ以テ報

告ヲ終リマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モ

ゴザイマセヌケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハ

ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト

事情ヲ勘案致シマシテ、其ノ税率ヲ廢シタモノデゴザイマスカラ、此ノ上更ニ三割五分ヲ課スルノ必要ヲ認メナインオデ、前例ニ依リ是等品目ヲ本法ノ別表ニ追加スル爲メ、改正セムトスル趣旨ノモノデゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ、「イオノン」、「シトロネラ」、「レモングラス」等ノ輸入及生產情況等ニ付キマシテ、質問應答ガゴザイマシタ、而シテ討論ニ入り、全會一致二案トモ政府原案ノ通り可決決定致シマシタ、次ニ朝鮮事業公債法中改正法律案デゴザイマスガ、本案へ現行公債發行法定額六億一千五百八十万圓ヲ六億九千六百二十萬圓ニ改正セムトスルモノデゴザイマシテ、今回特第二號追加豫算ニ計上致サシテ居リマスル朝鮮ノ鐵道建設及改良費總額八千百餘萬圓、港灣ノ修築改良費ノ中、總額六百餘萬圓合計八千七百餘萬圓ノ中、現行法定額ノ餘裕額ヲ差引キマシタ八千四四十萬圓ヲ總督府財政ノ現狀ニ鑑ミマシテ、公債支辨トスルコトニ計畫シ、現行法定額ニ追加スルモノデゴザイマス、其ノ事業内内容ハ、慶尚北道永川ヨリ京城郊外淸涼里ニ至ル三百五十八キロノ鐵道ヲ新設スルト共ニ京釜、京義、兩線及馬山線ノ輸送力ノ増進ヲ圖ル爲ノ必要上、改良工事ヲ施行シ、尙是等鐵道ノ建設改良工事ニ伴ヒ、釜山港及馬山港ノ海陸連絡設備ノ擴張ヲナスモノデゴザイマシテ、昭和十一年度以降三年乃至五年ニ瓦ツテ施行スルコトナシテ居ルノアリマス、委員會ニ於キマシテヘ、政府ノ説明ニ次ギ質疑ノ應答ヲ重ねタノデゴザイマスガ、其ノ質問ノ主ナルモノハ、鐵道ノ新線路選擇ノ經緯、沿線ノ物資、港灣施設ノ内容、又石油資源ノ有無ナドデゴザイマシテ、ソレゾレ政府委員ヨリ答辯ガアツクノデゴザイマス、而シテ討論ニ入り、採決ノ結果、全會一致原案ヲ可決致シタノデゴザイマス、以上御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 别ニ御質疑ガ 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)	○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト 認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス	○子爵植村家治君 贊成
○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ	○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト ノト認メマス 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)	○副議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ゴザイマセヌケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部、委員長ノ報告通リデ御異議ゴザイマセヌカ
○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス	○子爵植村家治君 贊成
○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ	○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)	○副議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、御異議ゴザイマセヌケレバ三案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ハゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)	○副議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ハゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)	○副議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ハゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)	○副議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ハゴザイマセヌカ

下ノ時局ニ於テ最モ緊要デアル、之ヲ蔑視シテ矯激ナル手段ヲ執ラムトスル犯罪ハ、法其他ノ規定ニ依リテ、大體其ノ目的ヲ達シ得ルノデアルケレドモ、尙不徹底ナルヲ免レマセヌノデ、目下審議中ノ刑法改正草案ニ於テハ、不法團結ノ處罰其ノ他新規定ヲ設ケムトシテ居リマスシ、其ノ他現時ノ客觀的情勢ニ最モ適切ナル對策ヲ研究中デアリマストノ答辯デアリマシタ、次ハ思想保護司ノ人選、其ノ他本法ヲ施行スル上カラ重大ナ法案デアリマシテ、且興味アル法案デアリマスカラ詳シク御報告ヲ申上グベキデアリマスケレドモ、場合ガ斯様ナ場合デ簡略致シマスコトヲ御許ヲ願ヒマス、二十一日ニ正副委員長ノ選舉ヲ終リマシテ、引續キ法案ノ内容ニ付キマシテ司法大臣、司法省、内務省ノ政務官カラ詳細ナル説明ガゴザイマシタガ、是ハ過日本議場ニ於テ司法大臣ノ述ベラレタコトノ延長デアリマスルカラ、簡略スルコトヲ御許ヲ願ヒマス、委員會ハ二十一日引續キ開會ヲ致シ、又二十一日ニ瓦ツテ開キマシタガ、其ノ二日間ニ於ケル質問應答モ極メテ廣イ範圍ニ瓦リ、又簡條モ非常ニ多ウゴザイマシタガ、是亦時之間ノ關係カラ主要ナルモノノミヲ此ノ際申上ゲルコトヲ御許ヲ願ヒマス、第一ハ思想犯人ノ教化ニ關シ、行刑上如何ナル處置ヲ講ジテ居ルカト云フ質問デゴザイマシタガ、當局ヨリハ思想犯人ヲ收容スベキ刑務所ノ選擇ニ留意スルソレト共ニ本人ノ過チヲ改メ善ニ遷ル爲ニ教誨師ノ選擇、讀書ニ對スル配慮、其ノ他適切ナル處置ヲ講ジテ居人ノ對策ヲ講ズルト共ニ、所謂右翼犯罪ニ對スル萬全ノ方策ヲ講ズル必要ガアル、當局ノ所見ハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、當局ノ國憲國法ノ尊嚴維持ハ現

付 第一讀會ノ續、委員長報告、委員長西郷侯爵 思想犯保護觀察法案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及 報告候也

昭和十一年五月二十三日 思想犯保護觀察法案 委員長 侯爵西郷 従徳 貴族院議長公爵近衛文麿殿 〔侯爵西郷從徳君演壇ニ登ル〕 思想犯保護觀察法案 特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上グマス、本案ハ非常ニ重大ナ法案デアリマシテ、且興味アル法案デアリマスカラ詳シク御報告ヲ申上グベキデアリマスケレドモ、場合ガ斯様ナ場合デ簡略致シマスコトヲ御許ヲ願ヒマス、二十一日ニ正副委員長ノ選舉ヲ終リマシテ、引續キ法案ノ内容ニ付キマシテ司法大臣、司法省、内務省ノ政務官カラ詳細ナル説明ガゴザイマシタガ、是ハ過日本議場ニ於テ司法大臣ノ述ベラレタコトノ延長デアリマスルカラ、簡略スルコトヲ御許ヲ願ヒマス、委員會ハ二十一日引續キ開會ヲ致シ、又二十一日ニ瓦ツテ開キマシタガ、其ノ二日間ニ於ケル質問應答モ極メテ廣イ範圍ニ瓦リ、又簡條モ非常ニ多ウゴザイマシタガ、是亦時之間ノ關係カラ主要ナルモノノミヲ此ノ際申上ゲルコトヲ御許ヲ願ヒマス、第一ハ思想犯人ノ教化ニ關シ、行刑上如何ナル處置ヲ講ジテ居ルカト云フ質問デゴザイマシタガ、當局ヨリハ思想犯人ヲ收容スベキ刑務所ノ選擇ニ留意スルソレト共ニ本人ノ過チヲ改メ善ニ遷ル爲ニ教誨師ノ選擇、讀書ニ對スル配慮、其ノ他適切ナル處置ヲ講ジテ居人ノ對策ヲ講ズルト共ニ、所謂右翼犯罪ニ對スル萬全ノ方策ヲ講ズル必要ガアル、當局ノ所見ハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、當局ノ國憲國法ノ尊嚴維持ハ現

付 第一讀會ノ續、委員長報告、委員長西郷侯爵 思想犯保護觀察法案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及 報告候也

昭和十一年五月二十三日 思想犯保護觀察法案 委員長 侯爵西郷 従徳 貴族院議長公爵近衛文麿殿 〔侯爵西郷從徳君演壇ニ登ル〕 思想犯保護觀察法案 特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上グマス、本案ハ非常ニ重大ナ法案デアリマシテ、且興味アル法案デアリマスカラ詳シク御報告ヲ申上グベキデアリマスケレドモ、場合ガ斯様ナ場合デ簡略致シマスコトヲ御許ヲ願ヒマス、二十一日ニ正副委員長ノ選舉ヲ終リマシテ、引續キ法案ノ内容ニ付キマシテ司法大臣、司法省、内務省ノ政務官カラ詳細ナル説明ガゴザイマシタガ、是ハ過日本議場ニ於テ司法大臣ノ述ベラレタコトノ延長デアリマスルカラ、簡略スルコトヲ御許ヲ願ヒマス、委員會ハ二十一日引續キ開會ヲ致シ、又二十一日ニ瓦ツテ開キマシタガ、其ノ二日間ニ於ケル質問應答モ極メテ廣イ範圍ニ瓦リ、又簡條モ非常ニ多ウゴザイマシタガ、是亦時之間ノ關係カラ主要ナルモノノミヲ此ノ際申上ゲルコトヲ御許ヲ願ヒマス、第一ハ思想犯人ノ教化ニ關シ、行刑上如何ナル處置ヲ講ジテ居ルカト云フ質問デゴザイマシタガ、當局ヨリハ思想犯人ヲ收容スベキ刑務所ノ選擇ニ留意スルソレト共ニ本人ノ過チヲ改メ善ニ遷ル爲ニ教誨師ノ選擇、讀書ニ對スル配慮、其ノ他適切ナル處置ヲ講ジテ居人ノ對策ヲ講ズルト共ニ、所謂右翼犯罪ニ對スル萬全ノ方策ヲ講ズル必要ガアル、當局ノ所見ハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、當局ノ國憲國法ノ尊嚴維持ハ現

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト 認メマス	○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀 會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス	○子爵植村家治君 賛成	○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ 動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト 認メマス	○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀 會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問 題ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通り	〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀 會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス	○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト 認メマス	○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀 會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス	○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト 認メマス
○子爵西大路吉光君 賛成	○子爵植村家治君 賛成	○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ 動議ニ御異議ゴザイマセヌカ	〔異議ナシト呼フ者アリ〕
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	〔異議ナシト呼フ者アリ〕	〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタ メ茲ニ載録ス〕	〔異議ナシト呼フ者アリ〕
退職積立金及退職手當法案 右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因 テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	退職積立金及退職手當法案 右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因 テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	昭和十一年五月二十四日 衆議院議長 富田幸次郎	退職積立金及退職手當法案 右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因 テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀 會ヲ開キマス、本案全部第二讀會ノ決議通 リデ御異議ゴザイマセヌカ	○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト 認メマス	第一條 本法ハ左ノ各號ノ一一該當スル 事業ニシテ當時三十人以上ノ勞働者ヲ 使用スルモノニ之ヲ適用ス	第一條 本法ハ左ノ各號ノ一一該當スル 事業ニシテ當時三十人以上ノ勞働者ヲ 使用スルモノニ之ヲ適用ス
○副議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセ マス	○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト 認メマス	一 工場法ノ適用ヲ受クル工場 二 鑄業法ノ適用ヲ受クル事業 三 其ノ他効令ヲ以テ指定スル事業	一 六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラ ル者 二 日日雇入レラル者 三 季節的事業ニ使用セラル者
〔角倉書記官朗讀〕	本日臺灣拓殖株式會社法案兩院協議委員ニ 於テ互選シタル正副議長ノ氏名左ノ如シ 議長 子爵渡邊 千冬君	大臣之ヲ定ム	前項第三號ノ季節的事業ノ範圍ハ主務大臣ハ事業ノ種類又ハ規模ヲ限り 本法ノ適用ヲ除外スルコトヲ得
○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ 動議ニ御異議ゴザイマセヌカ	〔異議ナシト呼フ者アリ〕	第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル 事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル 事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
○副議長(伯爵松平頼壽君) 一時休憩ヲ致 シマス、四時三十分ヨリ再開致シマス	午後四時九分休憩	第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ 適用ヲ受ケザルモノノ事業主退職積立金 ノ縮少其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用 ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ事業 主其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ヅル迄ハ前 條ノ規定ニ拘ラズ仍本法ヲ適用ス	第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ 適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ セラレマシタ政府提出ニ係ル退職積立金及 退職手當法案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ テ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマ セヌカ
○副議長(伯爵松平頼壽君) 休憩前ニ引續 キマシテ開會ヲ致シマス、衆議院ヨリ送付 セラレマシタ政府提出ニ係ル退職積立金及 退職手當法案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ テ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマ セヌカ	午後四時三十四分開議	○副議長(伯爵松平頼壽君) 休憩前ニ引續 キマシテ開會ヲ致シマス、衆議院ヨリ送付 セラレマシタ政府提出ニ係ル退職積立金及 退職手當法案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ テ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマ セヌカ	本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ 退職積立金及退職手當法案

非ザレバ前條ノ退職積立金ノ支拂ヲ受
クルコトヲ得ズ

第十三條 事業主豫メ確實ナル方法及利

子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケ
タル上労働者ノ同意ヲ得タルトキハ其
ノ労働者ノ退職積立金ヲ運用スルコト
ヲ得

行政官廳ヘ前項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於
テ必要ト認ムル額ノ國債ヲ供託スベキ
コトヲ命ズルコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一
項ノ許可ヲ取消シ又ハ前項ノ國債ノ增
額ヲ命ズルコトヲ得

勞働者ハ事業主ノ運用シタル退職積立
金ニ關シ前二項ノ規定ニ依リ供託シタ
ル國債ニ付他ノ債權者ニ先チテ辨済ヲ
受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ退職
積立金ヲ運用シタル場合ニ於テ労働者
退職其ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ
受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ運
用シタル金額ニ前條第一項ノ利子ヲ附
シタルモノヲ退職積立金トシテ其ノ勞
働者ニ支拂フベシ

第十五條 退職積立金ノ支拂ヲ受クルノ
權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ
得ズ

第三章 退職手當

第十六條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル
勞働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ少クトモ

百分ノ二ニ相當スル金額ヲ退職手當積
立金トシテ遲滞ナク積立ツベシ
災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ
ハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項
ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額
シテ積立ツルコトヲ得

第十七條 事業主ハ前條ノ退職手當積立
金ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號
以上一定ノ期間末ノ該當スル金額ノ十分ノ一ヲ限度
トシテ法人タル事業主ニ在リテハ事業
年度末、個人タル事業主ニ在リテハ曆
年末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃
金ノ百分ノ三ニ達スル迄ノ金額ヲ退職
手當積立金トシテ遲滯ナク積立ツベシ
但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ
限ニ在ラズ

**一 事業主法人ナル場合ニ於テ事業年
度ニ於ケル利益配當金ガ拂込株金額
又ハ出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割
合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スル
トキハ其ノ超過金額**

**二 事業主個人ナル場合ニ於テ事業年
度ニ於ケル純益金額ノ百分ノ六十六ガ五千圓
ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額**

第十八條 前二條ノ退職手當積立金ハ計
算期毎ニ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ
労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ但シ前條
ノ退職手當積立金ニ限リ事業主豫メ行
政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ勤務年
限、勤務状態其ノ他ニ依リ異ル率ヲ以
テ労働者別ニ計算スルコトヲ得

第十九條 事業主ハ退職手當積立金ヨリ
生ジタル利子ト(第二種所得稅又ハ資本
利子稅ヲ課セラレタルトキハ之ヲ差引
キタル金額)及第二十一條第一項ノ規
定ニ依リ退職手當積立金ヲ運用シタル
場合ニ於テハ同條同項ノ利子ヲ退職手
當積立金トシテ遲滯ナク積立ツベシ
前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ
依リ一定ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計
算ヲ明ニスベシ

第二十條 退職手當積立金ノ積立ハ命令
ノ定ムル所ニ依リ他ノ財產ト分別シテ
左ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

一 郵便貯金
二 銀行ヘノ預金
三 金錢信託

四 登錄國債

第二十一條 事業主豫メ確實ナル方法及
利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受
ケタルトキハ退職手當積立金ヲ運用ス
ルコトヲ得

第十三條 第二項乃至第五項ノ規定ハ前
項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法ニ依リ退職手當積立金
トシテ積立ツル金額ハ所得稅法、營業
收益稅法及臨時利得稅法ノ適用ニ付テ
ハ之ヲ總損金又ハ必要ノ經費ト看做ス
道府縣市及市町村其ノ他ニ準ズベキモ
ノハ本法ニ依リ退職手當積立金トシテ
積立ツル金額ヲ標準トシテ課稅スルコ
トヲ得ズ

第二十三條 退職手當積立金ノ拂戻又ハ
償還ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ
差押フルコトヲ得ズ但シ本法ニ依ル退
職手當ヲ受クベキ者第二十四條第一項
第一號ノ金額又ハ第二十六條第一項ノ
特別手當ノ金額ニ付差押フルコトヲ妨
げズ

第二十四條 勞働者退職其ノ他ノ事由ニ
因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル
トキハ事業主ハ左ノ各號ノ金額ヲ退職
手當トシテ支給スベシ但シ命令ノ定ム
ル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テ
ハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコト
ヲ得

第二十四條 第十八條、第十九條第一項及第二
十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ労働
者ノ計算ニ屬スル金額

第二十六條 事業主ハ退職手當積立金ヨリ
手當トシテ支給スベシ但シ命令ノ定ム
ル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テ
ハ標準貯金二十日分ニ相當スル金額
ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手當ヲ加
算シテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所
ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加
算スルコトヲ要セズ)

**一 勤續一年以上三年未満ノ者ニ付テ
ハ標準貯金二十日分ニ相當スル金額
二 勤續三年以上ノ者ニ付テハ標準貯
金三十五日分ニ相當スル金額**

ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ一一
相當スル金額

前項第一號ノ金額ハ退職手當積立金ノ
中ヨリ之ヲ支給シ退職手當積立金ヲ以
テ之ヲ支給スルコト能ハザルトキハ事
業主ノ他ノ財產ヨリ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額ハ退職手當積立金
ノ中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得ズ

勞働者死亡シタル場合ニ於テハ退職手
當ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遺族又ハ勞
働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ
維持シタル者ニ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額トシテ之ヲ保留スベシ
リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生
ジタルトキハ事業主ハ第二十六條第一
項ノ特別手當ニ充ツル爲ノ積立金(特
別手當積立金)トシテ之ヲ保留スベシ

第二十六條 事業主事業ノ都合ニ依リ勞
働者ヲ解雇シタルトキハ退職手當トシ
テ第二十四條第一項ノ金額ノ外特別手
當積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號
ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手當ヲ加
算シテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所
ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加
算スルコトヲ要セズ)

第一勤續一年以上三年未満ノ者ニ付テ
ハ標準貯金二十日分ニ相當スル金額
二勤續三年以上ノ者ニ付テハ標準貯
金三十五日分ニ相當スル金額

及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ニ之ヲ充當スベシ
行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得
第二十八條 事業主ハ第十九條第二項ノ計算期ニ於テ退職手當積立金ノ缺損ヲ填補シ餘剰ヲ積立ツベシ
前項ノ規定ニ依リ餘剰ヲ積立ツル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ勞働者別ニ計算ヲ明ニスペシ
第二十九條 本法ニ依ル退職手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條 事業主退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ノ廢止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケタルトキハ少クトモ勤續一年ニ付標準賃金十二日分ニ相當スル金額ヲ加算シ
事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受ケザルニ拘ラズ其ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦前項ニ同ジ
第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第二項、第十一條第一項、第十四條、第十六條第一項、第十七條、第十八條、第十九條、第二十条
(第三條第四項又ハ第四十二條、第十四條、第十六條第一項、第十七條、第十八條、第十九條、第二十条)
第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事業主ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
第四十條 勞働者第十六條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ積立ノ最初ノ期間中ニ退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ第二十條第一項第二號ノ金額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額トス
第四十一條 事業主及勞働者ノ出捐ニ係ル組合ガ本法施行ノ際現ニ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ事業主行行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六条第一項第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨が若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第四十二条 事業主本法施行ノ際現ニ使用スル勞働者ノ本法施行前ノ勤務ニ對スル退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ準備積立金ニ、第二十九條及第三十條ノ規定ハ退職手當ニ之ヲ準用ス

第四十三条 本法ノ適用ヲ受ケタル事業ニ於ケル本法適用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用ニ依リ廢止又ハ變更セラルコトナシ但シ本法適用後ノ勤務ニ對シ

本法ニ依ル退職手當ヲ支給スル場合ニ於テハ從前ノ規程ニ依リ支給スベキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給スルヲ以テ足ル

第四十四條 國稅徵收法第十六條ニ左ノ

一項ヲ加フ 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同

ジ

第四十五條 郵便貯金法第四條ニ左ノ一
號ヲ加フ 五 退職積立金及退職手當法ニ依ル積立金ノ預入金

〔國務大臣潮惠之輔君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(潮惠之輔君) 只今上程ニ相成

リマシタ退職積立金及退職手當法案ニ付キ
マシテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、今
ヤ我ガ國ノ產業界ニ於キマシテへ事業主ト
労働者トヘ益々相親和シ、相協力シ、勞資
一體トナツテ產業ノ健全ナル發達ヲ圖ラナ
ケレバナラナイ時期デアルト考ヘルノデゴ
ザイマス、近時我ガ國ニ於ケル労動運動ガ
眞摯ナル發達ヲ爲シ、勞資ノ間ハ漸時其ノ
理解ヲ深メ偕和協力シテ國家產業ノ發展ニ
努メトスルノ機運ニ向ヒツ、アリマスコ
トハ、誠ニ喜バシキ傾向ト存ズル次第ゴ
ザイマス、惟フニ労働者ノ生活安定ハ國民
生活安定ノ一礎石ヲ爲スモノデゴザイマシ
テ、之ガ對策ヲ講ジマスコトハ現下ノ情勢
ニ鑑ミ極メテ緊要ノコトト考ヘマシテ、茲
ニ其ノ一方策トシテ退職手當制度ノ確立ヲ
圖リタイト考ヘマシタ次第ゴザイマス、
抑々退職手當制度ノ慣行ハ我ガ國獨特ノ美
風トシテ夙ニ發達シタモノデアリマシテ、
シテ居リマスルガ、未ダ一般的ト云フコト
ガ出來マセヌ、又手當ノ支給ニ關シマシテモ多

クハ事業主ノ任意ニ決スル所デアリマスノデ、其ノ間種々ノ問題ヲ惹起スル場合モアルノデゴザイマス、斯カル事情ニアリマスノデ、之ヲ法制化致シ、其ノ普及ヲ圖リ、其ノ内容ヲ合理的ナラシムルト共ニ、平素ヨリ之ガ支給準備ノ爲ニ積立ヲ爲サシメテ、其ノ支給ヲ確保スルコトハ極メテ緊要ノコトデアルト考ヘマス、仍テ本法案ハ事業主ニ對シ、賃銀ノ百分ノ二ノ積立義務ヲ課シ、更ニ事業ノ負擔能力ヲ考ヘマシテ、其ノ負擔能力ニ應ジ、賃金ノ百分ノ三迄ノ積立ヲ爲サシメ、其ノ積立額ヲ基礎トシテ退職手當ヲ支給セシムルコトト致シタノデゴザイマス、同時ニ労働者ニ對シマシテモ事業主ガ退職手當ヲ支給スルノニ相應ジマシテ、自ラモ亦其ノ退職時ニ備ヘシムル趣旨ノ下ニ、賃金ノ百分ノ二ノ積立ヲ爲サシムルコトニシタノデアリマス、今ヤ我ガ國ハ軍需工業ノ振興ト、輸出貿易ノ増加トニ依リマシテ、比較的好況ヲ見ツ、アルノデゴザイマスガ、斯カル時コソ將來ノ爲ニ相當ノ準備ヲ開始スルニ最モ適當ナ時期デアルト考フルノデアリマス、之ヲ要シマスルニ、本法案ハ我ガ國獨特ノ美風トシテ發達シマシタ慣行ヲ助長シテ、勞資協力ノ精神ノ下ニ労働者ノ退職時ノ經濟的不安ヲ緩和シ、安ンジテ其ノ勞務ニ努メシメ、延イテ產業ノ健全ナル發達ニ資セムトスルモノデゴザイマシテ、今日ノ情勢ニ鑑ミ極メテ緊要ノコトト考ヘラレマスガ、原案ノ本旨ハ本修正案ニ於テ退職手當積立金ヲ不正ニ處分シタル場合ノ罰金ヲ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ト致シテ居リマシタノヲ、一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金トスルコトノ修正デアリマス、本修正案ハ漸進的ニ社會立法ヲ進メテ行クト云フ趣旨ニ依ルモノトノデ、若シ兩院ノ御意見ガ一致ヲ致シマシ考ヘラレマスガ、原案ノ本旨ハ本修正案ニ於テモ大體現レテ居リマス、又政府ハ此ノ法案ノ速カニ成立スルコトヲ希望致シマスノデ、若シ兩院ノ御意見ガ一致ヲ致シマシタ上ハ、政府ヘ其ノ御決議ヲ尊重シ、善處致シタイト存ジマス、此ノ際如何ニモ恐縮ノデ、若シ兩院ノ御意見ガ一致ヲ致シマシニ存ジマスルガ、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ願ヒマス

○副議長(伯爵松平賴譽君) 質疑ノ通告ガゴザイマスカラ、御許シヲ致シマス、金岡本案ニ對シマシテ、衆議院ニ於キマシテ數箇ノ修正ガ加ヘラレタノデアリマス、第一海軍修理大臣竝ニ内務大臣ニ御尋ヲ致シタイトトシテ、今日ノ情勢ニ鑑ミ極メテ緊要ノコトト考ヘマシテ、茲ニ其ノ一方策トシテ退職手當制度ノ確立ヲ適用範圍ニ關スル修正デアリマシテ、政府原案ニ於キマシテハ當時三十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、礦山及ビ勅今ヲ以テ指定スル事業ニ本法ヲ適用スルコトニ致シタルノデアリマスガ、之ヲ常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、礦山ニ適用スルコトトシ、勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ削除スル

コトトセラレタノデアリマス、第一ニハ、閣ガ會期短キ此ノ特別議會ニ敢然トシテ御提案ニナリマシタ其ノ御勇斷ヲ多トスルガ、只今此ノ本案ニ最モ骨子ト致シマスル所ノ最モ味ノアル所ノ、本案ノ真先ニアル第一條ノ三十人ヲ五十人トスルト云フ衆議院ニ於テ修正ヲ加ヘラレタノデアリマシテ、政府ハ之ニ對シテ同意ノ意思ヲ表示セラレテ居リマス、政府ハ此ノ重要法案ニ付テ確乎タル信念ヲ以テ我ガ國獨特ノ此ノ重要法案トシテ折角御提出ニナリマシタ此ノ案ニ對シテ、何ガ故ニ之ヲ速カニ御同意ノ意思ヲ表示セラレマシタカ、之ヲ總理大臣竝ニ内務大臣ニ御尋ヲ致シタイト思ヒマス、五十人トナリマスルト云フト、實際問題ト致考ヘラレマスガ、原案ノ本旨ハ本修正案ニ於テモ大體現レテ居リマス、又政府ハ此ノ法案ノ速カニ成立スルコトヲ希望致シマスノデ、若シ兩院ノ御意見ガ一致ヲ致シマシタ上ハ、政府ヘ其ノ御決議ヲ尊重シ、善處致シタイト存ジマス、此ノ際如何ニモ恐縮ノデ、若シ兩院ノ御意見ガ一致ヲ致シマシニ存ジマスルガ、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ願ヒマス

○副議長(伯爵松平賴譽君) 質疑ノ通告ガゴザイマスカラ、御許シヲ致シマス、金岡本案ニ對シマシテ、衆議院ニ於キマシテ數箇ノ修正ガ加ヘラレタノデアリマス、第一海軍修理大臣竝ニ内務大臣ニ御尋ヲ致シタイトトシテ、今日ノ情勢ニ鑑ミ極メテ緊要ノコトト考ヘマシテ、茲ニ其ノ一方策トシテ退職手當制度ノ確立ヲ適用範圍ニ關スル修正デアリマシテ、政府原案ニ於キマシテハ當時三十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、礦山及ビ勅今ヲ以テ指定スル事業ニ本法ヲ適用スルコトニ致シタルノデアリマスガ、之ヲ常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、礦山ニ適用スルコトトシ、勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ削除スル

ニ、此ノ點ニ付キマシテ、最早彼此言フノ
餘地ガナニカトス様ニ信ジテ居ルノデアリ
マス、即チ此ノ五十人ニ引上ダラマシタ
コトニ依ツテ此ノ法案ヘ殆ド骨抜キ同様トナ
リ、殆ド蟬ノ脱穀同様ニ相成ッタノデヘナイ
カト私ヘ思フノデアリマス、之ガ爲ニ此ノ
法律ノ適用ヲ受ケマセヌ所ノ勞役者ハ約十八
萬人、即チ二十萬人近クニ相成ルカト承知致
シマス、二十萬人トロデ申シマスレバソレ
迄デアリマスガ、實際二十萬人ト云フ此ノ
大衆ノ生活安定ガ與ヘラレナイト云フコト
ニナリマシテヘ、此ノ法案ヘ骨抜キトナリ、
殆ド有名無實ニ近イモノデナニカト私ヘ信
ズルノデアリマシテ、現内閣ハ庶政ノ更革、
民心ノ安定ヲ主義政綱トシテ掲ガラレテ居
ルノデアリマシテ、此ノ大事ノ金看板ガ或
ハ行方不明ニナルノデヘナイカト云フコト
ヲ思ハレマス、是デハ其ノ聲明ヲ裏切り、
延イテハ現内閣ノ鼎ノ輕重ヲ問ヘル、ノデ
ハナイカト云フコトヲ深ク遺憾トスルモノ
デアリマス、政府ハ何故ニ、此ノ大修正ニ
對シテ斷乎反対ノ意思ヲ表明セラレマシテ、
或ハ場合ニ依ツテハ本案ヲ撤回シ、來ルベキ
議會ニ於テ更ニ捲土重來ヲ畫サレルヤウナ
コトヲナサレナカッタノカ、是ハ現内閣ノ爲
ニ頗ル心外トスル所デゴザイマス、以上ノ
私ノ申シマシタコトニ付キマシテ、總理大臣
臣竝ニ内務大臣ヨリ御所見ヲ伺ヒタイト思
ヒマス

キマシテハ從來各方面デ御意見ガアルノデ
アリマス、從ツテ他ノ法制ト必ズシモ歩調ヲ
合ハスル必要モナク、及實際ニ微シテ步調
ヲ合ハセヌコトガ實情ニモ合フノデ、ナイ
カト存ジマシテ、是等ノ意見ヲ綜合シテ考
ヘマシタ揚句、政府ハ原案トシテ三十人ト
云フコトヲ以テ提案致シタノデゴザイマス、
ノ合ハセヌコトガ實情ニモ合フノデ、ナイ
政府ト致シマシテハ、此ノ三十人ハ適當ナ
ル案ト存ジテ居ルノデゴザイマスケレドモ、
先刻モ申上ゲマシタヤウニ、之ヲ衆議院ニ
於テ御修正ニナリマシタ御趣意モ、社會立
法ヲ漸進的ニシテ行カウト云フ御修正ニア
リマスルシ、若シ此ノ點ニ付キマシテ兩院御
一致ノ意見ト云フコトニ相成リマスレバ、
政府トシテハ十分ニ此ノ御趣意ヲ尊重シテ
善處ヲ致シタイト云フ考ヲ申上ゲマシタノ
デアリマス、左様ナコトニ相成リマシテ、
本案ノ趣旨ヲ沒却スルト云フコトニナレバ
格別デゴザイマスケレドモ、政府ガ勞働者
ノ福趾ヲ増進シ、又一面ニ於キマシテハ事
業主、產業界ノコトヲ考ヘルト、該趣旨ニ
於キマシテハ、矢張リ修正ニ依リマシテモ
現レ得ルノデゴザイマスカラ、左様ナ考カ
ラ御意見ガ兩院、御決リニナリマスレバ善
處致シタイト申上ゲタ趣意デアルノデゴザ
イマス、右様ノ次第デゴザイマスノデ、金
岡君ニ於カレマシテモ特ニ御諒察ヲ願ヒタ
イト存ジマス

ノ修正モ其ノ趣意ニ出デテ居ルト云フコト
ヲ察シマシテ、寧ロ撤回スルヨリモ、成立
ヲ希望スル趣旨ニ於テ、斯カル修正ニ同意
ヲ致シタノデアリマスカラ、左様御承知ヲ
願ヒマス。
〔金岡又左衛門君演壇ニ登ル〕
○金岡又左衛門君 総理大臣職ニ内務大臣
ヨリ御所見ヲ伺ヒマシタガ、本案ハ漸進的ニ
ヤル、多少トモ其ノ趣旨ガ沒却セラレナイン
コトデアルナラバ、本案ノ修正ニ同意ラス
ルト云フヤウナ御趣旨デアリマシタ、ソレデ
ハ此ノ現内閣ノ非常時ニ立クレマシタ非常
時内閣トシテ、非常ナ決意ヲ以テ立タレマ
シタル現内閣ニ對シテ、私ハ御警告ヲ申上
ゲタイト思ヒマス、廣田總理大臣ハ特別議會
ノ弊頭ニ於キマシテ、貴衆兩院ニ向ツテ聲明
ヲシテ居ラレマス、又或ル機會ニ於テモ堂々
トシテ聲明ヲシテ居ラレマスルノハ、政府
ハ徒ニ舊習ニ囚レズ、其ノ是ナリト信ズル
所ニ向ツテヘ斷乎トシテ邁進シ、敢テ偷安一
時ヲ糊塗シ、百年ノ大計ヲ忘ル、ナカラム
コトヲ固ク期スルノデアルト云フコトヲ聲
明ニナシテ居ルノデアリマス、此ノ趣旨ニ於
テモ政府ヘ確乎タル信念ヲ持チ、確乎不動
ナル態度ヲ以テ強力ナル政治ヲ御斷行アラ
ムコトヲ切ニ御警告申上ゲマス、私ノ質疑
は是デ終リマス。
○子爵池田政時君 只今議題ト相成リマシ
タ退職積立金及退職手當法案ハ重要ナル法
案アリマスルガ故ニ其ノ特別委員ノ數ヲ
十八名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スル動
議ヲ提出致シマス。
○副議長(伯爵松平頼壽君) 賛成
○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(伯爵松平頼壽君) 池田子爵ノ動
議メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマ
ス

<p>○副議長(伯爵松平頼壽君) 休憩前ニ引續キマシテ開會ヲ致シマス、土方寧君ヨリ先刻ノ同君ノ發言ニ付自己ノ責任上辯明致シタキ旨要求ガゴザイマシタガ、此ノ際之ヲ許可スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ</p> <p>○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、土方寧君</p> <p>〔土方寧君演壇ニ登ル〕</p>	<p>午後六時二十五分開議</p>	<p>○副議長(伯爵松平頼壽君) 休憩前ニ引續キマシテ開會ヲ致シマス、土方寧君ヨリ先刻ノ同君ノ發言ニ付自己ノ責任上辯明致シタキ旨要求ガゴザイマシタガ、此ノ際之ヲ許可スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ</p> <p>○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、土方寧君</p> <p>〔土方寧君演壇ニ登ル〕</p>	<p>午後五時一分休憩</p>	<p>○副議長(伯爵松平頼壽君) 休憩前ニ引續キマシテ開會ヲ致シマス、土方寧君ヨリ先刻ノ同君ノ發言ニ付自己ノ責任上辯明致シタキ旨要求ガゴザイマシタガ、此ノ際之ヲ許可スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ</p> <p>○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、土方寧君</p> <p>〔土方寧君演壇ニ登ル〕</p>
				退職積立金及退職手當法案特別委員会
公爵慶司	信輔君	侯爵佐佐木行忠君		
伯爵林	博太郎君	子爵野村益三君		
子爵岡部	長景君	子爵増山正興君		
男爵赤松	範一君	男爵北河原公平君		
松本	學君	小久保喜七君		
阿部房次郎君		藤原銀次郎君		
久恒 貞雄君		濱口儀兵衛君		
大澤徳太郎君		金岡又左衛門君		
○副議長(伯爵松平頼壽君)	是デ暫時休憩			
致シマス				

投票券ヲ發賣スルト云フコトヲシテモ、是等ノ詔書ニ御示シニナッテ居ル聖旨ニ反シ

ナイト云フ御答デアリマシタ、私ハドコ迄モ反スルト云フコトガ正解デアルト確信シテ居ルノデアリマスカラシテ、遂ニ是ト正反對ノ解釋ヲセラレタノハ、是等ノ詔書ヲ正解

スル能力ノナイコトヲ自白シタト同様ニ見

ル外仕方ガアリマセヌト云フコトヲ申シマシタ、所ガソレハドウモ穩カデアルマイ、

餘リ強イコトヲ言過ギタノデヤナイカト云

フ注意ヲ受ケマシテ、能ク考ヘテ見マスト、

成程餘リ強烈ニ過ギタ言葉ヲ使ツタヤウニ思ヒマスカラ、之ヲ取消シマシテ、斯クノ如キ詔書ニ示サレル聖旨ニ反スルヤ否ヤト云フヤウナ重大ナ問題ニ付テ、私ハ反スルト確信スルガ、是ト正反對ノ閣僚全體ノ御答辯ヲ得タト云フコトハ遺憾至極ニ存ジマス、トスウ云フコトニ訂正致シマスカラ、左様御承認ヲ願ヒタイ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二十二百貨店法案 衆議院送付 第一讀會

右本院提出案及送付候也

昭和十一年五月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿 富田幸次郎

百貨店法

第七條

主務大臣ハ百貨店ノ所爲ニシテ

百貨店法

第一條 本法ニ於テ百貨店ト稱スルハ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ

衣食住ニ關セサル物品ヲ小賣スル場合

ト雖百貨店ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スト

第二條 百貨店ノ業務ヲ營ムトスル者ハ事業方法其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ニ申請シ免許ヲ受クヘシ

主務大臣前項ノ免許ヲ爲スニ當リテハ特定ノ審議機關ノ審議ノ結果ヲ參酌ス

ルコトヲ得

前項ノ審議機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區營業者ノ代表者、同業組合ノ

代表者及所管公吏ヲ以テ之ヲ組織ス

若ハ擴張セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用

位置ヲ變更シ又ハ店舗若ハ賣場ヲ新設

若ハ擴張セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 百貨店ハ毎月一齊ニ三日以上ノ休日ヲ設クヘシ

第十一條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ百貨店ニ對シ其ノ營業若ハ財産ノ状況報告ヲ爲シメ又ハ營業若ハ財產ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

前項ノ審議機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區營業者ノ代表者、同業組合ノ

代表者及所管公吏ヲ以テ之ヲ組織ス

若ハ擴張セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用

位置ヲ變更シ又ハ店舗若ハ賣場ヲ新設

若ハ擴張セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

在ラス

第十七條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舗若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店ノ既存ノ店舗、出張所又ハ代理店ハ第四條ノ規定ニ拘ラス其ノ營業ヲ繼續ス

第四條 ハ前二項ノ場合ニ於テ其ノ營業繼續ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ期日以前ニ於テ百貨店ノ本店又ハ其ノ他ノ營業所ノ設置若ハ位置變更ニ著手シ又ハ店舗若ハ賣場ヲ新設若ハ擴張ニ因リテ生シタル損失ニ付政府ニ對シ補償ヲ請求スルコトヲ得

可ヲ得ルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ他ノ營業所ノ設置若ハ位置變更ニ著手シ又ハ店舗若ハ賣場ヲ新設若ハ擴張ニ因リテ生シタル損失ニ付政府ニ對シ補償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル補償額決定ノ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別段御質疑ガヨリ日程第五十一迄ノ請願、會議

ナケレバ、本案ハ之ヲ大正十三年法律第二十四號中改正法律案ノ特別委員ニ付託ヲ致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別段御質疑ガヨリ日程第五十一迄ノ請願、會議

ナケレバ、本案ハ之ヲ大正十三年法律第二十四號中改正法律案ノ特別委員ニ付託ヲ致シマス

ノタメ茲ニ載錄ス以下之ヲ倣フ

意見書案

贊種共同施設組合制度樹立ニ關スル件

岡山市岡山縣蠶種業組合長小島銀治
呈出

右ノ請願ハ蠶種ノ良否へ直接養蠶ノ豐凶ヲ左右シ養蠶家ノ經濟ニ關係スル所多大ナルニ拘ラス輓近製絲業者ノ蠶種製造兼營ヘノ進出ト特約養蠶者ヘノ強制配給トノ重壓ヲ蒙リ中小蠶種製造者ノ窮境ニ陥リタルハ斯業ノタメ遺憾ナルニ依リ速ニ蠶種共同施設組合制度ノ樹立竝助成、普通蠶種國家管理制度ノ實現ヲ促進セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因ニ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

山村住民救濟ニ關スル件
岐阜縣郡上郡牛道村西多農驚見石之助外三千五百十二名呈出
右ノ請願ハ山村住民ノ救濟ハ從來農山漁村ト稱スル一律ノ施設ニヨリ未山村ノ特殊性ニ留意セラレサルノ憾アルニ依リ第二期林野治水事業ノ完璧、縣道ノ改修速成、林道ノ普遍的開鑿、植林費ノ補助、政府所有米ノ拂下、雪害ノ救濟、山林ノ合理化等請願人等所案ノ如ク實行シ以テ山村住民ノ甦生ヲ圖ラレタシノト旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

水產物ノ利用ニ關スル件
東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長
子爵野村益三呈出

官報號外

昭和十一年五月二十五日

貴族院議事速記録第十四號

共同施設組合制度樹立ニ關スル請願外二十八件

三

三

右ノ請願ハ水產物ノ利用方法ハ近年長足ノ進歩ヲ見タルモ尙今後ノ改善ニ待ツヘ

キモノ多ク殊ニ鮪、鰯等ノ大量漁獲物ニ
關シテハ漁村更生ノ見地ヨリモ之カ改善
ノ急務ナルニ依リ速ニ水產物利用改善ニ
關スル指導助成ノ方策ヲ擴充セラレタシ
トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和十一年 月 日
貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

右ノ請願ハ漁船ハ漁業上ノ基本設備ナルト共ニ漁業者ノ重要財産ナルニ依リ之力經濟價值保全ト資金化トヲ圖ルハ斯業

安全ニ寄與スル所以ナルノミナラス水產金融改善上貢獻スルトコロ多大ナルヲ以テ速ニ國庫補助ニ依ル漁船保險制度ヲ創設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年五月日
貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

右ノ請願ハ曩ニ漁業組合制度ヲ改正セラレ漁業經濟更生計畫ノ確立ヲ期セラレタリト雖同組合ニ對スル金融施設ニ至リテハ未改善セラレサルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ漁業組合ヲ中心トスル漁村金融體系ヲ確立セラレタシトノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

意見書案

東京市赤坂區溜池町帝國水產會會長
子爵野村益三呈出

ニシテ漁村經濟存立ノ基礎ナルニ拘ラズ
輓近沿岸漁場ノ荒廢ニ伴ヒ漁村ノ窮乏甚
甚シキハ遺憾ナルニ依リ速ニ資源ノ培養
増殖ヲ基調トル沿岸漁業振興ノ方策ヲ
確立セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ
願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候
因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付
候也

明治十一年八月一日
貴族院議長公爵近衛文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

民山城東榮外六十一名呈出
茨城縣多賀郡高岡村商鈴木龜太郎外
千三百四名呈出

埼玉縣北埼玉郡埼玉村長町田正之助
外八萬五百七名呈出

捨吉外一萬千七百三十五名呈出
三重縣員辨郡神田村大字筑紫農種村
吉次郎外九千五百五十七名呈出

宮崎縣東臼杵郡東鄉村大字山陰農委
須熊吉外四百五名呈出

節ニ惠マレサル我國ニ於テ治山治水ハ重要ナル國策タルニ拘ラズ昭和九年ヲテ終了セル第一期森林治水事業ノ實績ヲ見ルニ尙引續キ急施ヲ要スルモノ多クナニ内容ヲ擴充セル第二期森林治水事業ノ実施ハ急務タルニ依リ昭和十一年ヨリナラ実施シ以テ治水ノ完璧ヲ期セラレタシ

トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

宗道湖岸鹹害水害對策實施ノ件

島根縣八束郡朝酌村長青山勘十郎外
十四名呈出

右ノ請願ハ島根縣宗道湖岸十五箇町村ニ
於ケル沃野ノ灌漑ハ古來湖水ノ揚水ナル
ニ近時斐伊川改修工事ニ伴フ大橋川ノ浚
渫未全カラサルニ拘ラス海水ノ逆流ヲ見
湖水ノ含鹽量頓ニ増加シ來タリ灌漑用水
トシテ適セサルニ至リタルノミナラス一
朝豪雨ニ際會セハ湖岸耕地忽チ湛水シ年
歲多大ノ被害ヲ蒙ル等住民ノ不安甚シキ
ニ依リ速ニ之カ對策ヲ講セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

島根縣八束郡朝酌村長青山勘十郎外
十四名呈出

右ノ請願ハ島根縣宗道湖岸十五箇町村ニ
於ケル沃野ノ灌漑ハ古來湖水ノ揚水ナル
ニ近時斐伊川改修工事ニ伴フ大橋川ノ浚
渫未全カラサルニ拘ラス海水ノ逆流ヲ見
湖水ノ含鹽量頓ニ増加シ來タリ灌漑用水
トシテ適セサルニ至リタルノミナラス一
朝豪雨ニ際會セハ湖岸耕地忽チ湛水シ年
歲多大ノ被害ヲ蒙ル等住民ノ不安甚シキ
ニ依リ速ニ之カ對策ヲ講セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

トシ以テ雪害ニ對スル應急並恆久對策ヲ講
セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

シ以テ雪害ニ對スル應急並恆久對策ヲ講
セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

シ以テ雪害ニ對スル應急並恆久對策ヲ講
セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

山陽本線那波、西大寺ノ兩驛間鐵道敷
設ノ件

兵庫縣赤穂郡赤穂町加里屋士族製鹽
業岩佐一郎外三百九十三名呈出

右ノ請願ハ山陽本線那波ヨリ分岐シ同線
外二十一名呈出
名提出
福島縣石城郡江名町長河野嘉藏外五
小名濱線鐵道敷設ニ關スル件

右ノ請願ハ未成線小名濱線鐵道ノ經由地
ニ關シ湯本ヲ經テ小名濱ニ通セシメント
スルノ議アルヤニ仄聞スルモ同鐵道ハ夏
井村、高久村竝豐間、江名ノ兩漁場ヲ通
過セシムルヲ以テ其ノ利用價值最多ク沿
線ノ豐富ナル農產水產ノ資源開發ニ資ス
ル所多大ナルニヨリ請願人等記述ノ如ク
同鐵道ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ
貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト
議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別
冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

利根川治水對策事業ノ豫算計上ニ關ス
ル件

茨城縣猿島郡生子音村生子農塚原喜
秀外三千五百七十九名呈出

右ノ請願ハ茨城縣猿島郡生子音村生子農塚原喜
秀外三千五百七十九名呈出

右ノ請願ハ新潟縣長岡市東千手町公吏木村清三
郎外一萬九千八十六名呈出
刻ヲ極メ雷ニ産業交通上ノミナラス人命
及家屋ノ損傷等市民生活ヲ甚シク脅威シ
復舊助成金ノ交付、低利資金、勸業資金
ノ融通、公租公課ノ減免、排雪設備ノ公
設設又ハ補助、融雪時ノ洪水ニ對スル防
施設、雪害調查救濟機關ノ設置等ヲ實行

右ノ請願ハ新潟縣長岡市東千手町公吏木村清三
郎外一萬九千八十六名呈出
刻ヲ極メ雷ニ産業交通上ノミナラス人命
及家屋ノ損傷等市民生活ヲ甚シク脅威シ
復舊助成金ノ交付、低利資金、勸業資金
ノ融通、公租公課ノ減免、排雪設備ノ公
設設又ハ補助、融雪時ノ洪水ニ對スル防
施設、雪害調查救濟機關ノ設置等ヲ實行

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

郡山區裁判所管轄區域擴張ノ件

福島縣郡山市長和田潤呈出

右ノ請願ハ郡山區裁判所管轄區域ヲ擴張
シテ白河區裁判所管轄ノ岩瀬、石川ノ二
郡及福島區裁判所管轄ノ安達郡ノ内本宮
町外九箇村ヲ移管スルハ元來郡山市ト前
記地方ト經濟上相互密接ノ關係ヲ有スル
ノミナラス水郡線完通ニ依リ交通上ノ利
便モ亦到底現管轄裁判所ニ至ルノ比ニ非
サルヲ以テ速ニ之ヲ實現セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿
内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

意見書案

第二期森林治水事業實施ニ關スル件

東京赤坂區溜池町全國山林會聯合

會頭男爵小畑大太郎呈出

右ノ請願ハ治水事業ノ成否ハ國土ノ保安、

產業ノ興廢ニ影響スル所大ナルニ拘ラス

昭和九年度ニテ終了セシ第一期治水事業

ハ尙幾多ノ事業殘存セルノミナラス新規

所要ノ施設多ク之カ内容擴充シテ續行セ

サレハ治水ノ完璧ヲ期シ難キニ依リ速ニ

二期森林治水事業計畫ヲ樹立シ昭和十

二年度ヨリ實施セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ

別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

雪害對策ノ施設ニ關スル件

新潟縣中蒲原郡新飯田村農大野榮外

二萬七千六百八名呈出

右ノ請願ハ新潟縣ハ全國ニ冠タル積雪地

ニシテ天惠乏シキカ爲產業、交通、教育、

保健等社會萬般ニ瓦リ不利多ク殊ニ近時

ノ不況ニ伴ヒ疲弊益著シキニ加ヘ今春ノ

如ク雪害甚大ナルハ遺憾ナルニ依リ之カ

救濟策トシテ東北六縣ト同様特異地域ニ

加ヘ以テ住民ノ生活安定上各般ノ保護施

設ヲ爲サレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ

願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

北海道手宮、北祝津間ニ省營自動車運

輸開始ノ件

北海道高島郡高島町字南高島町平民

公吏竹島武治郎外五十名呈出

右ノ請願ハ北海道高島郡高島町ハ小樽市

隣接ノ漁業地、郊外住宅地トシテ同市ト

ノ交通頻繁ナルニモ拘ラス未十分ナル交

通機關ニ惠マレス地方民ノ不利不便尠カ

ラサルハ甚遺憾ナルニヨリ札幌、手宮間

ノ省營自動車ヲ同町字北祝津迄延長運轉

シ以テ同地方ノ交通竝產業ノ發達ニ資セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

北海道高島漁港築設ノ件

北海道高島郡高島町字南高島町平民

公吏竹島武治郎外二十五名呈出

右ノ請願ハ北海道高島郡高島町ハ夙ニ漁

業地トシテ著ハルノミナラス地理的關

係上小樽港ノ發展ニ伴ヒ之カ副港的漁港

トシテ恰當ノ地ニ位シ且天然ノ地形ヲ利

セハ比較的工費少クシテ安全ナル漁港ヲ

築設シ得ルニ依リ速ニ國費ヲ以テ之カ實

現ヲ圖リ船舶航行ノ安全ト產業發展トニ

資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願

意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因

テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

海事行政ノ統一ニ關スル件

名古屋市南區熱田新田東組平民稻垣

諭治郎呈出

右ノ請願ハ等シク我國旗ヲ掲揚スル船舶

ニシテ内地ト殖民地トノ海事行政夫夫異

ナル爲沿岸貿易、船舶検査、海拔免狀、

船員ノ雇傭契約、海難届等ノ公認、手續

等相違シ就中海事審判ニテ内地ト殖民地

トノ兩者ニ跨ル衝突事件ハ其ノ裁決各異

ナリ海事行政不統一ノ嫌アルニ依リ速ニ

殖民地ニ於テモ内地ト同シク二審制度ト

爲シ連絡統制ヲ執ルヤウ改正セラレタシ

トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採

擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六

十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

岡山縣倉敷市ニ區裁判所設置ノ件

岡山縣倉敷市長平松俊太郎外二十名

呈出

右ノ請願ハ岡山縣倉敷市及隣接町村ハ近

時産業竝經濟上ノ發展著シク其ノ訴訟事

務亦益增加セルニ拘ラス同地方ノ區裁判

所事務ノ管轄ハ岡山、玉島ノ兩區裁判所

ニ屬スル爲地方民ノ不便専カラサルニ依

リ同市及隣接町村ヲ管轄區域トスル區裁

判所ヲ倉敷市ニ設置セラレタク若シ之カ

速時實現不能ナル場合ハ同地方ヲ總テ交

通上便利ナル岡山區裁判所ノ管轄トセラ

レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

島根縣三隅川改修ニ關スル件

島根縣那賀郡三隅町長寺戸光次外十

名呈出

右ノ請願ハ島根縣那賀郡安城村及美濃郡

二川村ニ源ヲ發シ四箇町村ヲ經テ日本海

=注ク三隅川ハ水量豊富ナルニ拘ラス河

床淺ク幅員狹小ニシテ一朝豪雨ニ際會セ

ンカ容易ニ決潰シ年歲人畜田畠ノ被害甚

大ナルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ同川ヲ改

修シ以テ水害ノ慘禍ヲ根絶シ之カ沿岸地

方民生活ノ安定ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニ

シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

廣告物取締ニ關スル法令改正ノ件

東京小石川區原町都市美協會會長

男爵阪谷芳郎呈出

右ノ請願ハ輓近都市ニ於ケル廣告、看板

等ハ産業ノ發達ト共ニ益多キヲ加フルニ

拘ラス廣告物取締法ハ制定後既ニ久シク

現今ノ實情ニ副ハサルノミナラス其ノ運

用ニ關スル地方廳令區ナルハ遺憾ナルニ

依リ之等法令ノ改正ヲ行ヒ取締ノ基準ヲ

確立シ以テ風致及都市美ノ顯現廣告文

化ノ向上ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴

族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議

決候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊

及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

第二期森林治水事業實施ニ關スル件

東京赤坂區溜池町全國山林會聯合

會頭男爵小畑大太郎呈出

右ノ請願ハ治水事業ノ成否ハ國土ノ保安、

產業ノ興廢ニ影響スル所大ナルニ拘ラス

昭和九年度ニテ終了セシ第一期治水事業

ハ尙幾多ノ事業殘存セルノミナラス新規

所要ノ施設多ク之カ内容擴充シテ續行セ

サレハ治水ノ完璧ヲ期シ難キニ依リ速ニ

二期森林治水事業計畫ヲ樹立シ昭和十

二年度ヨリ實施セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊

及送付候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

雪害對策ノ施設ニ關スル件

新潟縣中蒲原郡新飯田村農大野榮外

二萬七千六百八名呈出

右ノ請願ハ新潟縣ハ全國ニ冠タル積雪地

ニシテ天惠乏シキカ爲產業、交通、教育、

保健等社會萬般ニ瓦リ不利多ク殊ニ近時

ノ不況ニ伴ヒ疲弊益著シキニ加ヘ今春ノ

如ク雪害甚大ナルハ遺憾ナルニ依リ之カ

救濟策トシテ東北六縣ト同様特異地域ニ

加ヘ以テ住民ノ生活安定上各般ノ保護施

設ヲ爲サレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ

願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和十一年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

官報號外

昭和十一年五月二十五日 貴族院議事速記録第十四號

靈種共同施設組合制度樹立ニ關スル請願外二十八件 會議

意見書案

新宮川治水工事速成ノ件

三重縣南牟婁郡鶴殿村長倉本徳之助

外二名呈出

右ノ請願ハ新宮川ノ治水ハ多年ノ要望ナ

ルニ拘ラス未其ノ實現ヲ見ス年歲流域地

方ノ產業竝經濟上ノ被害甚大ナルハ洵ニ

遺憾ナルニ依リ速ニ新宮川下流及支流相

野谷川沿岸ニ對シ應急施設ヲ圖ラレタシ

トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體へ採

擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六

十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

御影附近、邊富内間鐵道分歧點ニ關スル件

北海道河西郡御影村字御影農矢野治吉外三名呈出

右ノ請願ハ本期議會ニ豫定線編入及起工豫算ノ提案ニ至リタル十勝御影附近、膽振邊富内間鐵道ハ交通竝產業上根室本線御影驛ヨリ分岐スルヲ以テ最適當ナルニ依リ同鐵道ハ御影驛ヨリ分歧敷設セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

姫津線佐用、因美線智頭ノ兩驛間鐵道速成ノ件

兵庫縣佐用郡佐用町長鎌井丈太郎外三百六名呈出

右ノ請願ハ姫津線佐用驛、因美線智頭驛間鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ノ豊富ナル

農產、林產ノ資源ヲ開發スルノミナラス

姫路、鳥取ヲ結フ捷徑トシテ運輸交通上亦須要ノ線路ナルニ依リ速ニ之ヲ實現セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

北海道拓殖鐵道補助年限延長ノ件

北海道札幌市社團法人北海道鐵軌同志會常任理事長畠金吉呈出

右ノ請願ハ大正九年法律第五十六號ニ依リ補助セラル北海道ニ於ケル私設鐵道及軌道ハ同道ノ拓地殖民ノ先驅トシテ貢獻スル所多大ナルニ拘ラス其ノ業績概不不振ニシテ所期ニ反スルコト尠カラサル

ハ畢竟臺灣、朝鮮等ト異リ同道ノ特殊事

情就中雪害ニ基因スルコト甚シク國家ノ

保護ヲ加ヘラルヘキ必要程度ハ遙ニ前記

地方以上ナルニ依リ同法律中「十五年」トアルヲ「二十年」ト改メ以テ同道ノ私設鐵道及軌道ニ對シテ其ノ補助ヲ更ニ五箇年延長シ其ノ救濟ニ資セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

御影附近、邊富内間鐵道分歧點ニ關スル件

北海道河西郡御影村字御影農矢野治吉外三名呈出

右ノ請願ハ本期議會ニ豫定線編入及起工豫算ノ提案ニ至リタル十勝御影附近、膽振邊富内間鐵道ハ交通竝產業上根室本線御影驛ヨリ分岐スルヲ以テ最適當ナルニ依リ同鐵道ハ御影驛ヨリ分歧敷設セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

意見書案

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御報告ヲ致ス

請願委員長ノ報告通り、採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御報告ヲ致スコトガゴザイマス、休憩中、内閣總理大臣ヨリ、本月二十五日マデ一日間帝國議會會期延長ヲ命ぜラル、旨ノ詔書ヲ傳達セラレマシタ、本日ノ議事ハ是ニテ延會致シマス、明日ハ午後一時半ヨリ開會致シマス、日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス

本日ハ是ニテ散會致シマス
午後六時二十九分散會